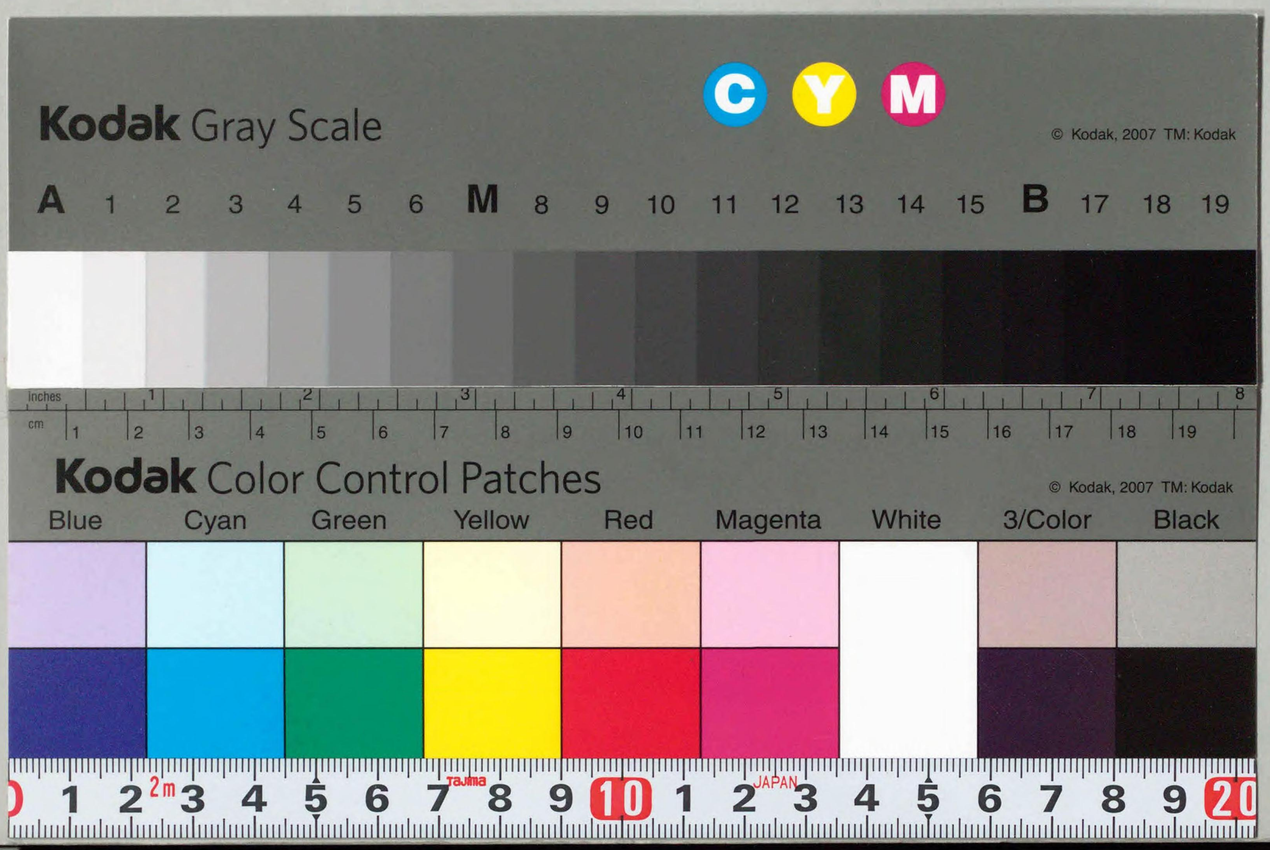
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
Inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
TAJIMA
JAPAN

CZ-2711-12
1200404133912

CZ
2711
12

最高裁判所裁判集

昭和二四年六月
刑事第十一号（第一号―第三四号）

最高裁判所

最高裁判所裁判集（刑事）

凡例

一、本裁判集には、最高裁判所における判決、決定のうち事務総局訟廷部において作成配付している刑事判例要旨カードに採録されたものに限定して集録した。

一、集録の順序は、裁判の日の前後により、裁判の日が同一のものは上告事件、非常上告事件、再審請求事件、その他の事件の順序とし、且つ、同種の事件にあつては事件番号の順序とした。

一、末尾の本号集録事件の事件番号別索引を附した。

國會圖書館
50.4.17
圖書館藏書

1018457

最高裁判所裁判集（刑事第一二号）目次

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和二三年(れ)一九五一	昭和二二年政令第三二八号違反、議院に於ける証人等の宣誓及び証言に関する法律違反	西尾末広	昭和二四年六・一	大	一部破棄自判一部棄却	東京高	一
昭和二四年(れ)一九二	銃砲等所持禁止令違反	鈴木正夫	六・二	一	棄却	東京高	三九
昭和二四年(れ)五二七	窃盗	稲地登 外一名	六・二	一	棄却	札幌高	四三
昭和二四年(れ)八	強盗傷人、強盗、窃盗	朴学水	六・四	二	棄却	大阪高	四九
昭和二四年(れ)一一	強盗殺人	金井昭 外一名	六・四	二	棄却	大阪高	五七
昭和二四年(れ)二一三	強盗殺人	鈴木義明	六・四	二	棄却	仙台高	六五
昭和二四年(れ)九二二	強盗殺人、強盗未遂	佐藤務	六・四	二	棄却	福岡高	一〇七
昭和二四年(そ)二	窃盗（非常上告）	奈良常太郎	六・四	二	破棄	前橋地	一一五
昭和二三年(れ)一八五三	傷害	田村太郎こと甲田錫	六・七	三	棄却	名古屋高	一一九

昭和二四年(れ)	九三	強盗、公務執行妨害、傷害	加茂弘雄	六・七	三	棄却	大阪高	一二三	
昭和二四年(れ)	一〇一	町村長選挙罰則違反	宍戸元蔵	六・七	三	棄却	仙台高	一三一	
昭和二四年(れ)	五〇〇	物価統制令違反	杉原憲四郎	六・七	三	棄却	大阪高	一三九	
昭和二四年(れ)	七四三	強盗、窃盗	小森谷健一 外二名	六・七	三	棄却	東京高	一四三	
昭和二四年(れ)	七五五	詐欺	権元祚	六・七	三	棄却	大阪高	一四九	
昭和二四年(れ)	八四八	詐欺、窃盗	南雲正吉	六・七	三	棄却	東京高	一六一	
昭和二四年(れ)	九八六	強盗殺人	板垣勝男	六・七	三	棄却	東京高	一六七	
昭和二三年(れ)	二一一五	昭和二二年政令第一六五号違反	竹内こと田頭四郎	六・七	三	棄却	広島高	一九五	
昭和二四年(れ)	五〇二	賍物故買	国府已三郎	六・九	一	棄却	大阪高	一九九	
昭和二三年(れ)	二〇六九	窃盗	大場芳男	六・一一	二	棄却	福岡高	二〇三	
昭和二三年(れ)	二〇八八	傷害、恐喝未遂	菊本 外一名進	六・一一	二	棄却	東京高	二一一	

二

昭和二四年(れ)	七一〇	有毒飲食物等取締令違反	下国勇	六・一一	二	棄却	札幌高	二一九	
昭和二四年(れ)	二〇三二	銃砲等所持禁止令違反	新井行雄 外二名	六・一一	二	棄却	東京高	二二七	
昭和二三年(れ)	一八六二	昭和二二年勅令第一号違反	田中沢二	六・一三	大	棄却	東京高	二四一	
昭和二三年(れ)	二一一八	昭和二二年勅令第一号違反、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反	河野一郎 外二名	六・一三	大	破棄自判	東京高	二八一	
昭和二四年(れ)	二二六	昭和二二年勅令第一号違反	大久保留次郎	六・一三	大	破棄差戻	東京高	三三五	
昭和二四年(れ)	一一六	傷害	中村元一	六・一四	三	棄却	大阪高	三五五	
昭和二四年(れ)	一七四	昭和二二年政令第一六五号違反、暴行	元永淑	六・一四	三	棄却	東京高	三六三	
昭和二四年(れ)	九三九	強盗	古川栄太郎	六・一四	三	棄却	大阪高	三七一	
昭和二三年(れ)	二〇二四	建造物侵入、騒擾	李元 外二五名	六・一六	一	棄却	大阪高	三七五	
昭和二四年(れ)	七	住居侵入、準強盗傷人	稲田寅吉	六・一六	一	棄却	福岡高	三八七	
昭和二四年(れ)	二五七	傷害、詐欺	向里政文	六・一六	一	棄却	東京高	三九五	

三

昭和二四年(れ)	二八六	強盗殺人未遂、強盗傷人、窃盗、詐欺、加重逃走、住居侵入	佐	熊	良 唯	六・一六
昭和二四年(れ)	八五七	殺人、死体遺棄、死体損壊	平	岩	文 男	六・一六
昭和二四年(れ)	一四	強盗殺人、住居侵入	太	田	繁 政	六・一八
昭和二四年(れ)	七九	賍物運搬、賍物牙保、物価統制令違反	松	林	悦 三 外四名	六・一八
昭和二四年(れ)	七四九	賭場開張図利、同幇助	久保田		正 信 外二名	六・一八
昭和二四年(れ)	七七三	準強盗	金		順 彰	六・一八
昭和二四年(れ)	九三二	強盗	古	川	昭 吾	六・一八
昭和二四年(れ)	五一	麻薬取締規則違反	上	原	一 市	六・二二
昭和二四年(れ)	六三	傷害、窃盗	松	木	秀 夫	六・二二
昭和二四年(れ)	一九一	賍物運搬	伏	見	梧 郎	六・二二
昭和二四年(ク)	一九	放火被告事件につきなした裁判官忌避申立に対する決定の抗告につきなした決定に対する特別抗告	抗告人 田	中	清 明	六・二二
大						
棄却						
東京高						
四九七						

昭和二四年(れ)	三四	町会議員選挙罰則違反	勝		治 市	六・二五
昭和二四年(れ)	四四	傷害致死	堤	野	善 治 外一名	六・二五
昭和二四年(れ)	七七九	偽造公文書行使、公文書偽造、偽造私文書行使、私文書偽造等	内	藤	恒	六・二五
昭和二三年(れ)	一八八〇	公文書偽造、偽造公文書行使、詐欺	尾	樽部	三次郎	六・二八
昭和二四年(れ)	二一九	昭和二一年勅令第二七七号違反	金		福 道	六・二八
昭和二四年(れ)	二五五	銃砲等所持禁止令違反	山	本	昇	六・二八
昭和二四年(れ)	二七六	強盗	楠	本	和三郎 外一名	六・二八
昭和二四年(れ)	七七七	放火	田	中	倉 造	六・二八
昭和二三年(れ)	七七一	強盗殺人、死体遺棄	菅	野	栄	六・二九
昭和二四年(れ)	七八六	賍物故買	橋	爪	甚 三	六・二八
昭和二四年(れ)	七七七	放火	田	中	倉 造	六・二八
昭和二四年(れ)	二七六	強盗	楠	本	和三郎 外一名	六・二八
昭和二四年(れ)	二五五	銃砲等所持禁止令違反	山	本	昇	六・二八
昭和二四年(れ)	二一九	昭和二一年勅令第二七七号違反	金		福 道	六・二八
昭和二三年(れ)	一八八〇	公文書偽造、偽造公文書行使、詐欺	尾	樽部	三次郎	六・二八
昭和二四年(れ)	七七九	偽造公文書行使、公文書偽造、偽造私文書行使、私文書偽造等	内	藤	恒	六・二五
昭和二四年(れ)	四四	傷害致死	堤	野	善 治 外一名	六・二五
昭和二四年(れ)	三四	町会議員選挙罰則違反	勝		治 市	六・二五
棄却						二
名古屋高金沢支						五〇五

昭和二三年(れ)一五三八	強盗、窃盗、住居侵入	高木定夫	六・二九	大	棄却
昭和二三年(れ)一六九六	物価統制令違反、食糧管理法違反	竹島寿松	六・二九	大	棄却
昭和二四年(れ)二七四	強盗、窃盗、倉庫侵入、住居侵入	小宮八百蔵外二名	六・三〇	一	棄却
昭和二四年(れ)二八四	強盗傷人	平川宗浩	六・三〇	一	棄却

昭和二三年(れ)第一九五一号

判決

本籍　大阪市住吉区墨江中一丁目六二番地
住居　東京都目黒区三田二五九番地
元衆議院議員
西尾末広
当五九年

右の者に対する昭和二二年政令第三二八号違反、議院に於ける証人の宣誓及び証言等に関する法律違反被告事件について、昭和二三年一一月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、東京高等検察庁検事長佐藤博から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決中議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反被告事件に対する部分を破棄し、同事件に対する公訴を棄却する。

爾余の部分に対する本件上告を棄却する。

理由

検事の上告趣意について。

本件公訴事実の要旨は、被告人が本件五十万円を日本社会党に対する寄附として受領しながら、本件政令所定の届出を為さず且つ本件議院委員会における証人として、同党に対する寄附ではなく自己個人に対する献金である旨虚偽の証言を為し

昭和二四年六月一日判決　昭和二三年(れ)第一九五一号

たと言うのであり、これに対し被告人は右五十万円は日本社会党に対する寄附ではなく同党書記長乃至は幹部である被告人個人に対する寄附である旨弁疏し、そして、原判決は右主要な争点に対し所論のごとく先ず右寄附金の贈与者たる業者側の意図と受贈者側たる被告人の認識との両方面に分け更らにその両方面の各面につきそれぞれ多数の証拠を挙示して検察官の主張するように党に対する寄附であると認定できるようであるが結局被告人の弁解するように幹部としての個人に対する寄附であると認定するのが相当で、要するに以上認定の業者側の意図及び被告人の認識に照らし本件金五十万円は日本社会党の右派の有力な指導者若しくは幹部である被告人に対していわゆる同党左派を除いた日本社会党の健全な発達に資するために個人的にその処分を一任して供与するという趣旨のもとに授受されたものとし、従つて、政党そのものに対する財政的援助に関する本件政令に違反するものではなく、また、虚偽の証言ともいえないとして被告人に到し無罪の言渡をしたものである。

そして、昭和二二年政令第三二八号には、「国会議員たる構成員を有する政党の幹事長その他これに準ずる主幹者は、昭和二二年中における当該政党に対する有力な財政的援助者（中略）の住所及び氏名並びにその援助の金額を、昭和二三年一月一五日までに、当該政党の主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、これを十年以下の懲役又は禁錮に処する云々」と規定して、昭和二一年勅令第一〇一号（政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件）第五条第一項の規定に該当する団体中特に国会議員たる構成員を有する政党に限り、昭和二二年中における当該政党に対する同条第二項第五号の事項につき特別の届出義務あることを定めている。従つて、同政令の届出義務は財政的援助が当該政党に対する場合、換言すれば、その財政的援助の使用若しくは収益又は処分等を為す権利が当該政党に帰属する場合に限り存在するものであつて、その構成員個人のみに帰属するに過ぎない場合を包含しないこと同勅令就中同第五条が団体の結成を禁止しその内容を公開する立法趣旨であること並びに右政令の規

定の明文が「当該政党に対する」とあるに照し極めて明瞭である。それ故この点に関しこれと同趣旨に出た原判決の説示は正当であつて論旨第五点で主張する見解並びにこれを前提とする所論は採るを得ない。されば、被告人が仮りに同政令所定の主幹者に該当するとしても、同令所定の届出義務違反たるには、被告人の主観的認識において、財政的援助が当該政党に対するものであることを認識していたことを要するものといわねばならない。

然るに、この被告人の主観的認識に関する原判決の説示は、前述のごとく検察官の主張を排斥して被告人の弁疏した事実、すなわち、原審公判廷における本件寄附金の受領についての認識に関する被告人の供述を原判決挙示の証拠及びこれに基く推測事実により真実なりとしてこれを採用した趣旨に過ぎないもので、もとより罪となるべき事実を証拠により認定したものでないことは、冒頭で述べた原判決説示の経緯就中原判決が特に証拠としてこの点に関する被告人の原審公判廷における供述を引用している事蹟に照し明らかなところである。そしてかかる被告人の供述を採用すると否とは原審の自由裁量に属するものであることというを待たないところである。されば此の点に関する論旨第一の二及び第四の所論は結局原審の自由裁量の非難に帰着するから採用するを得ない。

そして、既に被告人の主観的認識にして党に対する寄附金に非ずして個人に対する献金なりとする以上、仮りに寄附者側の意図が党に対するものであつたとしても、本件政令違反の不成立を妨ぐるものでないから爾余の第一の一、第二、第三の各論旨はすべて原判決に影響を及ぼさないこと明白であつて採るを得ない。

しかし、旧刑訴第四三四条第二項に基き職権を以て調査するに、昭和二二年法律第二二五号議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律は、その立法の経過に照し、各議院の国政に関する調査の必要上規定せられた議院内部の手続に関するものである。そして議院における偽証罪等の告発について特に同法第八条本文及び但書のごとき特別の規定を設けた趣旨に徴すれば議院内部の事は、議院の自治問題として取扱い同罪については同条所定の告発を起訴条件としたものと解するを相

昭和二四年(れ)第一九五一号

当とする。然るに本件偽証罪については衆議院又は判示委員会の告発がないこと明らかであるから、同罪に対する公訴は不適法といわねばならなぬ。従つて、本件偽証罪に対する公訴を受理し、これにつき実体的審理を行い被告人を無罪とした原判決は違法であるというべく、この部分に対する本件上告は、結局その理由あるに帰し、原判決は破棄を免れない。

よつて原判決の右部分については、旧刑訴第四四七条、第四五五条、第三六四条第六号に従い、爾余の部分については、同第四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は裁判官真野毅、同岩松三郎の少数意見を除く他の裁判官全員の一致した意見である。

少数意見

裁判官真野毅、同岩松三郎の意見は次のとおりである。

私は、本件は破棄されるべきものと信ずる。左にその理由を述べる。

原判決は冒頭において「昭和二十二年四月十一日頃被告人が鉄道工業株式会社専務取締役飯田清太から、日本建設工業会所属の株式会社竹中工務店外十数社の土木建築業者が日本自由党・民主党及び日本社会党を援助する目的をもつて共同募金した合計金三百五十万円の中金五十万円を受領した事実」を証拠により認定した。

次に(イ)原判決は、業者がいかなる目的をもつて共同募金を計画し又いかなる趣旨のもとに本件五十万円を被告人に交付したかすなわち業者側の意図について、「本件金五十万円は竹中工務店をはじめとする土建業者の有志等が昭和二十二年四月二十五日の衆議院議員総選挙に際し、当時の進歩党・日本自由党及び日本社会党の三大政党の選挙費用を援助するため合計金三百五十万円を共同募金し、進歩党及び日本自由党には各金百五十万円づつを、社会党には金五十万円を、それぞれ寄附する目的で、進歩党については地崎宇三郎を、日本自由党については当時の幹事長大野伴睦を、それぞれ党の代表者としてこれに右百五十万円を各手交したのと同様に、社会党についても当時同党の書記長であつた被告人をその代表者と目し、これに金五十万円を手交したものであると認定できるようである」と一応認定した。その証拠としては、(一)原審証人竹中藤右衛門、(二)同飯田清太の各原審第三回公判調書中の供述記載、(三)深井嵩、(四)妹尾一夫、(五)本田登に対する検事の各聴取書を挙げている。

そして、(ロ)「さらに事実を仔細に検討するのに」と言つて、「業者が本件金五十万円を被告人に交付した意図は自由党の大野、進歩党の地崎に金百五十万円づつを交付した場合とはその趣旨を異にし、社会党の右派のみを援助することが目的であつたことから推認すれば、右は社会党そのものに対し正式に寄附するものではなく、右派の最も有力な指導者でその代表的な幹部であり当時書記長の要職にあつた被告人に寄附して被告人の自由な判断のもとにこれを右派の人々の選挙費用その他の政治資金に充てさせる趣旨のものであり、左派をも含めた社会党そのものに対し寄附する意図でなかつたことを認めるに充分である」と認定している。この認定には、(一)被告人の原審公廷における供述、(二)原審証人浅沼稲次郎、(三)同森戸辰男、(四)同鈴木義男、(五)同竹中藤右衛門、(六)同清水康雄、(七)同菅原通済、(八)同宮長平作、(九)同戸田利兵衛、(一〇)同妹尾一夫、(一一)同本田登、(一二)同田中一の公判調書中の各供述記載、(一三)各党支持の理由と題する書面を総合証拠として掲げている。さて本件昭和二二年政令第三二八号にいわゆる「政党に対する有力な財政的援助」は、通俗に政党に対する献金又は寄附金と一般に呼ばれるものである。(A)この政党に対する財政的援助は、何等の条件も何等の希望も附けられずに、全く無条件無希望でなされる場合もあれば、また何等かの条件ないし希望附でなされる場合もあり得る。これらの両者の場合がいずれも政党に対する財政的援助に該当することは、健全な社会常識上疑を容れないところである。例えば、ある学校に対し、欠食児童のための給食用という条件ないし希望を附けて寄附をしても、又は顕微鏡買入用という条件ないし希望をつけて寄附しても、それはいずれも学校に対する寄附である。また、ある養老院に対し、七十歳以上の老婆の慰安のための費用という条件ないし希望を附けて寄附してもそれは養老院に対する寄附である。同様に、ある政党に対し、四十歳以下の立候補者のため

の援助用又は本部新築用という条件ないし希望を附けて寄附しても、またある政党の一部分を除き他の党員の選挙費用を援助するという条件ないし希望をつけて寄附しても、それはいずれも政党に対する寄附であるといわなければならぬ。そして条件ないし希望にも、各具体的の場合に従つて、寛厳の差等の度合が色々あるであろう。その厳しい場合には政党が財政的援助の条件を履践しないときに、援助者は法律的に該条件の履践を請求することができたり、又は援助を解除して援助金の返還を請求することもできるであろう。その寛やかな場合には条件ないし希望は、何等法律上の効力を有するものでなく、単に道義的の問題として取扱われるに過ぎないことが多いであろう。そもそも、デモクラシーの起源はギリシヤであり、ギリシヤ語でデモは人民（市民）、クラシーは統治（支配）することを意味する。このデモクラシーの思想の発祥したギリシヤ人の間においては、また競技が教課の真の基本をなしていた。同様にまた、近代デモクラシーの代表国家である米国においても、あらゆるスポーツが旺盛を極めている。米国の打ち建てられている基礎は、実にデモクラシーとスポーツマンシップである。それは、結局フエア・プレーの精神が基調をなしているのである。そして、前記政令規定の趣旨もまた同様に、政党における政治意思の形成に及ぼす物質力の影響を公示・公開（届出及び公衆に縦覧）せしめることによつて、国民の批判と判断の自由の下に、現実政治の公明・正大・健全・明朗すなわちフエア・プレーの精神を実現し、その秘密・隠暗裡における交渉取引による政党政治の腐敗と堕落を防止せんとするにあることは、毫も疑のないところである。言いかえれば、この法規は、政党の政治資金を規正し、民主政治の健全な運営と発達を図る高速な目的を有するもので、憲法による民主政治を保障する一連の重要な裏付規定の一環をなすものである。しかるに若し、条件ないし希望附の政党に対する寄附は、政党に対する財政的援助でないと解するならば、前記政令の規定は、寄附に際し何等かの条件ないし希望を附けることによつて、いともたやすく踏みにじられ得る結果となる。かような不合理と不都合とは、甚だしく、フエア・プレーの精神に背反し政党政治のコラプションを防止せんとする法の目的に背馳するものであつて到底許さるべきものではない。（B）

次にまた別の観点から見れば、政党に対する財政的援助は、政党に対し単純に直接的になされる場合もあれば、また政党を受益者とし政党の幹部又はその他の者を受託者として、信託行為の定めるところに従い信託財産を管理処分せしめる信託的の法律形態又はこれに類似の形式を利用してなされる場合もあり得る。そして、これらの場合は、いずれも政党に対する財政的援助に該当するものと言わねばならぬ。なぜならば、これらの方法によつても政党は十分に実質的な財政的援助の利益を受け得るわけであり、かつ若しこれをしも財政的援助でないとすれば、前記政令の規定はこれらの形式を利用することによつて、容易に潜脱が行われることとなり、フエア・プレーの精神に反し法の目的に背く結果となるからである。

そこで、再び原判決にかえる。原判決は、果してよく前記（A）（B）の二点について十分意識的な認識を持つていたであろうか。また、その認識が十分に判決の文面に表現されたであろうか。私は、これらの点について心中大いなる疑を懐く、否懐かざるを得ない。

第一に原判決は、「業者が本件金五十万円を被告人に交付した意図は、、、、社会党の右派のみを援助することが目的であつたこと」から、即座に社会党を援助する趣旨のものでないと推認するとし「右は社会党そのものに対し正式に寄附する趣旨のものではない」と「推認」し、この推認から「左派をも含めた社会党そのものに対し寄附する意図でなかつたことを認めるに十分である」と認定している。しかしながら、「社会党の右派のみを援助することが目的であつたこと」直ちに「右は社会党そのものに対し正式に寄附する趣旨のものではない」と「推認」し、この推認から「左派をも含めた社会党そのものに対し寄附する意図でなかつたことを認めるに十分である」と認定している。しかしながら、「社会党の右派のみを援助することが目的であつたこと」から、即座に社会党を援助する趣旨のものでないと推認することは甚だしい独断である。ここに推理上の違法が明らかに存在する。なぜならば、前掲（A）において述べたごとく、「右派のみを援助する」条件ないし希望附で援助がなされたとしても、それは社会党に対する援助と認め得られるからである。また前掲（B）において説いたように、「右派のみを援助する」目的の実現を希望するためにかかる条件ないし希望をつけて、当時社会党の書記長であつた被告人に交付し、被告人の適当な判断のもとに右派を援助する形式によつたものであるとしても、社会党は十分に実質的な財政的援助の利益を享受し得るわけであり、従つてこれを社会党に対する援助と認め

得られる場合が存するからである。さらに、原判決の挙げている証拠について少しく検討をしてみよう。前掲（イ）に述べた「社会党についても当時同党の書記長であつた被告人をその代表者と目し、これに金五十万円を手交したものであると認定できるようである」との事実認定の証拠として挙げている前掲(一)ないし(五)の各証拠は、いずれも皆全く無条件・無希望で社会党に対し寄附したと認められる証拠ばかりである。次に、前掲（ロ）に述べた事実認定の証拠として挙げている前掲(一)ないし(四)の各証拠は、いずれも単に社会党内に左右両派の対立が現存したことを立証しているに過ぎない。(五)の竹中は、「社会党の左派特に共産党系の者を除くというわけであつた」、「赤（すなわち容共派）を除いた社会党に金を出した」、「当時西尾は社会党内で一番有力者で左派はきわめて小さな存在で、その中の一部に赤がいると考えた」、「五十万円は社会党が選挙をするについて、社会党のために使う金として援助したものである」、「西尾が社会党の活動のため具体的にこれをいかなる費用に使うかは西尾の判断にまかせた」、「ただ自分等の希望としては、容共派の人には金を渡して貰いたくないということを述べた」と供述している。(六)の清水は、「社会党は赤の分子を除いた社会党を援助する意味であつた」、「この五十万円は表向きは赤を除いた社会党えの献金であるが、実際に考えれば西尾一派を目標にしたのでそれが主軸であるから結局党に出したということになる」と供述している。(七)の菅原は、政党に対する献金を「社会党にも出すことになつた」と供述している。(八)の宮長は、「各党支援の理由は、、、、赤を除いた社会党に対する献金である」と供述している。さて、これらの(五)ないし(八)の証拠によれば、赤（容共派）を除き赤に渡らないという条件ないし希望をつけて社会党に財政的援助をしたとの認定はできるが、社会党に対する援助ではないとの認定はできないのである。しかるに、原判決が「右は社会党そのものに対し正式に寄附する趣旨のものではない」、と認定したのは、単純に無条件・無希望の社会党に対する寄附だけを党に対する寄附と速断し、従つて前掲（A）の条件ないし希望つきの寄附は党に対する寄附にあらずと速断した推理上の違

法に基くものである。さらにまた社会党に対する直接の寄附だけを党に対する寄附と速断し、従つて前掲（B）の法律形態又はこれに類似の形式を利用する党に対する財政的援助は党に対する援助にあらずと速断した推理上の違法に基くものであると言わねばならぬ。ましてや前掲（イ）の(一)ないし(五)の各証拠は、いずれも社会党に対する無条件・無希望の寄附を認定するに足るものであり、かつ原判決もこれらの証拠によつてそのように一応認定できるとしたのである。されば、前掲（A）及び（B）に述べたような党に対する援助を是認する以上、本件の寄附を被告人個人に対する寄附と認定するがためには的確な証拠が要請されるわけである（前掲（ロ）の(一)ないし(八)の各証拠はそれに値いしないことは前に述べた）。以上説明したところによつて、原判決には推理上の違法が存在することが論証されたと思う。よつて、上告は結局理由があるから原判決は破棄差戻さるべきである。（なお、原判決は、被告人が本件寄附を党に対する寄附でなく被告人個人に対する寄附であると認識していた旨を認定しているが、この認定も原審における前述の推理上の違法を前提根拠としてはじめて認められたものであることは明白であるから、その違法なることは勿論であつて被告人の認識についても前述の推理の見地に立つてさらに再検討の上認定さるべきものである。最後に、本件偽証罪が親告罪の性質を有する点については、多数意見と考え方を同じくする）。

検察官　宮本増蔵同出射義夫関与。

昭和二四年六月一日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　塚　崎　直　義

裁判官　長　谷　川　太　一　郎

裁判官　沢　田　竹　治　郎

昭和二四年六月一日判決　昭和二三年(れ)第一九五一号

裁判官　霜山精一
裁判官　井上登
裁判官　栗山茂
裁判官　真野毅
裁判官　小谷勝重
裁判官　島保
裁判官　斎藤悠輔
裁判官　藤田八郎
裁判官　岩松三郎
裁判官　河村又介

東京高等検察庁検事長佐藤博の上告趣意

第一点　原判決は事実認定に関する論理の法則に違反した違法がある。原判決は、本件公訴事実の中

(一)　被告人が昭和二十二年四月施行の衆議院議員選挙当時、日本社会党の書記長であり、片山内閣においては、内閣官房長官に、芦田内閣においては、国務大臣に就任し、引続き昭和二十三年一月十九日まで、日本社会党書記長の地位にあつたこと

(二)　昭和二十二年四月十一日頃、被告人が鉄道工事株式会社専務取締役飯田清太から、日本建設工業会所属の株式会社竹中工務店外十数社の土木建築業者が日本自由党、民主党及び社会党を援助する目的をもつて共同募金した合計金三百五十万円の中金五十万円を受領した事実

(三)　被告人から右金五十万円につき、これを日本社会党に対する財政的援助として、昭和二十二年政令第三百二十八号に従い、同年十二月三十日から昭和二十三年一月十五日迄に、書記長として、その援助者の氏名、住所及び金額を東京都知事に届出なかつた事実

(四)　被告人が昭和二十三年六月一日衆議院不当財産取引調査特別委員会において証人として宣誓の上証言をした際、右金五十万円は日本社会党に対する寄附ではなく、自己個人に対する献金である旨の供述をした事実

を被告人の供述等の証拠によつて、これを認定し

更に被告人は一貫して右金五十万円は、日本社会党に対する寄附ではなく、同党の書記長乃至は幹部である被告人個人に対する寄附である旨の弁疏をしているので、寄附者たる業者側の意図及び被告人の寄附金に対する認識について検討するとなし

第一に業者側の意図につき

(一) 証人竹中藤右衛門の原審第三回公判調書中の供述記載
(二) 証人飯田清太の原審第三回公判調書中の供述記載
(三) 証人深井斌に対する検事第一回聴取書（昭和二十三年五月三十一日）中の供述記載
(四) 証人妹尾一夫に対する検事の聴取書（同年五月三十一日）中の供述記載
(五) 証人本田登に対する検事の聴取書（同年五月三十一日）中の供述記載

を綜合すれば、本件金五十万円は竹中工務店をはじめとする土建業者の有志等が昭和二十二年四月二十五日の衆議院議員総選挙に際し、当時の進歩党、日本自由党及び日本社会党の三大政党の選挙費用を援助するため合計金三百五十万円を共同募金し、進歩党及び日本自由党には各金百五十万円づつを、社会党には金五十万円をそれぞれ寄附する目的で、進歩党については地崎宇三郎を、日本自由党については当時の幹事長大野伴睦を、それぞれ党の代表者として、これに右金百五十万円を各手交したのと同様に、社会党についても当時の同党の書記長であつた被告人をその代表者と目し、これに金五十万円を手交したものであると認定できるようであるとしながら

(一) 被告人の当公廷に於ける供述
(二) 証人浅沼稲次郎の原審第五回公判調書中の供述記載
(三) 証人森戸辰男の原審第五回公判調書中の供述記載
(四) 証人鈴木義男の原審第五回公判調書中の供述記載
(五) 証人竹中藤右衛門の原審第三回公判調書の供述記載
(六) 証人清水義雄の原審第三回公判調書中の供述記載
(七) 証人菅原通済の原審第四回公判調書中の供述記載

(八) 証人宮長平作の原審第五回公判調書中の供述記載
(九) 証人戸田利兵衛の原審第三回公判調書中の供述記載
(一〇) 証人妹尾一夫の原審第四回公判調書中の供述記載
(一一) 証人本田登の原審第四回公判調書中の供述記載
(一二) 証人田中一の原審第四回公判調書中の供述記載
(一三) 昭和二十三年押第二、一一六号「各党支援の理由」と題する書面を綜合すれば

「昭和二十二年二月七日附マックアーサー元帥の吉田内閣総理大臣宛の書簡により第一回国会解散の気構えが濃厚になつて各政党とも総選挙準備に入つた同年三月初め頃、当時進歩党の逢沢寛、自由党総務村上勇は株式会社竹中工務店相談役で土建業界の長老であり当時全国の土木建築業者をもつて組織していた日本建設工業会（以下工業会と略称する）会長竹中藤右衛門を訪ね、各々自己の党に対する選挙費用の援助を依頼したが、その数日後、株式会社藤田組専務取締役深井斌は竹中を訪ね当時藤田組副社長であつた社会党代議士藤田栄の代理として社会党に対する選挙費用の援助を申込んだ。よつて竹中は株式会社日産土木建築会社々長で当時工業会副会長宮長平作、株式会社戸田組社長で当時工業会東京支部長戸田利兵衛、株式会社清水組社長で当時工業会理事清水康雄等工業会の幹部と相談したが、当時土建業は殷賑産業であり、同業者である逢沢、村上、藤田等の依頼であるうえ、国会には他の業者も多数議席を有するなどの関係から、竹中はここに有力な土建業者より共同募金して、右援助を求められた三大政党に応分の援助をすることを発意し、同年三月十八日築地竹葉亭に約二十社の有力な業者を招待し、竹中はその席上業者が個々に政治献金をすること煩わしく、且弊害もあるから、業者が共同募金して正々堂々と三大政党を援助したい旨提唱したところ、出席した十数社のうち鉄道工業株式会社会長で工業会の理事である菅原通済のみ各政党に対する総花的の援助は意味がないと言つて反

対した外、一同これに賛成したので、竹中は当時の鉄道工業株式会社専務取締役飯田清太を世話役として募金及び各党に対する寄附金の交付など一切を委任したが、その募金額は大体二十社から金二十万円づつとして合計金四百万円を目標にし、自由党、進歩党には各金百五十万円、社会党には金百万円の予定であつた。しかして、竹中、清水等の工業会幹部等及び世話役飯田清太は比較的政治方面の事情に明るかつた菅原通済の意見を容れた結果、右寄附金は自由党については同党大野伴睦に、進歩党については、同業者で且同党々務部長であつた地崎宇三郎に、それぞれ交付することに意見一致し、飯田は募金を取り集め金百五十万円づつ大野及び地崎に交付した。しかるに、募金額は結局合計金三百五十万円、募金者は竹中工務店、清水組、大林組等十四社で、社会党に対する寄附金はその内金五十万円になつた。」と、献金の経緯について認定し、更に引続き

「竹中、清水等は共同募金計画当時の国内情勢として、各政党が提携して連立内閣を作り、政界を安定して日本再建の途を構ずるべきことを希望し、これと根本的に主義政策を異にする共産党を除外し、その他の各政党を支援しようとの考であつた為、前記竹葉亭の会合の前後頃、竹中は清水と共に「各党支援の理由」と題する文書を作成し右共同募金の目的を明かにしようとしたが、共産党を刺戟することを憚り、これを菅原、飯田、宮長、戸田等に示したに過ぎなかつた。

しかし、当時は社会党内部にあつても、いわゆる左派は右派に対して共産党との共同闘争問題、連立内閣問題、及び救国民主連盟の問題等について、はげしく抗争し、その主義政策において共産党と同様の傾向にあつたことは明かであつて、業者等もこの左派を抑えて右派の勢力を伸長させることが即ち社会党の建全な発展であると考えていたため、社会党に交付すべき金五十万円も右派を含めた社会党中の左派を除いた右派のみを援助する目的であつた。しかして、清水、菅原及び飯田等は以上のような寄附の目的を達するためには、社会党の何人に寄附金を交付したらよいかにつき、

雑談的に協議を進めた結果、右派の領袖とせられた西尾あるいは松岡駒吉の名が挙げられたが、西尾は社会党の結成を主唱した一人であり、当時社会党最高機関の一たる書記長の地位にあつたので、同党中最も有力な右派の幹部であり当時社会党政務調査会長森戸辰男等と共に、強力に共産党との共同闘争を排し、連立内閣を主張していたもので、西尾のかかる社会党内における地位、主張、力量等から推して、業者の希望する建全な社会党の発展を期待するには西尾を中心とする勢力の助長が必要であるとの見解に達し、結局被告人に本件金五十万円の寄附金を交付することになつたことが認められる」との事実認定をなした。而してこの事実認定に対する判断として、次の如く結論している。

「すなわち、業者が本件金五十万円を被告人に交付した意図は自由党の大野、進歩党の地崎に金百五十万円づつを交付した場合とはその趣を異にし、社会党の右派のみを援助することが目的であつたことから推認すれば、右は社会党その。。ものに対し正式に寄附する趣旨のものではなく、右派の最も有力な指導者でその代表的な幹部であり、当時書記長の要職にあつた被告人に寄附し、被告人の自由な判断の下にこれを右派の人々の選挙費用その他の政治資金に充てさせる趣旨のものであり、左派をも含めた社会党そのものに対し寄附する意図ではなかつたことを認めるに十分である。」と判示している。

第二に被告人の右寄附金に対する認識につき

(一) 被告人に対する検事の聴取書（昭和二十三年四月七日）中の供述記載

(二) 第二回国会衆議院不当財産取引調査特別委員会における被告人の証言記載

(三) 証人藤田栄の第一審第四回公判調書中の供述記載

(四) 証人平野力三の原審第五回公判調書中の供述記載

(五) 証人山元亀次郎の原審第七回公判調書中の供述記載

(六) 証人村上勇の第一審第四回公判調書中の供述記載
(七) 証人大野伴睦の第一審第六回公判調書中の供述記載及び同人に対する検事の聴取書（昭和二十三年三月二十五日）中の供述記載

を綜合し「本件五十万円は社会党代議士藤田栄が斡旋した関係上土建業者から社会党に寄附されたものと認識し党書記長たる資格をもつて党を代表し右寄附金を受取りうち金十万円は社会党政務調査会の費用に、うち四十万円は党の費用に充てたことを認められる如くであるが」となしながら、更に、本件五十万円は日本社会党の機関たる書記長の資格における被告人に供与されたものではなく、同党中右派のもつとも有力な指導者若しくは幹部としての被告人のその地位、力量に信頼し個人的に供与されたものと認められることは前段認定の通りであるのみならず、前記第一認定の際援用した記録中の(六)(七)(一)(二)の証拠並に

(一) 被告人の原審公廷における供述
(二) 証人飯田清太の原審第三回公判調書中の供述記載
(三) 証人深井斌の原審第四回公判調書中の供述記載
(四) 証人田中一の原審第四回公判調書中の供述記載
(五) 証人逢沢寛の第一審第四回公判調書中の供述記載
(六) 証人地崎宇三郎の第一審第六回公判調書中の供述記載
(七) 証人浅沼稲次郎の原審第五回公判調書中の供述記載
(八) 証人森戸辰男の第一審第五回公判調書中の供述記載
(九) 証人細野三千雄の原審第五回公判調書中の供述記載

(一〇) 証人鈴木義男の原審第五回公判調書中の供述記載
(一一) 証人宮崎龍介の原審第八回公判調書中の供述記載
(一二) 党に対する寄附金の受領は常任中央執行委員会の承認を要すと記載ある日本社会党々則
(一三) 金五十万円也有難く拝受仕候とある西尾末広名義の名刺
(一四) 被告人作成名義の資金配布先名簿
(一五) 被告人作成名義の陣中見舞贈与者系統別分類表
(一六) 住友銀行新橋支店長寺田甚作成名義の証明書
(一七) 被告人の差出の書状

を綜合し

「被告人はかつて、土建業界の新聞を主催し、戦時中の土建業者の団体であつた連建協力会及び海軍施設協力会等の役員もしていて業界の事情に通じていた田中一と懇意であつたか、田中は土建業者の政党献金の計画を知り、清水、菅原及び飯田等に対し自己が好意をもつ社会党に対する援助を求めていたところ業者等が同党には左派があるため援助を欲しないことを知り、同党内にあつて左派と対立する右派の領袖である被告人あるいは松岡を援助することを申し出でていた。その後田中は前段認定のような経過をもつて竹中の主唱により、自由、進歩、社会の三大政党に献金することとなり、社会党については、その寄附金を西尾に手交することとなつたことを飯田から告げられたので、四月六日置手紙して被告人に対し鉄道工業会の飯田を訪問すべきことを知らせた。

よつて被告人はその翌々日頃飯田を訪問したところ飯田は業者が共同募金して金五十万円を被告人に交付するものであることを簡単に告げただけで、右共同募金はいかなる趣旨経過のもとに醸出されまた寄附されるものであるかその寄

附金は社会党全体を援助するためのものであるか或は社会党中の左派を除いた右派を援助するためのものであるか従つて又この寄附金の受領者は社会党そのものであるか或は右派の幹部として被告人個人であるかについては何等告げるところがなかつた。被告人は同月十一日再び飯田を訪問し同人から現金五十万円を受け取つたが、藤田組専務取締役深井斌は藤田栄らの依頼により竹中藤右衛門に対し社会党への援助を申し出た関係もあつて、被告人に右五十万円の一部を藤田の関係する政務調査会の会長であり且藤田の同郷の先輩である森戸に藤田の推輓を依頼する目的で右現金授受の席に立ち会つたがその際深井は被告人に対し右金員のうち幾分を森戸に渡してもらいたく、あとは自由に使われたいとの旨を告げ、被告はこれを諒承した。しかしてこれよりさき、被告人は、田中一から土建業者の有志が共同募金してこれを三大政党に寄附することとなつたこと。社会党において左派に右寄附金を渡らぬような方法をとることとその方法として右派の幹部である被告人に右寄附金が手交されるようになつたこと等の情報を得ていたが、同月三日頃被告人は古くから家庭的にも懇意な間柄で、昭和三年の選挙以来後援を受けていた大林組を大阪にたづね、同社常務取締役妹尾一夫に面会し従来のように選挙の援助を求めたところ同人から土建業者が共同募金して各政党に寄附することとなり、被告人の方には大林組の醵金二十万円が届けられる旨告げられ、大林組と自己との従来の個人的な関係と、田中からの情報とを思い併せ、右は自己個人に対する寄附だと考えて帰郷し、前記のような事情のもとに飯田から本件金五十万円を受領したものであること等を認めることができる。

しかして斯様な事実からすれば「被告人は本件金五十万円は、大林組及び藤田組の醵金したものであつて、自己が社会党書記長という重要な地位にあるうえ、右派の有力な幹部であることを一般が聞知し、土建業者も被告人のこの地位、力量及び主張等に信頼賛同して被告人自身及び被告人と同一傾向にある右派の人々の選挙費用等に充てるため、被告人個人に対しいわゆる政治献金をするものと解釈して受領したものであることが明かである」と認定している。

而して

「以上認定の業者側の意図及び被告人の認識に照らし、本件金五十万円は日本社会党の右派の有力な指導者若しくは幹部である被告人に対していわゆる同党左派を除いた日本社会党の健全な発達に資するために個人的にその処分を一任して供与するという趣旨のもとに授受されたものであることが明かである」と判示した。

原審判決は右認定を前提として「右認定のような政党幹部個人に対する寄附金が果して昭和二十二年政令第三二八号附則第三項にいわゆる当該政党に対する有力な財政的援助に該当するかどうかにつき」判断し、更に右認定を前提として、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に関する偽証罪の成否を判断しているのである。

右の判決理由を検討するに、原審判決は事実の認定と法律上の判断とを混同し且その判断に至る論理に飛躍乃至矛盾があり違法たるを免れない。

一、原判決は要するに本件の寄附の客観的性質については

(一) 土建業者が昭和二十二年三月十八日頃築地の竹葉亭に会合し竹中藤右衛門の主唱に賛成し（菅原通済は反対したので本件の寄附には参加していない）二十社より二十万円宛合計四百万円を目標に共同募金をし、自由党、進歩党に各百五十万円社会党に百万円を寄附することとしたが、募金額が三百五十万円になつたので、社会党に対する寄附は五十万円になつたこと

(二) 土建業者の幹部竹中、清水等は各政党が連立内閣を作り、政界を安定して日本再建の途を講ずべきことを希望し、これと根本的に主義政策を異にする共産党を除外し、その他の各政党を支持しようと考え、「各政党支援の理由」と題する文書を作成したが、共産党を刺戟することを憚り、菅原、飯田、宮長、戸田等に示したのみで公表しなかつたこと

(三) 当時社会党内に左派と右派の対立があつたこと
(四) 土建業者も左派を抑えて右派の勢力を伸長させることが即ち社会党の健全な発展であると考えたため、社会党に交付すべき金五十万円も社会党中の左派を除いた右派のみを援助する目的であつたこと
(五) 右目的を達するため、社会党の何人に寄附金を交付するかにつき、雑談的に協議が進められ、被告人の社会党内における地位、主張、力量等から推して、業者の希望する健全な社会党の発展を期待するには被告人を中心とする勢力の助長が必要であるとの見解に達し、結局被告人に本件金五十万円の寄附金を交付することになつたこと

を証拠によつて認定している。この認定自体が真実に合致しない嫌いが顕著であるが、それは暫く措くとするも、原判決は、右認定した事実より推論して

「右は社会党そのものに対し正式に寄附する趣旨ののもではなく右派の最も有力な指導者でその代表的な幹部であり、当時書記長の要職にあつた被告人に寄附し、被告人の自由な判断の下にこれを右派の人々の選挙費用その他の政治資金に充てさせる趣旨のものであり、左派をも含めた社会党そのものに対し、寄附する意図でなかつたことを認めるに十分である」と結論しているのであるか、原判決は事実の認定としては、寄附者側が社会党内の共産党系の党員に好意を持たず、社会党が所謂右派の主張の線に沿つて健全な発展をすることを希望していたこと及び寄附金五十万円をその趣旨に基き具体的に何人に金を交付すべきかを考慮して被告人にこれを交付するにあたつたことを証拠により認めているにすぎないのである。

右の認定事実より論理上推論し得ることは

(イ) 業者側は社会党の健全な発展を希望して五十万円を寄附した
(ロ) 業者側は共産党に反対であつたため、社会党内の共産党系の勢力の伸長を抑え右派の勢力を伸長させることが、社会党の健全な発展であると考え、

(ハ) 被告人に金五十万円を交付したのは、被告人が業者の希望するように社会党を発展せしめる中心勢力の指導者であつた為である。

ということであつて、判決前段に於て認定した三月十八日頃の竹葉における協議の内容及び「各党支援の理由」の趣旨が、変更されたことを認める理由を明示しないかぎり、右寄附が「社会党に対する寄附でなく」「被告人個人に対する寄附である」と推理することは論理上何等の根拠がないと謂わねばならない。然るに原審判決は「右は社会党そのものに対し正式に寄附する趣旨のものではなく、右派の最も有力な指導者で、その代表的な幹部であり、当時書記長の要職にあつた被告人に寄附し、被告人の自由な判断の下にこれを右派の人々の選挙費用その他の政治資金に充てさせる趣旨のもの」であることが、前記認定の事実から論理上推論し得るとしているが、「社会党そのものに対する寄附」とは如何なる内容であるのか明確でないのみならず、「被告人個人に対する寄附」であると推論することは論理上の推理を以ては成立し得ない。「被告人個人に対する寄附」であると為すには、被告人の個人生活又は個人の政治活動の費用のための寄附である事実認定が必要である。「社会党そのものに対する寄附」でなければ「個人に対する寄附」であると為すのは論理的推理に飛躍が存すると謂わなければならない。即ち「社会党の健全なる発展のための寄附」と認定しつゝ、何故「被告人個人に対する寄附」と推論し得るのかその論理が示されていないのである。

或は原判決は、社会党を左派と右派の二つの集団の結合体と認定しその両者に共通する寄附が「社会党そのものに対する寄附」であつて、それ以外の寄附は、凡て「交付を受けた者に対する個人的な寄附」であるという大前提の上に立つているのかも知れないが、それは独断又は法律上の判断であつて、論理的には飽くまで客観的に認定せられた、前記の如

き「希望条件附の寄附」と認定せられているにすぎないのであつて、これを直ちに個人的な寄附と推論することは政令第三百二十八号の解釈と論理とを混同したものであつて事実認定の過程において到底許されないところである。

二、原判決は被告人の認識を形成した事実として次の事実を認定している。

㈠ 田中一から竹中の主唱により自由、進歩、社会の三大政党に献金することになり、社会党については、左派に寄附金が渡らぬような方法として右派の幹部である被告人に寄附金を手交することになつたと告げられたこと

㈡ 飯田清太からは業者が共同募金して五十万円を被告人に交付することを告げられたのみで、寄附金が社会党全体を援助するためのものであるか否かを告げられなかつたこと

㈢ 深井斌から五十万円の中幾分を森戸に渡してもらいたい。あとは自由に使われたいと言われたこと

㈣ 妹尾一夫から土建業者が共同募金して各政党に寄附することとなり、被告人の方には大林組の醵金中二十万円が届けられると告げられたことである。

然るに原判決は右の認定より推論して「被告人は本件金五十万円は、大林組及藤田組の醵金したものであり」「被告人個人に対しいわゆる政治献金をするものと解釈して受領したものであることが明かである」と結論している。これは甚だしく論理上の法則を無視している。即ち

㈠ 被告人が受領した五十万円を大林組及藤田組のみより被告人個人に対し寄附されたという結論は、証拠によつて認めた、如何なる事実から論理的に導き出されるのか明かでない。

㈡ むしろ証拠により認定された事実としては大林組、藤田組のみならず竹中工務店清水組その他十数社が共同醵金し三大政党に寄附することを被告人が田中一より聞知していたことを原判決は自ら判示しておりながら、かくの如き結論に

達していることは明かな論理上の矛盾である。「十数社が社会党外二党に共同献金をすることを聞いた」という命題から「社会党の分五十万円は二社からの献金である」という帰結を出すこと両立を許されないは二律背反の誤謬である。

㈢ 大林組の妹尾一夫より被告人が聞いたのは「あなたの方に二十万円」ということである。「被告人に」ではない。これか原判決の認定である。その認定から、「被告人個人に対する献金」であると解釈したという論理が明かでない。これは要するに原判決は判示事実の認定に関する論理の法則に飛躍があるか或は矛盾を来たし結局判決に示すべき理由に不備又は齟齬を免れない。此点に於て原判決は破毀さるべきものと思料する。

第二点　原判決は経験則に反して事実を認定した違法がある。

前段に論じた如く、原判決は推理上の誤謬を犯しているが、その論理過程の中に「社会党そのものに対する正式な寄附」の内容を脳裡に描いている具体的内容が何であるかを知ることができない。判決はかかる重要な事項を理由に明示していない不備があるばかりでなく、次の如き経験則に反する認定を前提条件として独断を下しているのである。即ち政令三二八号附則第三項に所謂「当該政党に対する有力な財政的援助」とは「政党そのものに対する正式な寄附」の概念をその心裡にのみ描いていると思われる。即ち次の二点を自明の理としているのである。

㈠ 政党そのものに対する寄附とは無条件なものでなければならない。苟も寄附者がその政党の一部の者に金の渡ることを希望せざるが如き寄附は党に対する寄附ではない。

㈡ 政党そのものに対する寄附とは、党の幹部に処分を一任するが如きものは含まれない。その寄附の機械的に均分的に分配又は利益の享受がなければ党に対する寄附と謂えない。

という前提の上に立つていると考えられる。

しかし、右の二点は何等の証明を要しない程の自明の理ではない。これは政令三二八号の立法の趣旨及び文理等より法律概念として解釈により決定すべき法律適用上の問題であつて、原判決が不用意にしかも何等の説明をもなさずして「社会党そのものに対する寄附にあらず」と独断し得るような簡単なことではないのである。元来、政党の選挙費用が如何に支出されるかは、党の機密に属することであり、多くは幹事長、又は書記長等の主幹部級の者のみが取扱うものであることは、殆んど公知の常識である。従つて政党の選挙費用特に候補者に対する非公式の陣中見舞その他の名義の選挙費用の援助は、党の首脳部の自由裁量により当選を期し得るか否か或はその候補者がその首脳部の意図する党の発展に有力であるか否か等の判断に基いて極めて弾力性のある分与を為し、且その分与者又は金額は極秘とするのが通常である。若し、幹部から候補者に対する援助を全候補者に均等にしなければならぬと為すものがあれば、それは政党の現実より著しく遊離したものである。これを政党に対する選挙費用の寄附を為す側から見るに、殆んど全ての場合において、自己の寄附が党候補者全部に均等に分配せられることを意識している者はないというのが経験法則上の現実である。いづれも党の指導者にその党の発展のために自由に処分すべく一任して寄附するのである。而して寄附の交渉の相手方又は現実に金を交付する幹部の党内における発言権を強からしめようとする意識を持つことも当然であつて、官庁等に対する寄附の如くしかく厳格なものではないのである。

原判決は本件の寄附が三大政党の支援のためになされたこと、而して社会党が共産党系の主張によらず反共の線に沿つて発展するための寄附であることを認めながら、（而して当時社会党としては反共の政策を明白に決定していたのに不拘）、単に寄附者が社会党内の共産党系の者に金を渡して貰いたくないとの希望を持つていたこと、又被告人が所謂右派の指導者であり被告人に一任すれば共産党系の者に金は渡らぬであらうと考えたことのみから、形式的独断的に「右は社

会党そのものに対する寄附にあらず」と判断したのは全く経験則に反し結局判決に示すべき理由に不備があり原判決右破毀すべき違法ありと謂わねばならない。

第三点　原判決は、虚無の証拠に基いて事実の認定をした違法があるとともに理由不備の違法がある。

原判決は、「第一、業者側の意図につき」論証しその結論として「業者が本件金五十万円を被告人に交付した意図は自由党の大野、進歩党の地崎に金百五十万円づつを交付した場合とはその趣旨を異にし、社会党の右派のみを援助することが目的であつたことから推認すれば、右は社会党そのものに対し正式に寄附する趣旨のものでなく、右派の最も有力な指導者で、その代表的な幹部であり、当時書記長の要職にあつた被告人に寄附して、被告人の自由な判断のもとにこれを右派の人々の選挙費用その他の政治資金に充てさせる趣旨のものであり、左派をも含めた社会党そのものに対し寄附する意図でなかつたことを認めるに十分である」としている。而して右結論を導き出す重要なる事実の一として

一、「当時は社会党内部にあつても、いわゆる左派は右派に対して共産党との共同闘争問題、連立内閣問題及び救国民主戦線連盟の問題等についてはげしく抗争し、その主義政策において共産党と同様の傾向にあつたことは明かであつて・・・」云々と判示しているが、原判決がこの事実を認定する資格として挙げている㈠乃至㈢の内には右事実を認定するに足りる証拠は存在しない。

すなわち、原判決が挙示している㈠乃至㈣によつて、

イ、社会党内に左右両派の対立があり、連立内閣問題、共産党との共同戦線問題、救国民主戦線問題等で対立抗争のあつた事実及び

ロ、全国的に共産党と手を握れという左派の勢力は第二大会に現われた傾向としては相当強かつたと思われる事実、は認められるが、同時に又、

(一) 社会党としては立党の初めから共産党との間には、はつきり一線を画するということを明かにしておつたこと（記録第九冊第六十丁）（第一認定の後段の(一)被告人の原審公廷における供述）

(二) 昭和二十二年四月の総選挙頃、客観的に社会党の左派、右派、中間派という言葉が行はれていたか、その当時は容共派という言葉はなかつた。本年（昭和二十三年）三月芦田内閣のできる頃いわゆる左派中に二つの流れができて一方は現実左派といひ、他方は理論左派という表現が用いられ、この理論左派が容共派に当るものであると思われること、而して結局共産党と共同戦線を張ること、救国民主戦線に共産党を参加させることは、社会党の党議としては否決されたこと（記録第十二冊第三十九丁）（前同の(二)原審証人浅沼稲次郎の原審第五回公判調書中の供述記載）が認められるのであつて、原判決の認定した如く、左派が「その主義政策において共産党と同様の傾向にあつたことは明らかである」との事実を認め得る何らの資料も存在ない加之、いわゆる左派といえども、社会党に属している限り、共産党とは明白な一線を劃しているのであつて、たとえ一部の政策について共産党との連携を計ることを主張した事実はあつても、この事実から原判決のいう如く「その主義政策において共産党と同様の傾向にあつたことは明らかである」との結論を導き出すことは、明らかに論理の飛躍である。

二、さらに原判決は「学者等もこの左派を抑えて右派の勢力を伸長させることがすなはち社会党の健全な発展であると考えていたため社会党に交付すべき金五十万円も左派を含めた社会党全体を援助するためではなくして、社会党中の左派を除いた右派のみを援助する目的であつた」と判示している。すなはち、業者の意図は社会党中の左派を除いた右派のみを援助するにあつたと認定しているが、これまた証拠に基かざる恣意の認定である。原審がその認定資料として挙示している証拠を記録につき仔細に検討すれば、

(イ) 業者側の意図は、社会党には赤がいるから赤にはやりたくないということ（第十冊第一七丁）「社会党の左派特に

共産党系の者を除く」というわけであつたこと（同第十九丁）

赤すなはち容共派を除いたものを援助したいとのこと、社会党の一部に所謂左派があり、その中に「赤」の分子がある。その数はどれ位あるか知らないが、きわめて小さな存在で、そういうものは絶対に援助することはできぬと考えていたこと（同第三十一丁）（以上(五)原審証人竹中藤右衛門の原審第三回公判調書中の供述記載）

(ロ) 社会党の左派の中の所謂赤の分子を除いた社会党を援助する意味であつたこと（同第一九〇丁）（(六)原審証人清水康雄の原審第二回公判調書及(八)宮長平作の原審第五回公判調書中の各供述記載）

(ハ) 赤の意味は、共産党だけではなく、社会党員でも共産党と同一傾向にある者を含めていたようであると思われていたこと（記録第十一冊第二十五丁）（(七)原審証人菅原通済の原審第四回公判調書中の供述記載）

(ニ) 社会党には左派があつて、その中には赤がいるので、そういう政党には献金は困るとの空気が業者間にあつたこと（記録第十冊第七十丁）（(九)原審証人戸田利兵衛の原審第三回公判調書中の供述記載）

(ホ) 社会党には左派があり赤いものがいるから、社会党に対する献金は余程考えものだとのこともちよい〳〵聞いたこと（記録第十一冊第百十一丁）（(二)本田登の原審第四回公判調書中の供述記載等）を綜合し、さらにこれを、社会党のいわゆる左派の中に二つの流れができて、一方は現実左派といい、他方は理論左派という表現が用いられこの理論左派が容共派に当るものと思われる事実（前掲の浅沼証言）と併せ考えるならば、

(一) 業者側の意図は、社会党中の赤の分子を除く社会党を援助するにあつたこと

(二) その赤の分子とは、社会党の左派の中で特に共産党系の者を指称する趣旨であること

(三) いわゆる容共派とは、左派の別称ではなく、左派の中の一部に属するものであること

は明らかであつて、「赤の分子」を目して左派合体を指称するものとし、業者の意図が左派全部を除く趣旨であると

認むべき資料は一つも存在しない。

しかるに原判決は、「業者の意図は社会党中の左派を除いた右派のみを援助するにあつた」と認定したのは、全く証拠に基かざる独断である。

これを要するに原判決が、社会党中のいわゆる左派全体を主義政策において共産党と同様の傾向にあつたことは明らかであるとし、且業者側のいわゆる赤の分子（即ち左派中特に共産党系の者）を即左派全体として本件献金に対する業者側の意図を前記の如く認定判示したことは、明らかに証拠の判断を誤つたか或は虚無の証拠に基く判断であつて違法たるを免れない。

第四点　原判決は虚無の証拠に基いて事実を認定した違法があるとともに理由不備の違法がある。

原判決は「第二被告人の右寄附金に対する認識について」論議し、その結論として「被告人は本件金五十万円は……自己が社会党書記長という重要な地位にあるうえ、右派の有力な幹部であることを一般が周知し、土建業者も被告人のこの地位、力量及び主張等に信頼賛同して被告人自身及び被告人と同一傾向にある右派の人々の選挙費用等に充てるため、被告人個人に対しいわゆる政治献金をするものと解釈して受領したものであることが明らかである」と判示しているが、その判示の根底をなす事実として被告人が飯田清太から金五十万円を受け取つたことを記載し、これに続いて、「これよりさき被告人は田中一から土建業者の有志が共同募金してこれを三大政党に寄附することとなつたこと、社会党において左派に右寄附金が渡らぬような方法をとること、その方法として右派の幹部である被告人に右寄附金が手交されるようになつたこと等の情報を得ていた」が、同月（昭和二十二年四月）三日頃被告人は大阪に大林組をたずね、同社の妹尾一夫から土建業者が共同募金して各政党に寄附することとなり、被告人の方には大林組の醵金中二十万円が届けられる旨告げられ「大林組と自己との従来の個人的な関係と田中からの情報とを思い併せ、右は自己個人に対する寄附だと考えて帰京

し」云々の事実を認定しているが、右事実はこれを認定する資料が全く存在しないのである。原判決はその認定資料として、判示第一認定の際援用した証拠中の(六)(七)(ニ)及(三)の証拠並びに第二認定の際の(一)乃至(四)に亘つて挙示している証拠を綜合認定したと判示しているが、右の点に関するものは、第一認定証拠の中の(六)(七)及(三)並に第二認定証拠中(一)及(四)であつて、これらの証拠によれば、

(イ)　田中一が昭和二十二年三月初頃以降菅原通済や清水康雄に対し社会党にも援助してもらいたいそれができなければ防共の線にいる西尾を援助してくれと頼んだこと（記録第十一冊第一三四丁）（第二認定証拠(四)前記田中の証言）

(ロ)　その当時田中から右の事実を被告人に話したこと（記録第十一冊第一二八丁以下）（第一の(三)原審証人田中一の原審第四回公判調書中の供述記載）

(ハ)　被告人が田中から、同人が菅原や清水に対し、社会党にも国民協同党にも民主党や民自党と同額の寄附をすべきだといつたが、業者の中には社会党全体を赤と思つているのが多いくらいで社会党中の左派に対しては非常に反対意見があるようだと聞いたこと、並に田中がもし社会党に赤がいるなら、最も真面目に赤と闘つている西尾とか松岡のような人ならいいではないかとのことを話していると聞いたこと（記録第九冊第七十二丁、第七十六丁、第七十七丁）（第二認定証拠の(一)被告人の原審第一回公判における供述）は認められるが、その外に原判決のいう如く、昭和二十二年四月三日以前に、被告人が田中から、土建業者の有志が共同募金してこれを三大政党に寄附することとなつたこと、社会党において左派に右寄附金が渡らぬ様な方法をとること、その方法として右派の幹部である被告人に右寄附金が手交されるようになつたこと等の情報を得ていたと認定すべき資料は存在しないのである。加之、本件記録に現われた証拠によれば、田中一が業者が西尾に五十万円くらい出してくれることになつたことを知つたのは、同年四月六日九州に旅行に出る直前に菅原や飯田から聞いてはじめて知つたのであつて、（記録第十一冊第一三四丁以下）（原審証人田中一の原審

第四回公判調書の供述記載）その当時被告人は大阪に赴いていて在京しなかつたため被告人にこれを告げるため置手紙をして九州に出発したのであつて、被告人は大阪から帰京してこの置手紙を見て、その翌日頃及十一日の両回に飯田に面会するに至つたのであつて、（記録同上参照）、被告人が帰京して右置手紙を見るまでは、被告人が田中から右の如き内容の情報殊に寄附金が社会党左派に渡らぬ方法として被告人に手交されるようになつたことを聞知するが如きことは全然有り得ないことに属し、此点において原判決は審理を尽くさざる違法があると謂わねばならない。

しかるに原判決は被告人が四月三日頃大阪において大林組の妹尾一夫に面会する以前において既に田中一から右内容の情報を聞知していたことを根拠とし、被告人は右田中からの情報と思い併せて、「右は自己個人に対する寄附金だと考えた」ものと論断したものであつて、右は全く審理不尽の結果虚無の証拠に基いて事実を認定した違法があるとともに結局理由不備の違法があり原判決は破毀を免れない。

第五点　原判決は法令の解釈を誤り認定した事実に対し不当に法令を適用しなかつた違法がある。

原判決は叙上の認定を基礎として「これを要するに以上認定の業者側の意図及び被告人の認識に照らし本件金五十万円は日本社会党の右派の有力な指導者若しくは幹部である被告人に対していわゆる同党左派を除いた日本社会党の健全な発達に資するために個人的にその処分を一任して、供与するという趣旨のもとに授受されたものであることが明かである」との推論を為し、「よつてさらに進んで右認定のような政党幹部個人に対する寄附金が果して昭和二十二年政令第三二八号附則第三項にいわゆる当該政党に対する有力な財政的援助に該当するかどうかについて案じ」

(一)　第一審証人根本祐彦の第一審第五回公判調書中の供述記載

(二)　同証人西村直己の第一審第六回公判調書中の供述記載

により「同附則第三項にいわゆる「当該政党に対する財政的援助」とは、政党そのものに対する財政的援助であつて、政

党の幹部個人に対する援助を含まないものとしたことが明かである。しかして右政令第三百二十八号は昭和二十一年勅令第百一号の一部改正規定であつて、右勅令第百一号はその第一条に該当するような軍国主義的、超国家主義的及び反占領軍的等の政党、協会その他の団体の結成禁止及解散等を規定したものであり、かゝる勅令の趣旨からすれば同令第五条により政党、協会等の有力な財政的援助者の住所氏名の届出をさせるのは同条所定の政党、協会等の資産関係及び財政的援助者が何人であるかを公開させ、もつて右政党、協会等を監督することを以て目的としたものといえる。

従つて右第五条に「有力な財政的援助」とは、同条所定の政党、協会等そのものに対する財政的援助を指称するものであつて、かゝる政党、協会等の幹部その他の構成員個人に対する財政的援助はこれに包含しないものと解さねばならない」。と解し、更に政令第三百二十八号により右勅令第百一号を改正した理由に論及し「右政令附則第三項にいう「有力な財政的援助」とは勅令第百一号第五条と同様に右政党それ自身に対する財政的援助のみを指称するのであつて、政党所属の一部党員の政治活動を支援する目的を以て為されたことに帰着する政党の幹部たる個人に対する財政的援助の如きは政党そのものに対する援助とは到底解し得られないから、之を包含しないものと解釈しなければならない。

従つて被告人に対する本件金五十万円の寄附は仮令被告人が書記長たる地位を有し、本附則第三項にいわゆる主幹者に該当するとするも、同附則にいわゆる当該政党に対する有力な財政的援助に該当せず被告人はこれが届出義務を負わないものと認めるを相当とする。

されば本件金五十万円の寄附については、本附則第三項の適用がないので問題とされたいわゆる主幹者であるか否かについて判断をなすまでもなく本件公訴第一事実は罰とならないから被告人は無罪たるべきものである」と判示した。

右に判示せられた政令第三百二十八号附則第三項の解釈には次の如き点に誤謬がある。

昭和二十一年勅令第百一号は、連合国総司令部発日本帝国政府宛一九四六年一月四日附覚書により発せられたものであ

り、同勅令第五条及び昭和二十二年政令第三百二十八号附則第三項は同覚書第六項の要求に基き規定せられたものである。而して同覚書第七項は「本覚書第六項の規定の目的は、日本に於ける政治団体の性質を一般に周知せしめ且秘密的、軍国主義的、極端なる国家主義的及反民主々義的結社及団体の結成を阻止するにありて、本覚書中に特記せられたる目的及行為に関する場合を除き集会、言論、又は信教の自由を阻害する如く解散し又は適用すべからず」と規定している。即ち覚書第六項即ち右勅令第五条及右政令附則第三項の目的は「日本に於ける政治団体の性質内容の公開」が第一の目的であり、第二の目的として「秘密結社、軍国主義的等の結社を阻止する」ためのものである。而して「政党に対する財政的援助者」を届出せしめる趣旨は、その政党の正式の構成員として名を連ねることを避けつゝ、財政的援助を為すことにより事実上該政党に影響力を有する者を公開することにより、その政党の実態を一般国民に周知せしめて、国民の批判を正しくし民主々義的風潮を育成せしめんとする趣旨であると共に、財政的部面より事実上反民主々義的支配をなす結社を阻止せんとするものである。

この覚書の趣旨を徹底せしめるためには、「当該政党に対する財政的援助」の解釈についても、当該政党の内容の判断に有力に影響力のある財政的援助者（substancial financial supporter）は届出の対象としなければならない。例えば右覚書第一項所定の目的を有する者が、その目的達成のために、合法的な政党の政治活動の資金を提供する場合の如きは、その財政的援助の形式に拘泥することなく、実質的な判断を以て届出の要否を決定するのでなければ、到底本覚書の趣旨を誠実に履行したものと謂い難いのである。

然るに原判決は、右勅令第五条及び前示政令附則第三項にいわゆる「有力なる財政的援助」とは、「政党それ自身に対する財政的援助のみを指称する」との解釈を下している。判決のいわゆる「政党それ自身」とは一体いかなる内容を意味するのであらうか。又前記の覚書の趣旨より何故「政党それ自身に対する財政的援助」のみに認定さるべきであるか。いづれも原判決はその理由を説明していない。

飜つて、覚書の趣旨を徹底せしめるために、政党の性格を決定するために公開を要すると思われる財政的援助の各種の態様を列記すれば次の如きものがある。

(イ) 政党の経常費とする目的の寄附金
(ロ) 政党の一時的活動の資金の寄附
(ハ) 政党の執行機関に処分を一任する財政的援助
(ニ) 政党の特定の政治活動の資金たることを指定してなす財政的援助
(ホ) 政党の特定の主幹者に処分を一任するか、その寄附金は当該政党の政治資金とする趣旨の援助

等が考えられる。若し覚書第一項所定の目的を以て右の如き態様による財政的援助を為す者を届出より除外することは到底許されないところである。判決のいわゆる「政党それ自身に対する財政的援助」か、前記(イ)又は(ロ)のみを意味するものとすれば、甚だ狭きに失すると謂わねばならない。

次に原判決は「政党所属の一部党員の政治活動を支援する目的を以て為されたことに帰着する政党の幹部たる個人に対する財政的援助の如きは政党そのものに対する援助とは到底解し得られない」と判示している。この解釈は「政党の少数の一部の党員のみを援助する目的でその中の個人に対する寄附」が、前掲政令附則第三項にいわゆる「当該政党に対する財政的援助」に包含せられないという限度においては正当であらう。蓋し個人に対する寄附は右覚書に関係のないことであるからである。しかし判示の「政党所属の一部党員の政治活動を支援する目的でなされる」とは、いかなる内容であらうか。百名の党員中の数名を支援する場合であれば論議の余地はなからう。しかし百名の党員中の九十名に対する支援も一部の党員と解するのであるか。又当該政党の党の方針を決定している絶対多数の勢力を支援し、これに反対する異分

子の少数者を除外する場合も一部の党員の支援と解するのであらうか。若し然りとすれば、党員中何等かの形で自己の主張を持つものがあり、多数決を以て党の運営をしている政党に対し、その多数の勢力の存続乃至発展に賛成し、そのために資金を提供する場合にはいかなる寄附も届出事項にならないという解釈となるのである。

因に前記勅令第百一号第五条及び右政令第三百二十八号附則第三項の規定は、政治資金規正法第十条及び第十二条にその趣旨と平行した規定を設けられるに至つたのであるが、同第十条によれば「何人も政党協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と意見を通じて当該政党、協会その他の団体のために受け又は支出した日から七日以内に」所定の明細書を会計責任者に提出することが必要であり、同第十二条により、会計責任者は右第十条による寄附を含めすべての寄附を選挙管理委員会に報告することになつたのである。換言すれば、勅令第百一号第五条、政令第三百二十八号附則の規定を整備し、政党等の主幹者と意思を通じてなした政党のためにする寄附をも含めることと、会計責任者に対する報告及び会計責任者から報告の二段に分離した点を除けば殆んど同様の規定である。

尚政治資金規正法第八条は、政党等は一定の届出を為した後でなければ、寄附を受け得ない旨を規定し、その寄附の意義につき「公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の政治活動のために、いかなる名義を以てするを問わず」と規定している。即ち候補者の推薦、支持の為めの費用、その他党勢の拡張、政見の普及等に要する費用等を援助する寄附の受領を禁止せられているのである。この規定は「政党に対する財政的援助」の解釈に参考となるべきものである、原判決の解釈を以てすれば、第八条規定の寄附も「政党それ自身に対する寄附」でなければならなくなるのであらうか。

更に政令第三百二十八号附則の規定と政治資金規正法第十条、第十二条の規定を対比すると、前者は「当該政党に対する有力な財政的援助」と規定し、後者は「政党等のために寄附」と規定している。然し「政党に対する」も「政党のために」も政党に関する点では同意義に解すべきである。即当該政党の政治活動を援助する目的を以てする経済的利益の提供が「政党のための寄附」であり、「政党に対する財政的援助」であるのである。

若し原判決摘示の如く、政党等の一部の党員に対してのみ利益を均霑せしめることを希望せず又はある種の条件を附した寄附、若しくは、主幹者に処分を一任するも結局当該政党の党勢の発展のためにする寄附を「政党に対する財政的援助」、又は政治資金規正法八条の「政党のための寄附」若しくは十二条の「政党のための寄附」から除外するときは、この政治資金規正法の規定は殆んど空文に帰することゝなるのである。

要するに「政党に対する」と謂い或は「政党のため」又は「政党の政治活動のための寄附」と謂うのは政党の運営又は発達を期する目的を以てする寄附を意味するのであつて、多少の条件を附し又は金銭の交付を受けた者にその具体的支途を一任するも結局主たる目的が政党の発達を支援するものであれば届出乃至報告の対象となると解さなければならないのである。被告人は当時日本社会党の書記長であつたので本件五十万円を自ら受取つたのであるから、当時政治資金規正法が施行せられておれば同法第十条によつて当然明細書を提出すべきものであつて、この種の寄附を自らの政治勢力に対する個人的寄附と解し届出を要せずと解することは党員公開の精神に著しく悖るものと謂わざるを得ない。

原判決は前掲引用の通り「本件金五十万円は日本社会党の右派の有力な指導者若しくは幹部である被告人に対していわゆる同党左派を除いた日本社会党の健全な発達に資するために個人的にその処分を一任して供与するという趣旨のもとに授受せられたものである」と認定しながら、法律の適用に当つては「被告人に対する本件金五十万円の寄附は前記附則にいわゆる当該政党に対する有力な財政的援助に該当せず」として、右認定した事実に対し同附則所定の罰則の適用はないとしたのである。

しかし、原判決は同附則にいわゆる「当該政党に対する有力な財政的援助者」とは「政党自身に対する財政的援助者」

を意味し、「個人に対する援助」は含まないと説示したのみで、日本社会党の共産党系党員が党内勢力としていかなる比重を持つていたか、当時社会党が反共産主義であつたか否か、而して共産党系を除外した社会党の方向とは当時の社会党の正式に決定せられた方向ではなかつたのか、又その意味の日本社会党の健全な発達のための政治資金が届出事項なりや否やにつき何等判断を為さず、被告人が個人的に処分を一任せられたことを認定するのみで、本件五十万円の寄附を「個人に対する援助」であるという法律判断を下したのである。

しかし前に論じた如く、覚書の趣旨に鑑み届出を要する財政的援助とは、勿論党員の個人的生活費又は個人的政治活動資金の寄附は含まれないが

(イ) 政党の主幹者に、政党の発達のために処分を一任する寄附

(ロ) 政党の拡張又は発達のための資金ではあるが寄附者側において少数異分子の支援を好まざる程度の希望条件のある寄附

等は当然届出を要するものであり、これによつて政党の内容を公開する目的を達し得るものであるから、原判決が事実認定の段階において認定した事実の中より、純粋には法律判断たる要素を濾過した事実即ち

(1) 本件五十万円は日本社会党の健全なる発達を支援するため他の二大政党と平行して寄附されたものであること

(2) 寄附者側の意図した日本社会党の健全な発達とは、共産党を除外する趣旨の下に社会党内の共産党系分子を除外することを意味したこと

(3) 本件寄附の受領者たる被告人が当時社会党書記長であり、共産党反対の指導者として、寄附金の具体的処分を一任せられたこと

(4) 被告人は本件寄附金を所定の手続により届出をしなかつたこと

を認定する以上、右事実に対し昭和二十二年政令第三百二十八号附則第三項所定の罰則を適用すべきであるに不拘これを適用しなかつたのは原審が前示政令に対する解釈を誤り原判決に不当に法令を適用せざる違法があると謂わねばならない。原判決は到底破毀を免れない。

以上

昭和二四年(れ)第一九二号

判　決

本　籍　東京都目黒区上目黒一丁目一九四七番地
住　居　同都世田谷区上馬町一丁目五一七番地
無　職　鈴　木　正　夫　当二四年

右の者に対する銃砲等所持禁止令違反被告事件について、昭和二三年一二月六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は刑訴施行法第二条に従い次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人井本台吉上告趣意について。

記録によれば本件拳銃はその撃針が破損しているものであること、及び鑑定人岩井三郎が原審公判廷において弁護人の問に答えて論旨指摘の趣旨の供述をしていることは所論の通りであるが同鑑定人は裁判長の問に対して「現在は撃針が折れて居りますので撃針さへ修理すれば直ぐ使用出来るものであります（中略）尚撃針の程度でしたら工作物機械を扱う人で小さな原板さへあればすぐ修理出来ますし又撃針用の木乃至竹棒を挿入すれば発射することができます」と供述しているところから見て、原審が右のごとき一時的の小故障を生じた状態において現に証拠として存在する本件拳銃をもつて、銃砲等所持

昭和二四年六月二日判決　昭和二四年(れ)第一九二号

禁止令第二条に基く銃砲等所持禁止令施行規則第一条第一号にいわゆる銃砲（弾丸発射の機能を有する装薬銃砲）に該当するものと認めて同令違反として被告人を処断したのは正当であつて原判決にはいささかの違法もない。論旨は理由がない。

よつて旧刑訴第四四六条に従い主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官　小幡勇三郎関与

昭和二四年六月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

弁護人井本台吉上告趣意

原判決は其の理由として「被告人は警視総監の許可その他正当の事由なくして昭和二十二年十一月二十五日頃から同年十二月二十五日頃迄の間東京都世田谷区上馬町一丁目五百十七番地の自宅に於てブローニング小型拳銃一挺を所持していたものである」と認定して銃砲等所持禁止令第一条、第二条に該当するとなしている。併し乍ら右拳銃は撃針の破損した拳銃で修理を加へなければ拳銃の用を為さないものである。而も修理たるや旋盤工とか工作機機械を扱かつた事のある所謂其の道の経験のある人であるなら修理が出来るが被告人の様な素人には不可能であることは昭和二十三年十一月二十九日の鑑定人岩井三郎の供述でも明かである。即ち形は拳銃の形をしてゐるが実質的には玩具の拳銃にも等しいのである。斯様なものの所持迄をも銃砲等所持禁止令が禁止したと解することは行き過ぎと思はれる。

換言すれば同令に所謂拳銃と言ふのは撃針等の折れていない拳銃としての効用に堪えるものを云ふのである。夫で十分取締の目的を達し得る。

然らば原判決は拳銃に非ざるものの所持を銃砲等所持禁止令に該当すると為した違法あるに帰し此の違法は判決の結果に影響を及ぼすものであるから速かに原判決を破棄し東京高等裁判所に差戻されたい。

以　上

昭和二四年(れ)第五二七号

判　決

本　籍　夕張市高松八番地二区
住　居　同市同番地一区
採炭夫
稲　地　登
当二三年

本　籍　北海道夕張郡角田村字南学田
住　居　北海道夕張郡角田村字阿野呂一〇〇番地
農業手伝
松　田　勲
当二三年

右窃盗被告事件について昭和二三年一二月一四日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は刑訴施行法第二条に従い次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

各被告人の弁護人遠藤利一郎の上告趣意について。

昭和二四年六月二日判決　昭和二四年(れ)第五二七号

昭和二四年六月二日判決　昭和二四年(れ)第五二七号

しかし、原判決挙示の証拠によれば、原判示のごとき悪質の窃盗事実を肯認することができる。そして本件行為が所論のような生活権の急迫によりこれが擁護保全のために為した行為であることは原審において、その主張もなく、また、これを認むべき何等の資料も存しない。その他所論量刑不当の主張は、法律審適法の上訴理由として採るを得ない。よつて旧刑訴第四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官　小幡勇三郎関与

昭和二四年六月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

被告人稲池登の弁護人遠藤利一郎の上告趣意

理由第一点　被告人は年少者である第一本件の様な犯罪を犯すに至つた点は年少者を雇用せる官庁の監督者に於て日頃相当の指導監督の方法を講ずべきに、この動揺し易い年少者と放任して置くといふことが先づいけない、寧ろ其監督官こそ其の責任を負ふべきである　又かゝる犯罪は生活の不自由困難から生ずる待遇が自分一人が辛じて米塩を嘗め得る程度である当時給与の一般基準は四千円余である然るに被告人の収入は千五百円余である四千円ベースの名のもとに上級者が下級者を犠牲にする給与を国家が放任して置く状態ではその生活権擁護保全の為めには法益を犯す危険のあるべきことは蓋し自然の状態である。

かゝる年少者を無監督無指導で犠牲的な状態に置いてその生じたる結果のみを糺弾するは誤れる政治であると思ふ

今次犯罪の続出は敗戦に於ける特異性であるが本件も同様でこれを以て只其犯罪者のみを攻めかくあらしめた国家各機関の責任を放任し一般警戒の名の下に極刑を科するは当を得ておらぬ況んや被告人は一般警戒の名の下に既に懲戒免職になつているのである故に懲罰の目的は達しているのである

本件は究極するに生活権の急迫せるよう之れを擁護保全せんが為めに生じたる行為であつて罰せらるべき行為でない仮りに処罰せらるゝとしても実刑を科すべきではない其の量刑は過当である

殊に被告人は自ら其行為を愧じ悔悟して自ら夕張の北炭遠幌礦の採炭夫として日本再建の基礎産業たる動力源の開発の為め苦役に勤め社会に謝罪しているのである、自ら自らを懲罰し改悛しているものに何の実刑が必要であらうか、被告人は一審二審の公判調書に明かな如く小学校在学中は成績もよく級長も勤め又鉄道員としては一一回も表彰されているのであるこの人間が自戒しているのに何の実刑の必要があるか

しかもその犯罪の動機は誤れるとは言へども孝心によるものである　家庭は父永三郎は六四歳母ハツ五八才妹ムツ二〇歳

弟博一五歳父は老齢にして夕張炭坑の雑役小使二千円余の収入で辛じて一家の糊口を賄つている始末常に被告人は母親の貧困の繰言を聞いておりその度毎に何んとかして親に安心させたいと思つていた矢先遂に相被告人の誘惑に負けた次第である しかし犯行に当つては恐ろしさの余り一度貨車から出た程である 単に一時の魔がさしたのである即ち改むれば純情善良な青年である しかも老父は会社の整理にて退職しなければならず今や被告人は一家生活の主柱である

これ等の点を綜合して考えれば判決の実刑を科したのは妥当でない。

以 上

被告人松田勲の弁護人遠藤利一郎の上告趣意

理由第一点 被告人は年少者である第一本件の様な犯罪を犯すに至つた点は年少者を雇用せる官庁の監督者に於て日頃相当の指導監督の方法を講ずべきに、この動揺し易い年少者を放任して置くということが先づいけない、寧ろ其監督官こそ其責任を負ふべきである

又かゝる犯罪は生活の不自由困難から生ずる、待遇が自分一人で辛じて米塩を嘗め得る程度である 当時の給与の一般基準は四千円余である、然るに被告人の収入は千五百円余である四千円ベースの名のもとに上級者が下級者を犠牲にする給与を国家が放任して置く状態ではその生活権擁護保全の為めには法益を犯す危険のあるべきことは蓋し自然の状態である

かゝる年少者を無監督無指導で犠牲的な状態に置いてその生じたる結果のみを糺弾するは誤れる政治であると思ふ

今次犯罪の続出は敗戦に於ける特異性であるが本件も同様でこれを以て只其犯罪者のみを攻めかくあらしめた国家各機関の責任を放任し一般警戒の名の下に極刑を科するのは当を得ておらぬ、況んや被告人は一般警戒の名の下に既に懲戒免職になつているのである之れを以て充分懲罰の目的は達している筈である

本件は要するに生活権の急迫せるより之れが擁護保全の為めに生じたる行為であつて罰せらるべき行為でない 仮りに処罰せらるゝ行為なりとしても実刑を科すべきではない、其の量刑は過当である

殊に被告人は貧農に生れその家庭は九人の家族にして生活に困窮している・自分の給料では自分一人の生活がむつかしい程度で米麦等常に実家の保護を受けていたが、貧農たる実家より之以上の保護を受けるにしのびぬ状態で遂困窮の余り本件を犯すに至つた、

しかも現在は悔悟して土に親しみ家業を手伝つて罪亡ぼしをしているのである。

在職中は数回の表彰を受けたものであるから改むれば全く純情善良なる青年である 自らを懲罰し改悛しているものに何

の実刑が必要であるか　原審判決は妥当でない。

以　上

昭和二四年(れ)第八号

判　決

本　籍　朝鮮慶尚南道釜山府東大新町東通二丁目五二番地
住　居　大阪市東淀川区三国町八五三番地
無　職
朴　学　水
大正九年一月七日生

右の者に対する強盗傷人、強盗竊盗被告事件について、昭和二三年一〇月三〇日大阪高等裁判所が言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

但し当審における未決勾留日数中六〇日を本刑に通算する。

理　由

弁護人塩尻太九郎の上告趣意第一点について。

刑法第二四〇条前段の強盗傷人罪はいわゆる結果犯であるから、強盗の共犯者の一部の者が暴行したため傷害の結果を発生せしめた場合は強盗を共謀した者の全員が強盗傷人罪の責任を免れないことは屢々当裁判所の判例とするところである。本件について見れば、被告人朴学水は共犯者金山、菊地、山村等と共謀して他人を脅迫して金品を強奪しようと企て、高木猪太郎方へ押入り強盗行為の実行中被告人以外の共犯者金山等が右高木に傷害の結果を発生せしめたのである。然らば被告

昭和二四年六月四日判決　昭和二四年(れ)第八号

人が右高木に対し直接傷害の結果を発生せしめた者でなく又右傷害行為が所論のように突嗟の間に行はれ被告人としてはそれを予想しなかつたことであつたとしても、被告人として本件強盗傷人罪の責任を免れることができないのは明である。されば原判決が被告人を本件強盗傷人の共同正犯に問擬して刑法第二四〇条前段同第六〇条を適用処断したのは正当であつて、所論のような違法はない。論旨は理由がない。

同第二点について。

原判決が判示第一事実の(二)及び(三)について被告人に酌量減軽をしていないことは所論の通りである。しかし犯罪の情状憫諒すべきものと認めるか否かは事実審の自由裁量に委ねられたところである。被告人の犯した強盗傷人、強盗、竊盗という他人の身体、自由、権利を侵した行為に対し、裁判所が法律の定める手続によつて適式に断罪科刑する以上たとい酌量減軽しなかつたとしても毫も違憲の問題を生ずるものではない。所論は犯罪の動機を国の秕政に帰するようであるが動機は刑責とは関係がないものであるばかりでなく、国政は国民の厳粛な信託によるものであつて、かりに国政が宜しきをえないとしても国政の是正は国民自ら憲法上認められた方法によつてなさるべきものであり、他人の基本的人権を侵し以て公共の福祉を害する犯罪を正当化するものではない。論旨はすべて採用することができない。

よつて刑訴施行法第二条、旧刑訴法第四四六条に則り本件上告を棄却しなお刑法第二一条により当審の未決勾留日数中六〇日を本刑に算入するものとし主文の通り判決する。

右は裁判官全員の一致した意見である。

検察官　茂見義勝関与

昭年二四年六月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

弁護人塩尻太九郎上告趣意

第一点　原審は刑法弐百四拾条前段を不当に適用したる違法がある

即ち原審は被告人朴学水を相被告山村武雄と強盗傷人事件の共同正犯なりと認定したるが被告人は傷人に対する犯意を有せざるのみならず之れに関与したる事実なし強盗傷人事件の被害者である高木猪太郎方に侵入した時先ず第一に被害者に対し庖丁を突き附け且つ縛り上げたのは共犯の金山と菊地である此の第一動作に依つて被害者等は反抗を抑制せられ被告は之れに依つて行動の自由を得たのである依而被告は他の相被告と行動を共にせず他の被告等は階下に居りて別行動を採り被告朴は単独弐階に居り物品を物色して居たのであるから階下で何をして居るか知る筈がない亦他の相被告が被害者を傷つける等の事は思も依らぬ出来事である

亦相被告菊地と金山としても被害者に傷つけると云ふ犯意はなかつた被害者の猪太郎が突然縛つてあつた紐を解いて立ち上り泥棒泥棒と云ひながら表へ飛び出したので金山と菊地が追馳け組打をして居る間に金山か菊地が持つて居た庖丁が被害者猪太郎に当つて傷附いたのである従而被告金山及菊地としても猪太郎に傷つけたのは過失である積極的傷害の犯意はないのである斯んな状態であるから二階で何も知らずに物色して居る被告朴に其傷害行為に共同加担の意思のない事は一目瞭然であるそして被告朴は階下て物騒がするので階下を降りて見れば表の方で泥棒泥棒と云ふ声がするので驚いて表の反対の裏口の方より逃走したのである故に被告朴は本件強盗傷人の行為には全然関係のない事は勿論であると同時に事前に於ける犯意もない

山村の原審に於ける供述の一節に「私は怖いので一番先に逃げ出しましたので全然格闘した時の事は詳しく知りません」と云ふて居る其山村は「朴も弐階から降りて来た様です」と述べて居る事実より見れば階下に居た山村でさへも格闘の事実を知らない位であるとすれば二階に居た被告朴が知らないのは亦当然と云わざるを得ない尚又警察検察庁の調書か

ら見ても被告朴が傷人に関与して居らない事は明確です
贓品の分配の模様から見ても傷人に関与して居ない事が推定出来る即ち他の共犯者は種々な物を取つて居るが朴は二階で物を捜して居たが吃驚して逃げ出したので僅かに靴下一足を共犯者から貰つた丈で此の事実から見ても被告朴が傷人と云ふ重要な事に関与せない事が立証されると信じられる従而原審が被告に対し他の共犯者と同様強盗傷人の刑を適用した
る違法がある当然破棄すべきものである

第二点

原審は公訴事実第一ノ㈡今井悟郎方の被害事件に就いて被告の行為に何等酌情を加へて居らぬ今井方で斧を持つて居たのは金山で鋸を持つて居たのは山村で家人を縛つたのは金山山村菊地で暴行脅迫をしたのは何れも他の共犯で被告朴は強盗の成立要件を具備する行為には関与して居らぬ従属的行為であるから相当酌情があつて可然であるのに何等の顧慮も払われて居らぬ第一ノ㈢事実被害者伊藤英二方の件

同被害者宅で拳銃を突附けたのは金山である被告朴は是等の荒い行動には加担して居らぬ此被害者方で得た贓品の売却代金は全部家の権利を買受ける資金に使用し他の共犯者等と共に全然足を洗ひ生業に就かんとしたる点等は刑事政策上相当考慮して遣るべきである然るに原審は此点に関して何等の考慮をして居らぬ本件犯罪を犯す動機に就ては苦しき運命がある被告朴の妻政子が病気で入院したので被告は子供を連れて看護に行つた其留守宅に空巣窃盗に這入られ衣類等殆んど全部盗まれて仕舞ひ治療費生活費等に困窮して居る折柄共犯者山村の誘ふ所となり遂に本件犯罪を犯すに至つたのである

現在政府の採て居る政策は強窃盗を増加せしむる虞が充分ある即ち政府は財政に困難すれば国民が数十年間政府の指導の下に蓄積した銀行予金も第二封鎖に押込で置き最後には其金六十パアーセント乃至八十パアーセント迄切り取り之を政

府財政の資金とした事は御承知の筈である弁護人も其被害者の一人である

若しも国民が生活其他の事で金の必要の場合は借金を踏み倒したり他人の預り金を八十パアーセント迄も切り取る事が出来るなれば実に容易に生活も出来且つ治療費も支払へるのであるが国民が政府の行為を真似するとせば本件の如き事案が起つて来るのである故に政府も自己の困窮状態の場合に於ける殆んど犯罪に等しき為さゞる可からざる事情を考慮し国民に対しても此の種の犯罪行為を罰する場合に於て其犯罪の動機及情状を審査し政府の採りたる八十パアーセント切捨の原理の正当性とを比検対照し充分なる酌量減軽をなすべきが国家の責務である之等の関係を無視したる原審の判決は我国憲法の保障する国民の福祉を害する違法あるものと考へられるので第一点記載の事実と相待つて原審を破棄すべきものである

以上の通りであるから原審を破棄し更らに相当な判決を求むる為の本件上告を為した次第である

以　上

昭和二四年(れ)第一一号

判　決

本　籍　京都市上京区猪熊通元誓願寺下る堅神明町四八〇番地
住　居　同市左京区吉田中大路町三一番地
果物商手伝
金井昭
昭和二年八月一日生

本　籍　京都市下京区新町通仏光寺下る岩戸山町四四四番地
住　居　同市同区綾小路通新町東入善長寺町一三六番地
果物小売商
吉田富之助
大正一四年一〇月一四日生

右の者等に対する強盗殺人被告事件について、昭和二三年一一月九日大阪高等裁判所が言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

弁護人小林為太郎上告趣意第一点について。

昭和二四年六月四日判決　昭和二四年(れ)第一一号

記録を閲すると、所論原審における第一回公判期日と第二回公判期日との間に、十五日以上の経過のあつたこと及び、右第二回公判期日において審理の更新をした旨の公判調書の記載のないことも所論指摘のとおりである。しかし審理の更新は前回までの公判に現われた事実及び証拠が裁判官の記憶から遠ざかる恐れがあるので、審理更新の手続をしなければ先の公判において審理された事実及び証拠を判決の基礎とすることを禁ずるとする趣旨に出でているのである。然るに所論原審第二回公判期日は、当日取調べる予定の証人が召喚手続不備に因り出頭しなかつたため、次回公判期日を指定しただけで審理に入らず閉廷されたものであることは、当該公判調書により明瞭である。従つて所論第二回公判期日には敢て審理更新の手続を要するものでないことは喋辞を用いない。しかしその次の第三回公判期日には審理更新を行つていること当該公判調書により明確である。論旨は理由がない。

同第二点について。

死刑が憲法第一三条同第三六条の趣旨精神に反しないことは、当裁判所屢次の判例とするところである。亦所論憲法第九条の所謂戦争抛棄の宣言の規定は、死刑の存廃に何等関連のある規定でないことは、多弁を要せずして明らかである。そして、却つて所論引用の憲法第三一条は、死刑制度の憲法上適法であることを窺知し得るに十分の規定である。所論は違憲に名を藉り、死刑廃止に関する独自の論議と云うの外はない。論旨理由なし。

仍つて刑訴施行法第二条、旧刑訴法第四四六条に従い主文のとおり判決する。

此判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官　茂見義勝関与

昭和二四年六月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

弁護人小林為太郎上告趣意

第一点　原審公判期日ハ第一回公判ハ昭和二十三年七月二十二日テアリ第二回公判カ同年九月十四日テアツタノテ其ノ間所謂引続キ十五日以上開廷シナイ場合ニ該当スル故公判手続ヲ更新シナケレハナラナイニモカヽハラス原審ハ之レヲ行ハナカツタ

右ハ原審記録ヲ閲スルコトニ依ツテ明瞭テアル

刑事訴訟法第三百五十三条ニ依ルト苟モ「引続キ十五日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ公判手続ヲ更新スヘシ」トアツテ之レヲ為サナカツタ事ハ絶対的上告理由ニアル事ハ同法第四百十条第十六号ニヨツテ又明瞭テアル因ツテ原審判決ハ口頭主義ノ要請スルトコロヲ尽サス到底破毀ヲ免レナイモノト思料スル

第二点　原審判決ハ其刑ノ選択ニ於テ申立人等ヲ死刑ニ処シタカ右ハ法律ノ解釈ヲ誤リ適用シタ違法ナ判決テアツテ到底破毀ヲ免レナイモノト思料スル

憲法第三十一条ニハ「何人モ法律ノ定メル手続ニヨラナケレハ生命若クハ自由ヲ奪ハレ又ハ其ノ他ノ刑罰ヲ科セラレナイ」ト規定シテ一見死刑ヲ肯定スル様ナ外観ヲ与ヘテ居ルカ憲法第九条ニヨル戦争ノ抛棄ハ憲法ノ根幹テアル平和主義ヲ表示スルモノテアツテ対外的ニ暴力主義ヲ否定シタ憲法カ対内的ニ尚ホ暴力ヲ保持スル事ハ立法ノ精神ニ矛盾スルコトノ甚タシイモノテアツテタトヘ憲法第三十一条カ形式的ニ死刑ヲ肯定スルカ如キ外観ヲ示シテモ実質的ニハ死刑ハ戦争抛棄ノ根本精神ニヨツテ憲法上否定サレテ居ルモノト謂ハネハナラナイ更ラニ憲法第十三条ニヨルト個人尊重ノ原則ヲ規定シテ民主主義思想ヲ表現シテ居ル死刑ノ如キ個人ノ生存ヲ否定ス刑罰カ同条ノ精神ト相容レナイコトハ論スル迄モナイ従ツテ死刑ハ同条ノ精神ニモ背反スルモノテアル

勿論同条ニ於テ個人ノ生命等カ最大ノ尊重ヲ必要トサレル場合ハ公共ノ福祉ニ反シナイ限リト言フ文言カアルカ右ヲ解

ジテ憲法ハ公共ノ福祉ノ為メニハ死刑モ又之レヲ肯定シテ居ルモノテアルト論スル事ハ曲論テアル即チ基本的人権ト公共ノ福祉ノ相関性ヲ右ノ如ク解釈スルコトハ両者カ全ク反対概念テアリ二者カ全ク対立物テアルト誤ツテ観念サレテ居ル為メテアル畢竟スルニ公共ノ福祉ナルモノハ天ノ一角ヨリ天照ラス照明燈ノ如キ理念装置ニヨツテ基本的人権ノ在リ方ヲ批判的ニ看取シ因ツテコレヲ制肘スルモノテアルトノ専制的思考ニ禍サレテ居ルモノテアツテ全ク時代錯誤的謬見ニ過キナイ公共ノ福祉ハ個人ニ対スル全体ノ利益或ハ少数ニ対スル多数ノ利益ヲ意味スルモノテハナイ個ヲ容レ少数ヲ包含シタ全体ノ為メニコソ存在スル法概念テアル全体ノ為メニ個ヲ抹殺シ去ツテ而テ矛盾シナイ様ナ公共ノ福祉ナル法概念ハ存在シナイ現在憲法上死刑カ肯定サレルカ否定サレルカノ問題ヲ現実的ニ論スルニ当ツテハ社会防衛ノ為メニ国民感情カ之レヲ肯定シテ居ルモノトシテ因ツテ公共ノ福祉ニ基クト論スル向キカ有力テアルカ右ハ全ク独断的ナ仮説テアルニ過キナイ更ラニ将来平和社会カ実現シ死刑ノ威嚇ニヨル犯罪ノ防止ヲ必要トシナイ時ニ至ツタナラハ憲法ハ死刑廃止ヲ肯定シテ居ルト解サレルトノ論ニ至ツテハ深奥ナ思慮ニ基イテ居ル如ク見エテ其ノ実際ニ於テハ浅薄ナ逃避ニ過キナイ

凡ソ憲法ハ国民ノ権利ヲ現実ノ過程ニ於テ保障スルコトニ依ツテ将来ノ建設ヲ約束シテ居ルモノテアル憲法第九条ノ戦争抛棄ハ国民ニ再ヒ戦禍ヲ与ヘナイコトヲ保障スルト共ニ国際平和社会ノ建設ヲ約束シテ居ルモノテアリコレト同シク憲法第十三条ニ於テ国民ノ生命等カ最大ニ尊重サレル事ハ現在死刑ヲ廃止スルコトニヨツテ将来死刑ノ威嚇ヲ必要トシナイ社会ヲ約束シテ居ルモノテアル平和社会建設ノ為メニ現在ハ未タ死刑ヲ必要トスルコトヲ国民感情カ肯定シテ居ルト言フ解釈ノ如キハ科学的基礎ノナイ独断テアルト共ニ思惟矛盾テアリ且ツ死刑ノ威嚇力ニ過度ノ政治性ヲ附与シタ曲論テアリ将来ノ平和社会ノ下ニ於テハ死刑廃止ハ憲法上肯定サレルトノ解釈ハ国民ノ現実ノ権利ヲ彼岸ニ隠蔽スルモノテアツテ共ニ執ルニ足ラナイ要スルニ公共ノ福祉ノ為メニ死刑ヲ憲法カ尚ホ肯定シテ居ルトノ従来ノ憲法解釈ハ全ク誤レルノ甚タシイモノテアル

又憲法第三十六条ニハ「公務員ニヨル拷問及ヒ残虐ナ刑罰ハ絶対ニ之レヲ禁スル」ト明記シテ死刑ヲ否定シテ居ル

右残虐ナ刑罰ハ非人道的方法ニヨツテ肉体的拷問ヲ加ヘ不必要ナ肉体的苦痛ヲ与ヘルカコトキ異常ナ刑罰例ヘハ焚刑磔刑等ヲ指スモノテアツテ死刑ソレ自体ハ未タ残虐ナ刑罰ノ範疇外テアルト論スル向キカアルカ憲法第三十六条ノ残虐刑ノ禁止ハ単的ニ之レヲ絶対禁止スル旨ヲ明記シテ居ルモノテアツテ当ラナイ

シカノミナラス死刑ソレ自体ハ通常テアリ且ツ残虐テナイト思考スルコトハ全ク精神的倒錯テアルフホリーノ言葉ノ通リ死刑ハ「残忍ナ愚カシイ正義ノ手段」テアリ「文明社会ニ於テ忍ヒ得ナイ」手段テアルコトハ詳論ヲ要シナイトコロテアル

要スルニ憲法上ニ於テ死刑ハ第三十一条ノコレヲ肯定スルカノ如キ外観ニカヽハラス第九条ノ戦争抛棄ノ平和主義ノ原則第十三条ノ個人尊重ノ原則ニヨツテ実質的ニ否定サレテ居ルモノテアリ第三十六条ノ残虐刑ノ禁止ノ原則ニヨツテ制限サレテ居ルモノト解スヘキテアル

然ルニ原審判決カ刑法二百四十条後段ヲ適用シテ死刑ニ処シタコトハ憲法ノ施行ニヨツテ当然失効シタ刑罰ヲ適用シタ違法ナモノ

トシテ到底破毀ヲ免レナイモノト思料スル

以上

昭和二四年(れ)第二一三号

判　決

本　籍　秋田県北秋田郡大阿仁村四四三番地
住　居　岩手県岩手郡巻堀村大字好摩第八地割六三番地
農　業　鈴木義明　昭和二年三月一五日生

右の者に対する強盗殺人被告事件について、昭和二三年一一月一六日仙台高等裁判所が言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人鈴木義明の上告趣意について。

しかし、所論は要するに被告人の生立、境遇、犯罪前後の心境、情状等を詳述し、寛大な処分を求むと云うにあるのであるから、適法な上告理由とならない。

弁護人橋本順の上告趣意第一点について。

しかし、かりに所論の如く、昭和二三年一月二一日の一日間の勾留が不当であるとしても、勾留手続の不当が当然に原判決の違法を来すものではないから、所論は採用できない。

昭和二四年六月四日判決　昭和二四年(れ)第二一三号

同第二点について。

記録を調査してみると、第一審判決に関与した裁判長判事佐藤智彦は、被告人に対し、本件起訴前たる昭和二二年九月二二日に勾留訊問をしており、又同じく関与判事の他の一人の古田富彦は同月二〇日被告人方に臨み証拠物の押収手続をしているのである。しかしそれは第一審の判決に関することで、第二審の判決に関することではない。それ故第一審判決に、たとえ所論の如き違法ありとの論を是認し得るとしても、そのために第二審判決を違法とすべき筋合はない。従つて論旨は理由がない。

同第三点について。

しかし、原審が所論鑑定書の証拠調に関し、その要旨を告げとは所論鑑定書附図についても之を被告人に展示し鑑定書本文と共にその要旨を告げたものであることを表示した意味であることは明らかと云うべきである。次に押収物についての証拠調を非難する所論については、原審第四回公判調書をみると、「押収物は之を示し」とあつて、押収物について適法に証拠調をしていることが明かであるから、論旨は理由がない。

同第四点について。

しかし、原判決の「同法第十九条第一項第二号第二項」とあるのは「刑法第十九条云々」の誤記であること判文の全趣旨から明白である。従つて論旨は理由がない。

同第五点について、

しかし、原審は第二回公判において証第一一号を被告人に示し、被告人から「本件で盗んで来た叺であります」との供述を聴いたので、右証第一一号が本件の被害物件たることの心証を得たものとみることができるのである。そして判決においてこれを粳精米（証第一一号）と記載しているのである。右の如く審理において被害者に還付すべき理由明白なりとの心証

を得た以上、判決において還付の言渡をするのは当然で、原判決には所論の如き違法なく、論旨は理由がない。

よつて、刑訴施行法第二条、旧刑訴第四四六条により主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官　橋本乾三関与

昭和二四年六月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

弁護人橋本順の上告趣意

第一点　法定の手続に依らずして被告人の自由を奪つた違法がある

盛岡地方裁判所昭和二十二年十二月二十日附決定（記録第二六〇丁）によれば勾留は之を継続する必要があるから昭和二十二年十二月二十一日より勾留期間を更新する旨記載がある勾留期間の計算については初日及休日である末日も算入すべきであるから（大正十二年刑一〇、三四一号同年十二月二十七日刑事局長通牒）勾留期間満了に依り被告人を釈放するには検事の指揮を要せず且満了の日である同二十三年一月二十日の午後十二時を以てすべき事は明白である（大正十三年行丙二三七号同年二月十八日刑事局長行刑局長通牒）然るに被告人は同二十一日盛岡少年刑務所より釈放された形跡なきのみならず反つて同裁判所同月二十一日附勾留更新決定により昭和二十三年一月二十二日より（記録第二六八丁）勾留を継続せられて居る即ち法定の手続に依らずして被告人を昭和二十三年一月二十一日拘禁し而して勾留を継続し得ぬ者に対し勾留更新決定を為し以て被告人の自由を奪つたのは憲法違反の処置と云はねばならぬ従つて斯る不当な拘禁に基き為された原判決は破毀されるべきである。

第二点　第一審裁判所は公平な裁判所とは云へぬ盛岡地方裁判所に於ける第一審判決に干与した裁判長判事佐藤智彦は被告人に対し昭和二十二年九月二十二日勾留訊問を為し（記録第八九丁）判事補吉田富彦は同月二十日被疑者である本件被告人から証拠物を押収し（記録第一八四丁裏三行目より）更に同日検証調書を作成し被疑者の指示説明を（記録第一八八丁）求め犯罪事実の陳述を記載した大日本帝国憲法下大審院は公判請求前検事の請求により強制処分をなした判事は第一審裁判所の構成を除斥されぬ旨の判決（昭和一〇、三、三〇、刑三判決）を為したが日本国憲法に於て第三十七条第一項が明記され更に日本国憲法の施行に伴ふ刑事訴訟法の応急措置に関する法律第二条に於て刑事訴訟法は日本国憲法の趣旨に適合するように解釈すべき事を要求されて居る限り右判例は踏襲すべきものではない構成其の他に於いて偏頗の惧なき

裁判所の裁判とは故意による不公正不利益な要素の存在しない事を意味するのでなくて斯る要素を懸念し又は危ぶむものでない程度であらねばならぬ而るに第一審裁判所構成員三名中二名迄も公判前被告人の犯罪事実につき供述を求め或は陳述を記載して居るから事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞がある少くとも事情を通じない被告に無用の疑念を懐かしめたものであるばかりか何人と雖も本件被告人のような立場に置かれた場合公平な裁判であるか疑念を持つのは理の当然と云はねばならぬ右の如くであれば偏頗の惧に該当するものなり従つて被告人より公平な裁判所の裁判を奪つた原判決は破毀されねばならぬ

第三点　原判決は証拠調の違法があり破毀されねばならぬ

原審は鑑定書添附図面を展示しない違法がある原判決に引用せられた黒川広重作成の鑑定書中下館トセに関し記録第一六九丁表末行(イ)顔面より頸部に亘り附図に示すが如き多数の創ありと陳述し或は各被害者の傷害の部位について下館ウメに関し同第一七二丁裏八行同トセに関し同第一七三丁表五行に孰れも附図参照と記述し鑑定書記載及び添附五枚の図面と相俟つて傷害の部位明瞭となるに拘らず鑑定書が証拠書類に属する一事を以て其の要旨を告ぐるを以て足りるとしたのは審理不尽と云はねばならぬ

尚原判決は如何なる押収物に付証拠調を為したか判明しない即第四回公判調書（記録第三二六丁裏九行以下）「裁判長は証拠の取調をする旨を告げ当審第一、二回公判調書ならびに同一回の調書記載の各証拠書類の要旨を告げ押収物は之を示し」とあるが証拠書類については「同第一回の調書記載の各」とあるも押収物にはかゝる記述なく右押収物が仮りに同第一回の調書記載の各押収物とすれば該調書中証拠物調の箇所は削除せられて居るもつとも第二回調書中（記録第三一八丁表二行以下）問これは此の際第八、九、一〇、一三号を示したとあるも第一〇号については何等弁解の記述なく（同丁十行目）且問これは此の時証第一一号を示す答本件で盗んで来た叭でありますと記載され居るが斯る審理不尽を以ては公

判更新後各押収物に付適法な証拠調あつたとはいへぬ

第四点　原判決は擬律錯誤の違法あり法律によらずして所有権を侵害したものなり

記録第三三三丁表九行目以下法律に照すと被告人の所為は刑法第二百四十条後段第五十五条昭和二十二年法律第百二十四号附則第四項に該当するから所定刑中死刑を選択して被告人を死刑に処し押収に係るまさかりの刃金及び柄（証第一第十二号）は本件犯行の用に供した物で被告人以外の者に属しないから同法第十九条第一項第二号第二項によりこれを没収しとあるが右判文中同法とは昭和二十二年法律第一二四号を示す事明白である然らば正当な手続に依らずして其の財産権を侵したものなる事明瞭であるから国民の権利を侵す原判決は破毀されねばならぬ

第五点　原判決（記録第三三七丁裏一行以下）中押収に係梗精米（証第十一号）は本件強盗の賍物で被害者に還付すべき理由明白であるからとあるが原審第二回公判調書中（記録第三一八丁裏十行以下）問これは此の時証第一一号を示す答本件で盗んで来た叭でありますと記載されてゐる然らば原判決に於ける右証第十一号は如何なる理由で被害者に還付すべき事明白なるや原審は審理を尽ずして軽々しく右の処置を為したのは理由不備若くは理由齟齬であるから原判決は破毀されねばならぬ

以　上

被告人鈴木義明の上告趣意

私儀強盗殺人事件被告鈴木義明。此度仙台高等裁判所において死刑の言渡しお頂きました、理由わ。一寸失礼な事で御座居ますが、私わ田舎に生れたので学門の道もなく。子供の時より。耳鼻が大変悪く。其の為に勉強もなく。文字も下手で有り、文章もはつきり訳からじ。文字のアヤマリ。なども大変有る事と思えます。なにとぞ御読になられるにわ、大変な事で御座居ませうがなにとぞ御許し下さいますよう御願ひ致します。誠に大罪お犯して卑怯な訳で御座居ますが。仙台高等裁判所でわ、私の申出お又裁判官殿の御調にならない事も御座居ますたし、私の言う事も。みとめられぬ。との事で有りました。又私の言わない事も有ますたし。此こに私の事件までの理由お申し上げます。私も悪い事お犯して。こんな事お申上げられないところで有りますが。なにとぞ御察下さいますて。御慈悲下さいますよう、御失礼ながら御願申上げます。先きに私の分家になるまでの簡単な荒しじお申し上じます。昭和二年三月十五日。秋田県北秋田郡荒瀬村字中村水上沢四四三番地。農業兼。売薬業者、鈴木源七。今年六三歳、二男として生れました。子供の時から、身体の弱いほうで有り。元気もなく。昭和八年七歳にて、四月一日同村。中村分教場に入学致しますた。在学中わ、極めて元気もなく。勉強も進まづ頭が悪く。其の為に考力もなく。しじゆう、先生様に御迷惑おして頂きました。いちもぽかんつとして居るので。小供達にわ、ぼやり。とも言われてきました。其のかわり子供の時から、喧嘩した事わ、まづ有りませんでした。其の為に小さい子供の相手にもなつてやつたので人々わ正直だ。と言つて下さいました。小供の時より父母兄弟にあんまり、迷惑もかけた事も有りませんでした。正直な為に、他人や姉などより頼まれ、子守役まで、引受てやつたので。褒美お貰え。その貰つた物わ、他の子供に呉れてやつた。私の家わ、別に生活に困る訳でもなかつたのでよその小供に呉れました。其の為に、先生や。親達から大変褒められてきました。皆正直だと言て呉れた。他人の物わ、子供の時からぜつたいに盗んだ事わ、有りませんでした。私の父兄母わ大

変厳しい為に。小供の時より。他の子供のように。面白おかしく遊んだ事もよけい有りません。毎日学校お終ると、薬お入れる、紙折りおさせられ。仕事がいやに成り。弟と二人でこつそり家お抜けて遊びに行くとしぐに。兄さんがむかえに来て連れて行き。仕事があきたら。勉強だ。と言えほとんどの日お過ごしました。だが鼻病なのに。こんどわ川に行き耳に水お入れ、中耳炎おおこして頭わ痛み。兄や姉に手お取つて教えて頂いてもさつぱり訳かりませで困りました。其の内に大きくなり農業に手使などもやつて色々研究もしたが。さぱりわからじ変つた事も出来じにきました。其こで昭和十三年二月私の兄わ現役で満洲国に行き。其の為に私が農業の手使お致しながら。昭和十三年二月二十六日に中村分教場六年お卒業。国義務で大阿仁村本校。此立内高等科二年に入学致しました。三里ほどの道お歩き行くので。寒暑時わ、大変で有りました。あまり遠いので身体にちかれがきて。ます。ます。頭が悪化致し、神経衰弱に成り。なにも考がえる力もなく勉強も仕事もしぐにあきてくるので有りました。其すて。きに合わぬと誰にでも文句お言つたり、自分で、こしらえた物でもきに合ぬと目茶くちやに破り後で後悔しると言う状態に成つてしまえました。其の内に昭和十六年二月高等科お卒業。家にわ兄も居らじ。私と父と兄妻と三人だけしか働く人わ居りませんでした。母わ身体弱く野良の仕事わ駄目妹わまだ子供。弟わ、卒業後。少年志願兵として横須賀海軍に入営致しました。私もなにか国の為にと思つてた時に、微用令がキタガ耳、鼻の悪い為に合格せじに誠に残念で有りますたがやもえなく。でわ私の国に尽しにわ、農業にほかないと思え。母父の許お受て農業に一生懸命に頭の痛いのお堪えて従事致してまいりました。あんまり働くと身体に熱がきて。気持が一人でにいら〳〵してきて腹が立つてきたり。働く力もなくなり倒れたりしるので。父母わ、心配致し休めと進めますか。眼も廻る忙しさで一刻も休んで居られじ。我慢して八里も有る山中に、仕事に行き。朝二時頃出て夜わ十一時頃帰る事もかじ有りました。忙しい時わ村や親戚の世話で、田畑二丁以上も自作致し国に農産物お供出致してまいりました。小使銭取りにわ。銅山や宮山事業に行つたり。又父の売薬業に手太助おしたり、その忙しさわ、大変で有りました。色々な苦労と闘え抜き、昭和十六。十七年の二年

間父母に尽して十七年十二月初め母と二人父の行商出張所。岩手県岩手郡巻堀村字好摩に行き。父と二人で、岩手。青森の二県お廻り終り好摩にかえつてから。父が私に。此の土地に小作して頂いて居る田、畑がまだ返されませが。あまりにも、手入も悪いし。ほつても居かねないし私に自作しれと言うので。私わ十八年一月より。岩手県に残り、田一丁三反歩、畑三反歩の土地お自作しる事に成りました。そすて色々な苦労と。ちぎ。ちぎ。ちぎ。に重なる不幸と闘え妻子おもうけ。昭和二十二年九月十九日の日まで農業に全力お上げてきました。以上私の分家になるまでの事お簡単に申上げました。私の事件関係に入る前に。父のほうも少々申上げます。それは、私達小供の時なので前の事わはつきり訳りませんが。私の聞いてる事見た事。気憶して居る事お。ごくかんたんに申し上げます。私の父わ、長い間売薬業者おやつて居りますので。昭和七、八年もつと前から。他県お歩き。薬お売つてあるき。そこで。岩手県岩手郡巻堀村に行き。幸い。父の弟が一家おもつて居ったので。そこにわじかの土地お貸りて。事務所兼宿舎にしたのです。家お立て。其こで将来子供の為にと思え。其の他に田。畑。原野。などおたくさん買え。小作者お頼み、田、畑お貸して。小作して貰つて居つたのです。だが、田三反と畑一反が残つて居つたので。父わ。もう一人小作者お頼みたい。と私の叔父に話したら。幸い。私が家が貧乏で困つて居るのお太助(タスケ)て連れてきて居る若物が居る。岩手県九戸郡の人で有る。その人に話して見れ。と言ので。父わ若物に話したら大変悦び。叔父の恩返しにと言え。私のなんぎお太助て下さつたから恩わ一生忘れない。と言え。申訳け有りませんが。私に妻お貰つて下さい。その恩わけして忘れません。と誓え。そこで父は秋田県の私達の生れた。村から。やはり生活に困り泣き暮しおして居り。誰も貰つて呉れないのお、私の父が貰つて呉れたので親達なども又本人も大変悦び嫁に下さつたので。下館末子と二人夫婦にしてやり。そこで。父と下館末子の。あえだ。に誓い約束が結ばれたのでした。理由わ、田三反歩お下館末子に七年間小作して下さつたら一反歩の宅地と畑お。かく五畝づち合せて一反歩売る事に。やくそく致し血約したので。下館末子わ大悦びで一生一代仲良く恩お忘れじに。小供が大きくなるまで。又大きくなつてからも仲良く暮し暮させて頂きた

い。と堅く約束お致したので有ります。そこで。田三反。畑五畝。宅地五畝、お貸して。共同ぐわりに家お立てやり。農業用品。家材物などをくれたり貸したりして。世話してやり。どうにか並の生活おしるように。父わ全力お貸して自分の金お出して物お買え呉れてやり、親の変りになり世話。してやったので。下館も涙お流して悦び有難い此の恩わ死んでも忘れないと。何度も言え父に感謝致し。誓つて小作者の任務おはたし事お誓え。父の世話で農業のヒマにわ二人で行商に行き。金儲け悦び暮してきて。立派になに不自由なくなりました。そこで大変悦びながら。三年お小作してきたが。人間の心持わ変り安いもので、もう。三年も小作して急に小作者お止めて三反の田お捨てしまえます。ちようど其の時わ父が秋田の家にかえつて居つたのでそれお知らじに居たので有ります。ところが下館末子より手紙で。私わあんな悪い田お小作しるより他人のフルイタオ貸りて小作しる事に成りますたから、貴殿の田わ悪くて不作でいやになつたから貴殿の小作わ今かぎり止めます。そすて。宅地五畝、畑五畝の代金お今送りまたから御承知下さい。この事で。四十円の金お送つてよこしたので。父わ大変びつくり致し、そんな無法な事おされてたまるものか。あのくらいの約束お破り。他人の田お貸りて。貴殿の田わ悪いから止めた。なんて人お馬鹿にしてる。せつかく自分の親子が困つて居る時に高金お出して物お買つて用意して自活に困らなくなつたからとてあのくらいの恩お忘れて。只止めただけで金お送つたのならばよいが。貴殿の田わ悪いから他人の良い古い田お貸りたから。一反歩代金お送つたから売れとわなに事だ。人の事でない。自分の恩人にそんな無法しるのか。そんな恩知らじにわ誰が売る物か。と私の父も金お送り返したのです。しると又送つてよこしたので。又送り返したので。こんどわ、送つてよこさじ。まづ売つた事にならじに澄ますた。そこで。父わ。岩手県に行き。下館末子に合え。怒つて。君わ、あんな男でないと思え一生懸命に世話してやつたのお。その恩も忘れ。人の話すによれば。人にだまされて。私の協力も捨て恩お忘れ。反対に宅地代金お送り私お馬鹿にして君わそれでも約束お守つたのか。それも恩返しか。私わ実に残念でならん。君がそんなに心おかえるようでは駄目だ。まづ宅畑地わ売らぬから、それだけわ承知して居いて下さい。と

言つて居いてきたら。二、三日たつてから、他人の話によれば。鈴木親父わ、ろくな人でない。私に宅地一反お売ると約束致して。私が売れと言えば恩知らじだの約束お破つたのだから駄目たのと言う。だか私達も恩返しもくそも有るものか、人お馬鹿にしる。人にあんな悪田お小作させるなんてもつてのほかだ。今までの事わ、忘れてどうしても宅地や畑お取らなければならぬ。と言え。そのまま、年月お過ごしてきます た。その内に色々な事に反対致し悪口お言え。なんでもない事お言え振らし。父に恥かしい目に合せるようになり。又妻梅野も恩も忘れ。我が父の御蔭で太助かり幸福になつたのお忘れ、悪口お言えますようになり。自分の夫が他人の妻お盗み。私生児お生ませ。その為に女わ。主人に申訳なく自殺したのも知らじに威張りますた。末子も頭がよいので。その事わどう解決したかわ。はつきり訳かりません。がそんな事おしながら私の父に恩お仇で返し。供出も出さじに。その米で、石油、日用品、反物などお交換致して金お儲け闇に流して倍高く売つて。私の父に、此れ見ろとばかりに威張り。私の父の売薬業にざましたりしの有ります。そすて宅地代料も出さじに居るので父わ。母に、あまり長くならないに下館末子に行き土地料お貰つてくるようにともう、五六年も貰わないから。と言え、母お下館にやりますたら。なんの事で有りますか、私わ他人から土地わかりて居りません、もう。ちやんと私の土地に役場に届けて有る。そんな金わやるにいたらぬ。と。妻と二人で、母お冷笑してかえしてよこしたので。父わ。そんな無法な事わない。と役場に行き聞いたら。そんな事わ有りません。鈴木さんの畑に成つて居るから御安心下さい。と言うので。父わかえりがけに下館によつて。御前わなンの為にそんな法螺お言うか。そんな君なら。私にも考がえが有る。人の恩お忘れ悪口お言うなら、一生君に宅地わ売らぬそれでも文句有つたら。法律にかけてもよい。と言つても。自分が悪いから、裁判にも出せじに蔭で色々な事に反対致し。悪お尽したので。私の父も。此れわ駄目だ。と思え。自分より頭お下げて。でわ半分ずちにわわけませう。と願つたら。ます。ます。威張り手も足も付られぬようになり。しかたないので黙つて我慢してきたのです。そこで彼も召集となり行き。後に残つた妻子わ。急に気味悪いほどに近じいてきたので。ほら見ろ。主人が居らぬ

と。いざとなと誰も世話する人もないものだ。と話おしながら。まづ国の為に行つてるから。とそんな事お忘れて、色々妻子お世話して居つたのです。そこで終戦と成り彼もかえつてきたのですた。そすて一ヶ月ほどわ世話になつたと思つてか。黙つて居つたが、それしぎになつたら。私一家に自分の居らい内わどんなにか不しんせすで恥おさせた事だろう。と怒り私達に文句お言え。ばわいによれば、なぐり込まぬともかぎらぬ。態度で有り。父母お夜一人あるきおさせられぬ様な事もかじ有りました。恩お忘れ。恩お仇で返しその憎さときたら。まず有りませんでした。それでも仲良く暮そうと思え堪えに堪えてきました。私ワ恩のなイ人でもしないと思えます。その恥かしさ。くやしさ。残念さわ其のばに合つた人でなければ信じられぬ事が数有りました。此のように馬鹿にしるので有つた。以上。ごく簡単に父の件おかきます。誠に御そまちな文字でかきました。此れが私の全神経お集めてかいても此れよりわ上手にかけませんのですから。失礼で有りますがなにとぞよろしく御許し下さいますよう御願ひ致します。此れから私の件お申上げます。私わ昭和十七年十二月初め秋の取入れ終つてから私わ。母と二人で。岩手県岩手郡巻堀村好摩野中の父の行商出張所に行きます。其こで父と二人で、岩手と青森の二県お廻り終て好摩に帰つてから。父がどうも此土地に小作シテ貰つて居る、田、畑、わ駄目だ。自分の物でないと思えまるで肥料も手入れ。もしない。田、畑、わ荒れぼうだい。不作で穀物も取れない。小作者わ自分の悪いのお棚に上げ知らぬ振おして、あの田わ悪くてなにも取れじ。わじかばかり取れたのわ、国に取られて、なにも喰う物もなくなる。それより。只居で配給お貰え喰つたほうがよい。と色々な文句お言え。手入れもしてくれじ。あのままでわ、元の荒地になつてしまうから。今の内に返して頂き自作しるよりほかにない。まだ下館末子の宅地モンダイもまだ決まつて居らないし、今年より私にのこり自作しれ。と言え、秋田の家わ、皆様の世話でやるから心配しないで働け。と言うので私も父母の言葉に従え残る事にしますた。そすと下館末子の難関に進んで解決お付て仲良く暮そうと思え。昭和十八年一月より同村部落会に世話になり。食糧。日用品、等の配給お受て働く事になり。幸い、田一丁三反畑お自作しる事になつたのです。一丁歩の田と三反の

畑お返され。捨て有た三反の田お全部自作しる事になつたのですた。まづ農業おしるにわ、家の問題で有り。叔父のところわ、せまくてだめ。二十分ほど行くと私の叔母が居るので。まだ一人物で、百姓に出れば家があき用心も悪いので叔母の宅地のわきお貸りて。家お立て世話に成る事になり、色々段取お終り後で下館さんより畑分の五畝お返して貰え家お立てようと思えますた。私の土地わ一尺も堀らじに水がどんどん。出て困るので家など立られじ。立ても冬の寒で氷上がそ家もかたむくおそれ有るので駄目だし。下館末子さんに貸して有る土地わ三尺堀ても水も出し。しごくよいのです。だから貸して有る畑以外に家お立るところがないのです。まだ返して貰つてないので後で決める事にし。いくら自分の土地でも、貸してるかぎりわ、返さじに居るかぎりわ、人情として家お立る訳にも行かじ。又立られる物でもなし。だから叔母の土地お貸りてタてたので有ります。そこで私も。父母えの恩返しにこの土地お守ながら国の為に尽し我が一生の生涯わ此の土地岩手にて終ろうと覚悟致し真耕お初めますた。さて私が残り働き土地お守る事になつたから下館さんの考がえでわ。宅畑地があぶないコン年中になんとか決まりお付たいと思つたらしいので有つた。又私も。どうして半分ぢちにわけて暮してよいかと色々考えて。まづ、父に相談致し。下館と早く決まりお付るように父に下館末子に。行つて貰えますた。父わ下館に行き、今までの事わ、忘れて仲良く暮しませう。私今日君に相談にきた訳わ、昔君に約束してた宅地の事だが。なにしろ、長い間対立してきたが、いや私わ別に対立してきた訳でもないが。君わそんな事にわか。君のほうで、色々な事に私達お非難してきたが。私わ一つも怒つて居らない。私も息子が今年ヨリ同地にきて皆なの世話で働く事になつたし。それで君にも一つ世話して貰えたいのです。良ろ敷たのみます。と言つたら。私わ知りません。と言うので。まづ真面目に聞いて呉れ、君にこんなことお言えたくないが。君わ一番に誰の御蔭でこんなに立派になつたか。又誰が世話してやつたか。誰の御蔭で幸福に暮しようになつた。皆私と弟と二人で君達お太助てこんなにまでにしてやつたのだ。青年の時にわ。きたい物おきて。又喰えたい物お喰え。なに一つ不自由なく親のかわりに力に成り青春の時おしごさせてやつたはじだ。君わそれお忘れたか。別に君達に世話

して有るからとて今強制的に恩返しおしれなんてそんなけち臭い事わしないが、現在貸して有る宅地だよ。君もあんなに自分から堅く約束おして此の恩わ一生忘れない。と言え小作して下さったはじだ。が私の居らなイ内に君の心が変り人にだまされ、四十円お一反歩代と言え、送金して下さったが。君わそんな無情な男と思わじに子のように世話して尽してやつた。それお忘れて。小作お捨て宅地お売れ。とわあんまりだ。私わ君が七年間小作し呉れて初めて。宅地と畑お一反売と約束し。そのように思つて居つたが。君に破られ面白くもないし。あれほどに尽してやつたにも、かかわらじ、捨たから四十円の金わ送り返したのです。君だつて考がえて見たら。成程。恩有る人にこんな悪事お致し申訳けない。と言うはじだ。もしおんのない人でも、こんな無法な事わしないと思う。それも君一人の心の持つようであるが。そこで私の息子も君の世話で暮らそうと思つてるし、君に一つ。地主のほうから。頭お下げて御願ひしる訳で有ります、ソレわ現在私の土地わ君も見て居る通りに、沼地で有り。水がわき。田にしても悪いのお。ますて畑や宅地にわならない。其で君に貸して有る、一反の内人情おもつて、家の有る五畝お君に売るし。畑五畝わ、私の息子の宅地としるから、返して貰たいのです。まづ当前から言うと。君にわ。畑も宅地もやるわけも取られる訳もないのです。又馬鹿にされ。ソンおさせられ恥かしい目に合え暮さなくトも、よいし。恩お忘れ悪口言う人と争えたくもない訳だが。ほかにどこにもないのでやもうえなく御願ひしてるのです。君だつてそれくらいの事わ考えて呉れてもよいはじです。私わ君達がどんな事おしてもイママで我慢してきて。そすて長く仲良く暮して行こうと願つて居るのです。なにも君に文句お言え怒る訳でもない。あの通りに。一尺も堀れば水が出て。真夏の天気続きな時でも、だぶ。だぶ。水でどこにも行かじ。やりばもない誠に困るので有ります。なにとぞ。むりでせうが。後でなくとも。今しぐに返して貰えたい。いかがでせう。と言つたら。後で返事しる。と言うので。なにも後でなくとも考えるわけもない。君の土地なら、しかたがないが。他人の物でも君の物でもない。只私の土地お私が返して呉れと言てるので。全部かえせとわ言えません。と言つても後で返事しる。と言うので。面倒臭い男だ。三日まつと言え。居いてきた。

と話しお知らせました。このように私達わ仲良く暮そうと願つてるのに。三日まつても返事もきじに。反対に悪口お言うので有つた。そこで。私の居らぬときに。常会が有り。私の母が行つたら。下館でも、梅野が行き。其の時わ、宅畑地の問題で有りますて。そこで下館末子の調になつたので。母が聞て居ると。梅野わ、あそこの畑と宅地わ、私の家の物に役場に届かつて居るから。私の家の物だから。其のように届出下さい。と言つたので。係の人わ。いや。それわ違えます。あそこわ、鈴木源七さんの畑に役場に届かつて居るからそんな卑怯な事わ駄目だ。と言われたので。梅野わ。むきに成り。いや違えます、かならじ私の家の物です。と言うので。私の母も。いや。私の父さんの物で有つて誰にも売つた事も買われた事もない。私の家の物です。なにとぞ。そのように届出下さい。と係の人に御願ひして其のように届出て貰つたので。梅野わ違うと反対しるが。母わこんな女お相手に争え恥おかくより。と思え黙つて居ると。日頃より仲の良い人と二人で皆に聞こえよがしに。あそこわ私の父さんが約束おして買う事になつて居るが。あのいじ悪じいの奴中々売らないで困る、あくまでも反対して取るヨ、なにもあんな悪人に取返されるより。まるで法螺お言え私達お苦しめる。あんな人達わない。と言うので。母も色々話してやらうかと思うたが。皆なに申訳けないので。恥お堪え我慢してきたと言うので有りますた。それから何日か過ぎて現在小作して居つた人で。やはり私の父に難儀お太助られた人。滝田松太郎と言う人で。やはり下館末子の相談役。其の奴と謀むで私の父の田畑お取ろうトしる恩知らじで有り。不作だから、小作料お安くしれの、高いの色々文句お言え小作料も出さじ父の事お悪く言え振らして歩く奴で。有る時子供が見てた時に午後一時頃下館にきて。末子。梅野。松太郎。の三人が。ドブロクお飲みながら。小供だと思つてか。ニヤ。ニヤ。笑つて。あのじいの野郎。ひどい奴だ。我々お困らせてばかり居る。威張り皆、田、畑、お取ろう。としる憎い奴だ。おれが行き談判してやる。文句お言うたら許して居く物か。と言えながら父の悪口お言えながらドブロクお飲んで居つたそうで。其れから、あんにたがわじ。夕方六時も冬だから暗くなつて居りますた。一杯きげん。で私の家に来て。一寸親父に用事有る。ときたので。私の父も。しばらく見ナイで

居たので。おう。よくきた。まづ上がれ。と言つたので。よくきたも。なにも。有物か。この老ぼれ奴。何の為に私達お苦しめる。早く田の登記おしれ。早くしないと又、法律にかけるぞ。きよいで。父に文句お言つてきたので。はつ此奴よつぱらつてきたにはいツテ話おしれよ。入口でわハナスもされぬ。と言えますたら。もしやくにさわつたから、君こそ人の家に挨拶もせじに頭からどなり込んできて早く登記しれも。なにも有る物か。御前のほうにわなにも土地も売つたり買われたりした事わない。なにも登記しる。ひちようもない。よけいな心配無用です。失礼ですが。心のたしかな時にきて用事お澄して下さい。なにが。なんだかさつぱり訳かりません。そんな事にわ相手に成れません。と言つたら。なにお言えやがる。生意気だ。ぶんなぐつてやるぞ。と言うので私も。なぐるならなぐりなさい。私だつて子供のようにわ黙つてなぐられてわ居りません。と言つたら。小出て行きました。私達わアんな物わ相手にしない事にして言つて居つたら。家の前で話しるように大声で言うので。私も外に出て見たら。下館末子の家の前で下館と二人で。なんと私がどなりこんで行つたら。誰一人物言う人もなく皆けとんとして居た。腹んばいよかつた。だが後であの若い野郎。文句お言うてきたので。なぐつてやろうかと思つたが。許して居いてきた。あんな奴達にまけじに、田地お取つてしまえませう。とにかく、又後で来ます。と大声でワラえ私達お馬鹿にして行きますた。その理由と言えば。滝田松太郎が私の父から法律にかけて田お取らうとしたので。父も二、三度盛岡地方裁判所に出廷致しますたが、滝田が悪いので。私の父の勝と成つたが。裁判官殿が。それでも、半分売つたらよいだろう。と言つたが。父わ、あまり、人お馬鹿にして恩も忘れ、悪口お言え。私に手数おさせ困らせる物にわ売りたくない。後で考がえてからにします。今わ駄目です。と言えまず。売らじに澄ました。その為に全部登記おしれ。とどなりこんできたのが訳りました。このように父お悪く苦しめるので有りました。小供として憎まじにわ居られませんでした。それから。昭和十八年、

十一月私が妻お貰うと言う事がどことなく知れ渡り。話によれば。あの若物に妻お貰つても、妻おあやちる事お知つてるのか。又一家の主人としての家事の事も訳るだろうか。あの人にきた嫁わ、一生苦しむ訳だ。有る土地と言えば。水が。だぶ。だぶ。有るとこだけ。畑もろくにない、田畑と言えば草だらけ、肥料のカオりもない。土質の悪い田ばかり。なに一つ取れない。其より。只ぶら。ぶら。遊び暮し。親の脛でもカンでたほうがよいだ。あんな男が妻お貰うどころか。誰でもしぐに実家に帰つてしまうよ。とにかく親父のようにじるく頭が良いから正直なようで由だんのならない男だ。あれに妻お取り百姓おしたら、我々わ宅地も畑も根こそぎに取られる。此の状態でわとうテイだめだ。おういにざまおしてやらなければならぬ。まづあの田お見ると本人の働きが訳かる。まるで肥料も入れじ草田で有り稲作わ不作でなにも取れじ。それでも大きな事お言え。人の足もとお見て悪口お言奴だ。あんな男わ有る物でない。と言う事お聞きます。成程。私わ大きい事お言うか知らん。人の言う通りかもしれません。だが私のきてから。まだ。一年しかならし。いくら。懸命になつても当前の田にわ誰がやつても出来る物でわ有りません。人夫おどつさりかけて四、五年も大かかりにやらぬと誰が小作して立派にわならぬ。小作春諸君。わ、自分の田でないので。肥料も手入もせじに。私の作るようになつたら。私がなまけ物だから不作だのと言う。自分達の悪いのお棚に上げて。ナマケ物だから草もはえ。水もたまり。米も取れじ供出もしない。あれでわ一人前の男になれない。と私お悪く言うのですた。人の言う通りかも知れぬ。まあ一生懸命に働き後で力お見せてる。と思つたが。残念で、たまらない。がじつと堪えてきた。後で梅野の人だと言う事が訳かりますた。そこで男としての恥お堪えて。十八年十一月中頃。岩手県下閉伊郡小国村の私の父が世話になり泊て貰う宿の娘。道又トワ。十七歳お妻に貰えますた。それから、牛一頭二千円お出して買え家畜肥料お取り春田畑に入れる用意おしてから。手に（ソリ）お付て（ヒクイ）田に土お引き初めたのです。十二月岩手嵐の極寒と闘え働いてきたが。妻わまだ若いので風が元で寝てしまつた。さあ、父母わおらじ。妻と手と他の仕事で眼も廻る忙しさお。ようやく。やり抜き。妻もなおつたので。家の中お色々仕事おさせ私

わ、一人で、田に行き働いて居た。ある。ものしごい雪の降る日に私があいかわらじ一人で土おなげて居りますたら。ヒル頃妻が迎えにきて私に、こんな話おしたのですた。私が今ここにくる時に下館梅野さんに合つてきた。まづ先きに私に。姉さんや。此の前に病気で大変苦しんだそうですね、嫁にとるとしぐに、あんなむりな仕事おさせられ苦しいでせう。どうですか。ここの家の暮しわ、楽で有りませんでせうとにかく姉さんの居る家わまだ。はつきり知らないだろうが。私だから知らせます。とにかくあの人達わみかけによらじ親子ともに。いじが悪く私達も。ひどい目に合つて居る。まづこの宅地お全部返せ。と言え聞かないので困つて居る。その為に世間の人からも悪人だと言われてるよ。とんでもない。法螺お言え。米も出さじに村に迷惑おさせて居る、悪い人ばかりだ。ほんとに姉さんの家にわ、米がないのか。と言うので私も。ほんとですよ。米もないから三月より配給お貰えたいと言つて居る。と言つたら。姉さんまで。法螺お言う。一つたい本当にないのか。そんならなにもないだろう。早く実家にかえりなさい。私わ悪くわ言わぬ。あの家に居つたら、一生楽に暮せないよ。早く小供の生れない内にかえつたほうがよい。一生働いても。よい女だ。と言われじに暮し。もう現に御前の夫の叔母が言つて居るよ。なんだて。あの女も、わじかばかり働いて身お悪くして寝てしまつた。あんな女わ、どうせ居ない。と。義。も一人で楽しく百姓が出来るだろう。あんな嫁わ、どうせなら、居ないとよい。どこにもないよ。あんな女わ。義。ばかり一人で苦しみ。医者料ばかりもいたした物だ。どうせなら今の内に実家にかえるとよいが。ともう姉さんの事お言てるぜ。だから早く米の有る内に腹一杯喰え。喰べたおして行きなさい。と言え最後に、私の言つた事お誰れにも言わないで下さい。言うと私が悪人になルと言え。私お引つぱりながら。中にはいり餅でも食て話おして行け。と言うが私わおそろしくて。中にはついたら又どんな事お言うか。私わ、あんな悪女今初めて見た。なんの、きもなく、暮して居る物にあんな悪口お言え。他人ならまだしと言うが。貴男の妻にまであんな事お言うもの、他人になら、もつとひどく言つてる事でせう。私わおそろしい。言うので。流石の私も。もつておつたスコツプお手にして怒つたので。妻はびつくりして。そんなに怒るな。と

言うが。これお怒らじに居られる物か。よくも言つた。いくたびか恥と闘えがまんじしてきたが。よくも言つた。黙つてるとよいきになり。人を馬鹿にする。なに事もなく暮してるのに。もう許さん。私わ、これから梅野に、なんの為に人お騙して馬鹿にしるか聞くに行くんだと言つたら、妻わ、私が悪かつた許して下さい。私が言わないと、貴男わ怒るはじわない。と詫びるので、それおかまワじに行こうとしると。引つぱつてはなさじ。もし、それお言うと。私は居りたくとも居られなくなるし。私が悪く梅野に言われる。それだけわ許して下さい。私の為にも人情お立てくれと言うので。それも、そうだが。実に憎い奴だ。今に見ろ。よく言うた。妻も嫁にきてからまだ。一年たらじ。それもそうだと無念の涙お飲んで今一度許してやる。と言つたので妻も安心しようで有つた。そすてヒルになつたので。家にかエつた。家に行くにわ、下館の前お通るので、私達が行つたら。梅野が外に出て居り。知らぬ振りおして。私たちに。まづ。まづ。この天気に寒かつたろう。火が一杯有るから、茶でも飲んで行け。と言うので。私も。知らぬ振おして。まづ。有難う。ヒルだから。牛も。腹がへつてるだろうし。まづ後で休ませて頂きます。と言え、家にかえつても、内心不快でたまらじ。だが。そのまま。日お過して二、三日してから私に叔母が私に。御前なんと思つてる。と言うので私わなんの事か訳からじ。なに。母さん。なんにか有つたのか。と言つたら。御前も正直だ人だな。今朝トワ子よりきいたよ。と言うから、私も。あゝあの話かな。もう忘れて居るよ。と言つたら。それもそうだなあ。あんな女お相手に世間の笑草になるより。と言うので。あんな女お相手にする手間で。肥料でも運搬したが勝だよと言え。その事は忘れたのです。それから三月末となり。田に下りる時なので。食糧不足になり、役場に行き願つて三月末より配給お受けて働き。秋田より父が田植近くになつてから。米二斗下さつたので。人夫お頼み。田植も終り安心致しますだが。時のたちにつれて。日々の生活に困り。くるえがきて。ある時に役場から、申訳けないが。配給お中止致します。ときたので。それは大変だ、なにしろ喰うものもない。貧乏農家で有り、も、し、も、下さらなければ私二人は飢死より道はない。金もなく買うにも高く。本家から貰うにも汽車の、たび、もつてきても取上げられ

るし、もつてもあるかれぬし、なにとぞ、コジキお助たと思つて下さいますて。元通りに配給お下さいますようお願ひ致します。と言つたら。うん。そんな訳なら元通りにやる。と有難くも元通りに配給お下さいました。だが。長い内に又絶配になり。その苦しさは、初めて有つた。だから黙つて居ると。死んでしまうが。なんともしようがない。あくまでも、がまんして色々な物お食して飢おしのいできました。また、ある他人の人の話によれば。あの若物わ正直だない物お出して。そのたりないぶんお秋田から貰つてて供出して居る、そんなになかつたのか。かわいそうに。と同情して下さつた人も数有りますだ。もう六月近くから妻の態度が変つたのですた。ある日妻が居らないので、小供達に遊んでるのに聞いたら。姉さんは時々梅さんの家に行き御茶お飲みながら。私達が行くと。小供わくるでない。と言え。おつぱらうよ。と言うので。はては、梅野の悪感化に騙されたか。むりもない。私の働きがたりないから。生活に困りいやになり。私に反対したのだらう。どうりで此の頃わ私に文句お言うようになつた。遊んでばかり小供のようだ。と今さら自分のみじめさに泣いた。世の中はこんなにまで苦労してもたりないのか、と思へば頭をかかえ悩み。悲たんに暮れた。遊びたいほど遊び。言えたいほど言え。勝手に歩いたがよい。と思え叔母にも妻にも知らぬふりおして毎日手のユビの先から血を流して頭耳、鼻、の悪いのお田んぼで一生けんめいに腰お曲げて働くので。頭はぢきん。ぢきん。と痛み。顔は、はれあがり。耳はなり。眼はひつこみ。そのくるしさわ大変で有つた。だが草も取らじにおると来年にも悪し。妻は遊びに行き。田にわ姿も見せじ。こんな田お捨て遊んでるとわ太い奴だ。思えきり。ぶんなぐつてやりたいのを。じつと堪えて成り行きにまかせて居た。それで只草と闘え毎日過したのです。私が好摩にくる時に祖父さんがまだ生きて居つたので私にくる時に。義よ。好摩に。行つたら。人になんと言われても怒るでない。かえつて怒り自分の損しることもある物だ。けつして人が悪く言つても文句お言うな。私もじいぶん人によくばりだのと色々悪口お言われたが。じつと堪えて。物おためて。きた。私は小供の時わ一つも物に不自由しなかつたが。こゝの家にきてからわ大貧乏で。米、アワさえもな

く。毎日。かゆお飲んで米豆。アワ。ヒエその他おためて。それを売り、金お儲け。その金で田畑林。元野などたくさん。にかえ今までは村でも一二おあらそう大金持になつた誰れでも皆苦労して大きくしるのだ。若い時より楽してきた物わかならじ。いちかわ貧乏になる時もある物だ。楽おしると思わじに一生懸命に人に負けじに働け。と言われたのが今までも耳のおくで私をはげまして呉れてゐるそうだなにがなんでもやり抜くぞ、と決心致し毎日働いた。ある時は一人で腹が立つて田の中おはしり歩き稲も草もふみちぶして後でなおしてあるく。と言うようになり。気が、いらいらしてくるのであつた。八月の日であつた。私は相もかわらじ。草お暗くなるまで取り、こんど月の光で田お良くしるために下水道お上げて夜の七時頃家に帰つたら、叔母が外に居り、御前二人でこんなにおそくまで働いてきたのか。と云ふので、トウなんか朝つぱらからどこかに遊びに行き田にはかげも見せぬ。と云つたら。でもな今日一日なにも見ない、そんなことなら大変だ。と叔母は云うので、汽車で行くにしても一言わ言つてゆくような物だ。と心配しるのでまあ、申訳なかつた。まづ家にゐるだらうから、見てきますよ。と言え家に。行つても居らないので、はゝもしかしたら下館に行つてないともかぎらぬ。と思え。物も喰はないので。体はふら。ふらしるのお、がまんして。きがえして叔母が夕食を食してから行けと言うがまず見てくると云え下館の家の前まで行つた時に、家の中より大声で笑つたりしるので。思はじ立つてきいたら妻もゐるようだし安心致し、家にはいつて行かうと思つた時に梅野と娘トセ子の二人が出てきたので。出そびれて立つてきいてゐたら。中の妻に、姉さん。お前の男もたいしたものだ。姉さんが私の家に居るのも見にこない。隣の子供でも相手に又遊んでるんだらう。つまらない男だ。妻がどこに行つたかそれも心配せじ遊んでる。やはり姉さんわあの男と一緒になつて居らじに明日じぐに家に行きなさい。自分の妻のことも心配せじに居る男と夫婦になつて居らじに行きなさいと中の妻に云えますので私もびつくりして声をかけようと思つたが、まてよ。もつと何か云うかもしれん。と聞いてゐると。こんどは娘と二人で。なあ、お母ツ。義の馬鹿さにあきれたな。姉さんのことも心配せじに。どこで遊んでるだらう。まるで子供よりも駄目だ。あんな馬鹿はないよ。

と云えば。母のほうで合槌お打つて。その通り。私ならあんな男わ殺してやるが。毎日人の物や畑の物お盗んで行くあんな男は早く死んだ方がよいだ。だから今日姉さんに餅米五升もつてこさせて。三升お餅に二升お結飯にして明日もつて行くのおこしらへたのだ。御前誰にも云うんじやあないぞ。云つたら義にぶんなぐられるぞ。云ふなよと云へば、娘は。誰が云ふものかあんな男死んでしまへ憎い奴だと私の事お云うので有つた。私が道に立つてきいてゐるのも知らじに云ふので有つた。思はじその場にペツタリ座してしまつた。腹もへつてゐるし。口惜しさで身もさける思えで有つた。思はじ畜姓とさけんだ。幸ひに中に聞えじにすますたがもし今私が入つても親父も居らぬ女ばかりの中に男が入つたら。後でまだまだひどく云うだらうし、たのしく、餅お喰つてるところにも入りたくもなし無念の涙を飲んでその場を去るよりし方が有りません でした。家に帰り自分の気の弱さに泣いた。それからもう妻は駄目だと思えまず叔母に簡単に知らせて妻の明日行くのお止めるべきだ。妻の身は私の責任だと思へ。叔母と二人で色々話おして。夜十一時頃子供を貸りて家にかへつて見たら妻の奴きて寝ておるのでまず今夜は止そうと思え。知らぬ振りおして夜おしごし。いちものように早く朝草刈に行き草を刈り終つて家に来てハをみがき顔を洗て家にはいつて見たら妻の奴朝食の支度もせじに化粧なぞして居るので。私も急に腹が立つてきたのでなんの為に朝食の支度もせじにそんな馬鹿な真似をしてゐるのだ。私は君に苦労ばかりさせてるから黙つてゐるが君は一体なんの為に嫁にきたのだ。人の悪事を見て聞き教わり自分でも云え小供のように遊び私がせつかく御盆に食ようと思え大事にしてた、餅米をもつ出して行き。三升お餅に二升お結飯にしてもつて行くなんて、そんな情のない事ばかしてる、君は一つたい誰の許しを受けて五升の米をもつて行つたか、あんまりにも君の態度はひどく、なさけなさしぎる。私が毎日手のユビの先きから血を流して働いて居るのにそのざまはなんたる事ぞ。朝つぱらから抜けあるき、人妻が夜の十一時頃ぶら、ぶら。のらねこのようにあるくとわ、只事でない。此れから私の家と君の家に手紙でくわしく知らせてやる。今日家に行くのわよせ。君の身わ私の責任であるいかなる事有つても皆に相談してからでなければ駄目だ。行かじに働け。と言つて

も妻わ働かないので仕かたなく私が朝食の仕度にかかり米箱お見たら中に餅の包が有つたので。はゝん奴こんなところにかくして居いたのか。なさけもない女だなと思えながら、米お洗つてたら。妻わ初めて気が付いたらしくあわてゝ台所に行き、その餅おもつてきて私に。この餅わ梅野さんが。私になにも食じに居つたら苦しいだろう。と言え。たれにもみせじに食れと言え下さつたのだ。と私の今言うたのも。きいたのか。きかないのか。法螺お言え、馬鹿にしるので。私も急にしやくにさわつたから。なにこの野郎あくまでも私お馬鹿にしるな。貴様のような奴等に騙されてたまるかこの奴め。と前にあつた。もち一おぶちけたので。妻わ小供のように大声で泣いたので。家の前で遊んでた。小供がびつくりして叔母(オバ)に知らせたので。叔母が私おこつぴどく怒つたので。叔母が私おなぐろうとしたので。一寸話があると言うたので。妻わ便所にかくれたので昨夜のことおくわしく話したので。叔母わ、そんな事をしておつたの。それで怒つて。なかせたのか。むりもない事だ。と言うので。まづ私わあんな奴等お相手にして居られないから。草わあるし、水と一度に時々牛にやつて喰わして居いて下さいと叔母に頼み。田に草を取るに行きそれから。ヒル。になつたので家にかえつてきたら。叔母わ大変だ。トワ子。いくら行くなと言つてもきかじに九時半の汽車で行つてしまつた。私だけ。世間や御前の父母にトワ子の父母に悪く言われる。と心配して居つた時に夕方幸に父がきたので。以上、叔母と二人で父に話したので。父もそんなざまになつたら居かれないし。居られる物でないから。ヒマお貰えにきたら呉れてやれ。と言うのでそのようにに決めて居つた。もう御盆前いくらもないので。田畑の草お人夫おたのみ。高い金おはらわぬとだれもきて呉れないので高金おはらえ。どうやら御盆前に一通りおわつたので。叔母の家に手伝に行き父が一人居つた時に。妻と親父がきて。ヒマお呉れと言うので。私の父わ。以上くわしく知せてやつたので。なにも知らじにきたらしく。大変おどろき。娘おしかり付て涙お流して娘のあやまりお詫びて親として誠に恥かしいと言え娘お怒りだして娘わ返えつても私わ世話になりますなにとぞ私の家に今まで通りにきて泊り取引おして下さい。と頼むので。いや、それわ私のほうで御願ひしるところで有ります。

いちなん時でも行くから泊て下さい。今まで通りに仲よく暮しませう。と云えかわして、ヒマお呉てやつた。と聞いたので私も安心致しますた。それからぶらりつと外に出て一人淋しく考がえにふけた。妻にあんなにされたのも皆私のせいだ。父母叔父母兄弟も恥かしい事だろう。と思えば。無念の涙わとどめなく流れるので有りますた。妻に君わおれのために苦しい、ちらい目に合つた事だろう。君も幸福に暮せと私の悪かつた事お詫び致し。月に。私お許して下さい。と祈り、私の苦労わ、苦楽わ、みじんにも梅野のために破られたと思えば、ふんるの憎しみがむら〳〵とわき上がるので有つた。泣くに泣かれぬくやしさで有りますた。男のいぢも出せじに我が身お情なくなるので有つた。今にきつと立派にやつて見せるぞ。よくも、馬鹿にして呉れた。その憎さは、一生忘れないぞ、又私の力付にもなる事だろう。と涙お流して十日の月おながめ、以後二度とこんな事のないようにと祈り、父と二人で笑つて暮し。父わ十二日に秋田の自分の家に御盆しるにかえり。私わ叔母と一度に御盆させて頂き。やがて秋もきて取入も終り。そこで米産高お調たらかわいそうにモミで十五石しか取れませんですた、だがよくあの荒田からこのくらい取れたと思つた。昨年わ十一石たらじであつたがよくとれたと思つて居ります た。それから秋田から、父母がきて下さつたので供出の用意も終り。父も母もよくこのくらいとれたとほめて下さつた。それから又父母の進めで岩手郡巻堀村字馬場沢目、武田勝太郎長女。武田初枝十九歳お後妻に貰えます た。式は十九年十二月二五日に上げます た。それから三石三斗のお米お供出致します た。そこで相かわらじ牛お相手に田に土お引き。春の段取も終り三月末となり田に下りる時になつてから。常会があつたので行きますたら。供出の不足分が又部落に割当になつたので。今より平等に割当る。と其のけつか私に。米で一石が当りますた。さあ大変だ。苦しみが又きた。其で私わ、係の人に。いちもこんな事お申しようですが、実わ妻お貰ふ時に米で一石以上も喰え込んで、おるし。なにとぞ五斗に許して下さいと云うたら。係の人わうん。そうか。と言つて居られますた。しると。その時に下館末子が私にそんな法螺を云つてたまるか。と云うので私も。いやなにも、うそでない。と言つたらだつて君の家には、毎日御客がきて泊つて行く。まさかあの人に御

飯お喰わせじにやる訳わない。うそお言うなと言うので。お前もとんでもない事を言われる。もし誰か泊てくれときても泊めじに。又泊めても飯も喰わせじに。自分達ばかり喰つて居られるか。私わそんな不人情な事わしません。私も。いち。ここで。太助て貰らうか訳かりませんしだから泊めれろと言えば泊るし物もあたえます。人お太助るも公徳の一つで有る。私は生きて居るかぎりこの心ははなれません。そんな不人情な言訳わ、聞きませんと私も言えますた。それで一石も出しとたりないので。たりない時に配給お貰う事にして供出も終り、田植も終り六月末より配給を受け働きますた。其こで昭和二十年正式に私は岩手県岩手郡巻堀村字好摩野中第八地割に分家になり全部でもないが田畑お貰えますた。貸してる一反の宅畑地も貰えますた。それから、まもなく下館末子さんが役場の村長以下一名おたのみ。私の家にきて。父に宅地五畝と畑五畝お売れと言うので父わ、失礼な事ですが。私は息子にみんな呉れたし、息子に聞いて下さいと言つたので。村長さんわ、私に売れと言えますたが私わ、父から貰つてまだ。一カ月もしぎないに売るなんて、ばちが当ります。せつかく父が血と汗とで用意した土地おいくら私でもむだには手ばなし致しません。私もあそこを売ると家お立る土地もなし、此こに来たあたえがなくなり。父母えの恩返しもされなくなります。それだけわ御あきらめ下さい。と私が言つたので、又後でくる。と云えかえりますた。それからまもなく。こんな事が聞こえてきますた。もうだめだ。息子の代になつたらもうあんな事を言つてる。だから早く決めるべきで有つたのに面倒臭い事になつた物だ、あの親子の事だもの他人の言ふ事わきくものか。姓の悪い人ばかりたものと言ふ事もききますた。後で梅野で有つた事が訳かりますた。それからまもなく、常会が有つたので行つた時に元私の田お小作して居つた人で老年で有るがとつてもいぢが悪い人で私に一杯人の居る所で。君にはだまされないよ米がないと言えよく生きて居るなと言うので恥かしく腹が立つたので年に似ない事おいわれる。ないからこそ配給を貰え喰つて生きて居るのだ。小供と思え、あまりにも馬鹿にしるなと言からなと言つたので。一同どつと笑つたので、其の恥かしさわ有りませんですた。前に有るストーブのデリキで思えきりな

ぐつてやりたいきおじつと堪え。老年者お相手に争つてもなんにもならじかえつて恥おしるよりと思え恥おがまんしてきました。なんの為に世間の人わ、私お馬鹿にしるだろうと思えばちくぢく。いやになつてきます。私お馬鹿にしる人間お一人残らじ集めて思えつてきりなぐつてやりたい気がします。其れから昭和二十一年の秋わ地方一般に、不作なので豊年の時でも不作な私の田わ（モミ）で十一石たらじ。それも一丁三反の田からです。晴なくて泣くに泣けぬ状態になつたのです。其の内三石三斗わ供出、一石五斗わ種一石九斗わ保有米と云うのしかのこりませんので盛岡女学に入学してる妹わ休ませたくないのでようやく姉の嫁（ヨメニイツテイルイエヒデス）に頼みました。弟わ秋田の本家にかえし。私三人だけになると云う米のない為に悲惨な様となりますたのです。ところで常会に御願ひ致し申訳け有りませんが、一石五斗に許して下さい。と言つたら。だめだ。君の家わ五人の人が常会に入いり居るが。君の弟わさつぱり見えない。秋田に行つてるんだろうそすて。こんどわ父母がきて証明書をもつてきて、そすて又二、三日しまうと秋田に又かえる。其のために七人の人が常会に入り配給を貰つて居る、そすて秋田に皆かえつて行き又秋田から貰つて居る事になると言うので私も。とんでもない事お言われます。たとえ私わ困つても。そんな二重配給わ貰えません。私の言うのがうそと御思になるなら秋田に手続きおして調てみて下さいそんな無法な事おして居るか。と言つても聞付じやもえなく供出しますたが。全部一つぶ残らじに出しても後八斗の米が不足なので。しかたなく出さじに居つたら役場より人が来て私達わ、今まで泣ながら。その日〳〵の食わ。一日に一度米のはいつたのお喰つてきたが、こんどわ三日に一度、ないし十日に一度しか米を喰う事もなく。ムギ、イモなどお喰つた。たがそれもとぼしいと言うざまになつたのでなに一つなく困つて居るところに。役場で早く残りの八斗の米お出せ。出さなければ警察にちき出しぞ。と言う。たまげた人だなと思え、それわもつともで有りませうか。見る通りに、貧乏で食糧と言う物わ一つもない。金もなく買うにも買えじ。しかたなく妹わ他に頼み私の弟わ秋田にかえしたのです。其して私達わようやく飢おしのぎまいつたので有ります。なにとぞ太助て下さいますよう御願ひ致しますと云つても駄目だと言うしあゝ。なんとして、ないのを

出して暮そうか。と思えました。本家に行くと八斗ぐらいの米わ貰えますが。一家お持つて居ればいくら親兄弟であつても、三年の長い間苦しい時々行き貰つてきたが。今わ行く顔もなしなにくそ御願ひ致します、失礼ですがもし貴女方でもこんな立場に有りますたらいくら親兄弟で有つても毎度米お下さいと言つて行ける物でないと思えます、よけいな事お云え申訳け有りませんがなにとぞ御太助下さい。どこからも見付られぬし、誰も貸しても下さいません。なにとぞ御許し下さい。私わなにも御上に文句お言う訳でも有りませんが、実になにもなく困るので、御願ひしる訳で有ります。第一に戦争が悪い。その為に私達までむごい目に合うのです。私ばかりと思えますが民衆主義と言えば私わない人にある人がわけてやりおたがえ太助合え面倒見合つて行くのが本当の民衆主義と私わ思えます。あるところでわ知らぬ振りおして。私のような物からなイ物おむりやり他から貸りても出さなければ警察に引つぱつて行くのと強制的な出させかたおしてやるのが新日本の民衆主義か。あゝなんと言う情ないことでせう。私わ言えました。だが。出せ、と言うた物私の事わきいて下さらじ。かならじ出せ。と言うので。まぢ後でなんとかします。と言うたので。役場の人わかえりました。村でわやわり苦しい人が二、三人まだ出さじに居ります。其こである日、沼宮内警察署員で有る。一巡査がきて。君達の二人や三人わ死んでもよいから早く出せぐじぐじせじに早くしろ。もさもさしてると許さんぞ。まるで警察だかなんだか訳らぬ人がきて。むりにも今日中に出せ。と言うので私も。ぞつとしてだがなんともしようのない。と思つてると。見るに見かねて。叔母の家と隣と二家で。たりないのお我慢して四斗ぢつ八斗お貸して下さつたので。ようやく出しました。まるで、人間の姓でない。日本の法律に蔭で丸反対して私達お苦しめるので有つた。此れでも農民わ黙つて取られて居るかと思えば。なさけない。只出せと言うならよいが。君等わ死んでも出せと言う。あまりひどい。日本にこんな法律があるでせうか。私だけで有りませうが。誠に泣くに泣かれぬ役場や警察のむりにわ。我々百姓有つてこそ。むりにも死んでもよいからだせ。と云われても出して居るもし百姓ないならどうしるんだろう。と私わ思わじに居られませんですた。元わ腹がへつても戦わ出来ると指導者わ

云つたが。今度は、百姓が腹がへつても百姓出来ると言ぐわいになつた。いくらなんでも、人間を養う食物お喰わじに重労働者や農民わとうていやつて行ける物でわ有りません。誰だつて腹がへつては働ける人わない。と言う事わ皆様御承知のはじどんな遊び人でも腹がへつてわ遊べる物わないでせう。私達十六、十七歳の頃わ、百姓の時わ朝七時九時十二時三時七時と食つても夜又腹がすき九時頃夜お食つて働いたのです。が今では一日に一度しか喰わじによく倒れじに働いてきた物だ。今までよく。こらえてきた物だと思つて居ります。昔わ。いや今でも見えますが。百姓を見るときたないの、土百姓だのと言う。がらくた人間も居る。百姓が取つた。まづい物お喰つて生きて居りながらとんでもない悪口お言つて居る。百姓有てこそとうして暮してるだろう。私達のこうした苦しみも農民でない人わ、どう見てる事でせうか。大変よそ事お申し無礼致しました。御許し下さい。昭和二二年あまりにも妻子に苦い目おさせるし体も弱くさせるので。父に話おして、ようやく。一斗の米お見ちけて貰つたが長くわ続くはじもなく。誠にその悲い事。淋しい事わ有りませんですだ。誰も私達の苦しみお見て同情して呉れる人もなくあゝ世の中わ無情な物だ。むりにも。他から貸りらせても出させ。私達に死んでもよい。とまで言え。ないのおむりにも貸りらせて出させ。配給お呉れじ。生地獄に落しあとわ知らぬ振り。願つても配給わ呉れじ。貰えじ。あゝ。私一人なら喰つても喰わなくともよいが。妻お子おかかえて明日よりの生活おどうしませう。なさけない物だ。あてどもない世の中の無情に只ぼうせんとしるよりほかに有りませんですた。下館梅野と言えばあらんかぎりの悪口お言えふらしので。他人わ騙されて。私達お冷笑して相手にもしない。なによりも、私達お苦しめるのわ梅野一人の仕事で有る。とんでもない事お言えますので私達わ信用されなくなり誰一人同情して下さらぬ。おゝ憎き女よ。なんじの為に仕事にざまされ。こんなにまで馬鹿にされても堪えてきた。それから七月となり下館末子が村長以下三名おたのみ私の家にきて宅地お売れ。と言えますので。無礼で有りますが此の前にも言うた通りに。あそこお売ると私の家お立てる土地もなくなるから。家の有る五畝わ、下館さんに売り後の五畝お私に返して下さいと願つて居るのです。それでも私に皆よこせと言うので

すか。私わあそこお売ると家お立てられないし、あそこに家お立て隣同志仲良く暮したと又あそこでなければ私の家お立る土地もないだから、私のほうでこうして御願ひしるのです。むりにも、言つて居るのです、と言つたら今度民衆主儀で農地改正法が出来て、そんなに、いじつはりをしても駄目だ。法律だからやもえない。と言えますのでそれでわ、民衆主儀でもなんでもなくなる。民衆主儀こそないのお半ぢつにわけ合え太助合うのが本当でせう。私わ法律の事わよく訳かりませんがいくら法律でも一方に、うんとあぢけ、一方になにもあぢけじに苦しめるのが民衆主儀でありますか。人からむりにも米だの土地だの取るのですかそんなでたらめな事わないでせう。まるで供産主儀よりひどい。私わそんなにむりに取るのわいやだ米も其の通りに、ないのおむりに出させられ今でわなに一つ食量もないざまになつた。死んでも出せとわなに事でせう。やもえないから二隣から有難くも八斗かりて出しますた。そんなむりむつたいも民衆主儀かね。と私もひどいむりおしるから腹も立つてきたので言えますた。そすたら私おなにも法律の事もわけもなにもわからない困た物だ。と私お冷笑してかえりますた。あれも一つの法律かと思うと悲しくなるので有りますた。こんなむりな事も有ろうか。それから三日してから、どうしても配給を貰わんでわ生きて行かれないので役場に願つたら。これわ役場でだけわ決められない各部落に食量調制委員が居るから、その人の証明がなければだめだ、と言うのでしかたなくかえり一日後に常会有つたので御願ひしたらその人わ。ヒニクにも下館末子で有また。そこで下館末子宅に行き願つたら。私わそんな事わ知らんと言うので。でも貴男がその係の人で有り、貴男の証明がなければだめだと言うし、なにとぞ太助て下さい。明日よりも喰う物もなく、困つて居るしなにとぞ早く配給お貰えますよう御願ひします。と言つたら。二日ばかりまて。と言うので。ぞわ御願ひします。と言つて家から出て外に立つて小用してると家の中で。大声で笑うので思わじきいて居つたら飯も喰えなくなると泣付いてくる誰が配給の手続きおしてやる物か馬鹿野郎、人に宅地わ売らぬと言う私達を困らせる誰が配給の手続きおしてやるか死んでもかまやしない。ハヽヽヽヽ。と笑うので有つた。しると梅野が毎日あうしてあるいて居る物腹もへるさ。うんと手間を取らせ困

らせてやりなさい。毎日飯だかなんだか訳の訳からぬ物お喰つて居る私達が見ただけでもムネが悪くなりハキタクなるもの
お喰つて居る、あの若物の妻わ一生苦しむ訳で有る、あれでもよく小供まで出来た物だ。ホヽ。おかしくて誰が物おやる物
か死んでも喰わしたくない。配給も、喰わしたくない憎い奴だと言うので私もびつくして立つた御蔭でこんな事おきかされ
た。くやしくてたまらない。不人情な恩知らじ。と思え。悪い夫婦もあるもんでないと思えますた。なきながら役場に行き
以上話しても誰も笑つて受付けて下さらぬ。どうしても下館の証明がなければだめだと言うし、やもえなく男の恥お堪えて
きた。妻を見れば、なに一つ不平お言うでなく。私がらくたんしるとはげますて下さる。物も一日に一度しか喰わじ。それ
でも笑つて働いて呉れる。なんと言う有難い事だ。妻が有つてこそ私わ力付られて飢と闘え抜いてきたのだ、ああ、かわい
そうな妻子よ。と力一杯だきしめたい思えおじつと堪えてきました。なんて私わ男のいじも出せじに人に馬鹿にされ苦労し
てきたのだろうな。なさけのない。自分だと自分で泣いた。其後三日してから、下館宅に行つて願つたら君の家わ、米わ有る
よ。と先日の蔭口お知らぬふりおして言うので有つた。私もいやそんな事わないと言つたら、なにもそんなにしてなくとも
秋田からどんどもつてきて喰えばよいでないか。なにもそんなにしておらなくともと言うので、私わ前に言つた通りに貰う
にも行かねるし見る通りの貧乏で明日いや今より食うものもない。どうか早く御願ひ致します。と言つても、二、三日まで、
と言うので。やもえなくかえつた。たとえ宅地お売らぬにせよそんな不人情おしるのか。と思えばくやしく、ちくぢく憎く
なるので有つた。だがやもえなくかえり妻にも話したら、妻わ貴男のせいでない。私の節約がたりないからだ。とあくまで
も自分の責任にしるので、私も思わじ涙お流し妻に感謝しますた。次の日叔母わ自分の家にもないのお有難くも米五升おも
つてきて下さいますた。其の有難い事わ生れて初めて有りますた。其の米にフキ。ワラビ。などお入れて。その日〳〵の飢
おしのぎまいりますた。時昭和二二年七月中頃雨の降る日に冬の用意に妻と二人で山にカレ木ひろえに行きますた。他人も
大ぜい行き、にぎやかにカレ木ひろえで有りますた。私達も一生懸命にひろえ、雨も上がつたので、田に行き働いて居つた

時です。私の後でとちぜん泥棒、よくも人の切つて置た木お半分以上も盗んできたな誰の許して盗つてきた。さあ言え。言
わなければ警察に引つぱつて行くぞと云うので私もなにも知らじに働いて居つたのに泥棒よばわりとわ。けしからんと思つ
たので貴男こそどこの人であるか、私わ他人の山からわ一本も盗つてこない。よけいな事お言うな。さあ警察なりどこえな
りちれて行け。私が盗つた決めよう、又私の家の中も見てもらえませうそすて私が云うたので。その人わ急にだまりこんで一
寸まつて呉れ話があると言うので。でわ聞きませと体もちかれて居りますたので男と二人田のわきにしわり。男の話によれ
ば実わ昨日松山に行つたら切つて置た木が半分以上も盗まれて居つたので。びつくりして、たれがもつて行つたろうと思え
そこに座して居つたら其こに女の人がきて私の木お盗つて行く用意おしるので。おどろきよし。たれだか。たしかめてやれ
と思え見て居つたらなんと梅野さんでわないか。まさか梅野さんが私の木お盗つて行つてると思わないので人達だろうと思
え丸太の上に上がり見てた時に今にもひおつて行きかけた時に残念にも丸太の上なので倒れてしまつた。この間に女わにげ
た。私わ只ぼうぜんと見送つた。しかたないので足のキジお見て居つた時に、なんと梅野さんがきて、私に、おやどうしま
すた。と私の近くにきて挨拶したので。山にカレ木ひろえにきた。と云うのでまつがえなしこの女で有つた。この女が盗つ
て行つてると思つたが知らぬ振りおして私の山に切つて居いた木が半分以上も誰かに盗られて居る。と言つたら。しぐに私
がその盗つた人お知らせませう。其の人わ鈴木の若物だよ。私わ盗つて行くのお見たよ。なにしろあの物たちわ人の物だけ
で暮してるから人の物わどうでもよい、と思え平気だよ。私達の宅地わ、あの若物の土地なので、まるで威張り私達お苦し
める。まるで人情もない。親子二人ともいじが悪くあんな物に木お取られて居るより皆取返しなさい。私の家に喰え物がな
いから貰えにきたり貸りるにきたりしるので憎くて死んでも貴様達にやる物かと思え一つぶも呉れたり貸したりしません。
人情もない。配給の手続きおして呉れとくるが、してやりません。私達に朝夕合うと挨拶しるが私達わ知らぬ振りおしてお
る。そうしると私の小供まで。馬鹿だの。ハナタラス。だのと馬鹿にしるが。それでもよいきになり笑つて行く。後で皆ん

なで笑つてやるよ、早く死ぬかどつかに行くとよいが。なにもかにもひどい事おしる男だ。人のカボチヤもロコスイモ。ウリなど皆あの男に盗まれ、私達わ一も喰わない。みんな盗まれてしまう。なんともしようがない。早く警察に引きじつて行きなさいと言え自分わ他の山にさつさと行つてしまいました。どうもあ女わあやしいと思つたがそうでないのお言うと私が悪人になるので。御前の家わ知つて居るので。今日五分々々のきもつで御前に聞いて見て私わ、御前の態度顔お見てそんな事おしるんでない。と今初めて訳かつた。私が悪かつた許して下さい。と言うので流石の私も畜姓、自分で盗んでき私に罪おかぶせるとわ。許して居くものか、おのれ、魔女奴。と言つたので、男わまづ鈴木さん私が悪かつた許して呉れ。と言うので。いや貴男にわ御礼お言えますたいがいの人なら梅野に騙されてあくまでも私に罪おかぶせるが、貴男わ、よく教て下さつた。私わ長い間梅野に万人の前で恥おさせられてきますた、なるほど憎悪な女だ。と言つたら。其の人わまづ私の言つた。と言わないで下さい。私の悪い事わ許して呉れ。と詫びて、かえりますた。あゝ梅野わおそろしい女だ。ない事お有るように言え。自分で盗んできて。よくも人に言うた。と思えば。くやしくてなりませんですた。あの恩知らじめと思えながら。やがて七月になつても配給お貰う手続きもして呉れないので。又下館に行き願つたら。あと二ヶ月で米が取れるからそれまで喰わじに我慢して居れと相手にしないので。困つてしまえ今さら根姓の悪さに、びつくりしますた蔭で色々な悪口お言え私お泥棒よばわりおしるので人わ誰一人私の心持お訳かつて下さる人もなく。いやその他県にきて人々に馬鹿にされ相手もなく。悲しいやら淋しいやら配給で貰う手続もして呉れじこれくらいの事わ初めてだ。岩手県人。いや。土地の人の不人情にわたまげた。朝など挨拶しると返事もせじ子供にまで教えて舌お出して行く有様だ。なんたる事ぞ野郎、とあらんかぎりの声でさけびたい気おじつと堪えてきますた。正に地獄と同じで有つた。ある日私が豆畑で草取りおして居つた。しやがんで居るのではたから見えないのです。しると梅野と見知らぬ女と二人で私の居るのも知らじにこう言うので有つた。昨日一番よいきる物お盗まれた。多分。義の仕事で有る。台所の飯もなかつたし、腹がしきて飯お喰つてから盗つて行つた物と思

う。後で米ととりかえて喰つたろう。畑も見る通りに荒された。なんでもてあたり次第盗つて行くあんな物わ、早く死んでしまえばよいにまごまごして生きて居るなんだり、かんだり喰つて生きてるんだろう。まづあつた物でない。大悪人男子だと私の事お。ない事おうそちいて、女に知らせるので。女の人わたまげたね。なんで早く警察に届出ないの、と言えば警察に云つても駄目だ。と言え。そのまま。中に入りますた。私わもうなにがなんだか、頭わ痛く耳わなり。気もへんになる思えで有つた思わじ土の上にべつたり座つてしまつた。こんどこそわ許しものか。あの畜姓奴。と私わ思え頭の毛もかきむしりたい思えで有り恥かしいやら悲しいやらで頭もはれちしてしまえそうで有つた。そこになにも知らじに妻が来てむりやり。私お家にちれて行き寝かしてしまつた。以後わなにも訳らじ、後で妻が私にどうしてあんなに青くなり倒れた。と言うので今さら女一人の為にキゼチおしたなんて恥かしくよくよくだと思え妻にわ黙つて居りますた。なるべき世間に言われないようにしよう。と思えますたが。もう許されぬ。人の罪お私にかぶせて恥おかかせ。父母兄弟叔母一同にも恥おさせてどうしるんだ。いくじなしめ。と自分で自分の心にあきれてしまえますた。あまりにも悪風が強しぎる敗戦日本の浮世わこんな情ない物か。と思えば。涙わかぎりもなく流れるので有つた。なぜにこんな不幸な人間に生れたものかと思えますた。時わ、昭和二十二年九月十七日の日で有つた。叔母の家に便所立に大工さんが来て居つて私に。前に私がたのんだ戸棚お二十日の日に作つてやると言うので。私わ米もないし。後で御願ひしる。と言つたら。二三ヶ月遠くに行くからだめだ。と言うので。いや。と云えかねて返事したのですた。そこで九月十九日に盛岡市に（クギ）等お買えに行き。午後二時半に家にかえり。三時からどうせ半般日になつたので叔母の家の便所立てに手使え。ちつと休んで居つた時にボロ〳〵のふくおきた十二歳ぐらいの少年が私になにか食物お呉れ。と言うのでさあ私の家も実わなにも喰う物なく困つて居るがと思え。まず訳お聞いたら、父母兄姉妹わ悪病で早死致したので。家にわ祖母さん六五サイが一人居るので毎日私が食物お貰え二人で暮して居る。と涙ながらにたのむので私だけでない物だな。と思え同情の涙にむせび。しからばなにか有るか見てやる。と

自分でも食にじに居つたが。ますて小供だと思え、米箱お見たら。チヤワンで一杯有つたので其れお呉てやつたら大変悦び
かえりますた。私もちいに同情致し子供の苦労に幸福あれと心で祈つて居た。しると隣の母さんがきて私に。小供にかわつ
て御礼お言うと言うので私もびつくり致し。恥かしい。もつと有つたらうんと呉れてやるが、相かわらじの貧乏ゆえ。自分
で喰う物もないのお。今あんまり小供がかわいそうだから呉てやつたと言つたら。いやよく呉れてやつて呉れた。下館梅野
わあんなに有つても一つも呉れないそうだよ。と言つてかえりますた。さて小供に同情致し呉れてやつたので。ほんとにな
に一つも食量がなくなりますた。其の日わ近くの（イナリ）様の御祭日で有つたが私わ祭日も知らじに居つたのですた。が
妻が四時半頃叔母の家に行きたいと言うので。うん。そうか。行つてきなさいと言え妻わ叔母の家に行つたので、一人にな
つた。喰う物もないので食じに居つた。しると叔母が夕飯おもつてきて呉れた。なにしろ一日何も喰わじに居つたので有難
く頂きますた。そこで私が気が付いたのですた。そうだ明日大工さんが戸棚お活るにきて呉れる日だ。はてどこからも貸り
るところもなし。誰も貸して下さらぬ、そうだ。配給も呉れる手続きもして呉れじ困らせて居る。米三升ぐらいの人情わし
て呉れるだろう。たとえ私お悪く云つてもそこで三升の米お貸りるに恥おしのぎ下館宅に行きますたら。末子さんが居らな
いのでは変だと思つたが妻梅野さんが居つたので。梅野さんに米三升どうしても入用だし秋取ればしぐに食て頂きますから
米三升貸して下さい。配給も下さらじ只いきて居るだけ働く力もなくなりますたと云つたら。ふん。御前御祭に力角お見る
に行かないのかどこの若物も二人で見るに行くものだ。なぜ妻に見せるにちれて行かないのだあほな男だ。と言うので。
はゝ。今日御祭で有つたのか。私わ知らんで居つた。どうりで妻が早く休み叔母の家に行つた、そうであつたのか。と言つ
たら。御前もばかだよ御祭も知らないなんて家に居りつとあやしい。此れから畑にでも物お盗るに行くんだろう。御前の事
だ。と言うので私も急に腹が立つたので。だがじつと堪えてもう一度米三升貸して下さい。と云つたらふんよくも申した。
なんのちら下げてきた。御前にわ恩有る事わ受て居らぬ。毎日御前わ私達の悪口お言え。宅地お売れと云えば売らぬと言

う。親子一諸になり私たちお苦しめる。米どころか御前達わ物も喰わじに死んでも私に関係わ有りませんよ。人の物も盗つ
て行つたり。御前の御蔭で畑物一つも取らぬ、キルヱまで盗られた。そんな泥棒に、米の一つぶも呉れるも貸しもなる物か
と私お頭つから泥棒よばわりお言えますので流石の私急に腹が立つてきたので。なにお云うか。私か黙つて居るとよい気に
なり馬鹿にしる。今云うた事もう一度云つて見ろ。誰の御蔭でここにきて幸福に暮し、腹一杯物お喰え楽に暮して居るの
だ。その日〳〵の生活に困り泣いて居るのお太助てやり幸福にしてやつたのも、皆私の父だ。よき夫婦にしてやり、家も立
てやり。物も呉れてやり、親の変りに世話してやり。御前の生家の苦しみも、太助てやつたのも私の父だ。たとえ。私が御
前達に恩有る事おして居らなくとも真人間の情有つたら、こんなに人お馬鹿にして、盗らぬ物お盗つたと云うので世間で
わ私お悪人に見てる。その恥かしさわ男としてなんとも言われないようだが、あゝまでも隣同志仲良く暮して行きたいが為
に今まで我慢してきた。男泣きに無念の涙お飲んで堪えてきた。其の私の真心も訳からじ泥棒だと人に恥かしめる。もし
私でなかつたら、君のような女わ誰が只で居くものか。よく云つて呉れた人の情有つてこそ今まで成り行にまかせてきた。
思浮べなさい、二十年前の事お誰の御蔭で、こんな身分になつたか。私がいち他人の切つておいた木お盗んだ。なんの不足
でこんなに私お仇にしるのだ。馬鹿にしるのだ。しかも子供までに教えて、私が黙つて居ると、いい気になり無礼お尽し。
それでも思えば長い間家業にさまたげられ、恥おさせられ、妻お騙して返され、それでも涙お飲んで我慢してきた。それお
根から言うたら切りもかぎりもなし。私わその恥と無念さわ一生忘れない。君と娘トセ子の話も皆私わきいた。妻の事も皆
聞いて居るよ。君わ君の夫よりもひどい。夫も悪いが。我慢しれば我慢しるによいが、君の態度わあまりひどしぎるなんの
たたりで有私に悪事お尽しのだ。其の訳お知らして呉れ。と私わ、あまり梅野の無礼に言えますた。そうしると梅野わ目お
ちり上げて私に喰つてかかつてきた。いちおれが御前の妻お騙してかえした。又いち御前の親父の世話になつた。たとえ世
話になつても一つも有難くないよあんないじ悪じいの奴、私わ御前の親父になんの恩もないよ。恩のかり悪仇で返しよどこ

までも、御前もよく似通つた物だ。そんな事おしたら、又姉さんお騙してやるぞ。そすて親父もいないところにきて、人妻盗になる早くかいれ。と云うので、私わ誰が御前のような老女に強姦しる物か頼まれてもいやだよ、あまり人お馬鹿にしるなよ。自分の夫の浮気も知らじに威張つて居ると私もあまりの立腹さに言わざるおえなかつたのです。梅野が私にやつきとなり。よくも言うた。親父がかえつてきたら、君等三人一家お皆殺にしてやるよう言付てやる。君等のよう人わ三人ぐらい死んでも此の世の中わ困らぬ、おれわ、今夜しぐに親父がきたら御前達三人お殺して、そすて家に火お付けてやる、そうしると一人で心中して死んだと思うから、御前達死んだら私達わどんなに楽しいか知れませんよ。御前のような犬よりもひとしい人間にけがらわしい米の一つぶもやる物か。早くかいれ、わざと配給お貰う手続お止めて居るのだ。御前達のような物わ死んでもよいから。米おほしかつたらいちでもこい。御前の命は貰つてやるぞ。火お付けて皆殺にしてやる。この馬鹿男、御前にだれが米などおやつてたまるものか。ほしかつたら後で取るにこい。君等親子の恩わクソでもない。どこまでもざましてやるからそう思え。クソたらし。人の家にあんまり居らじに早く出て行け。と云うので私わ。もう居ても立つても居られぬくやしさであり。下館末子の家お出た我が家にかえつた。もうなにがなんだか訳からじに頭わ痛み耳わ、なり只梅野憎さに私わちいに馬鹿になり。なにがなんだかさつぱり訳からじに。父母兄弟妻子お忘れ。なんのきもなく。古いズボンおぬぎ捨て新しいズボンおはいた。そしたらそのポケットにタン刀がはつて居つたがそれおそのまゝにポケットにいれて、そこらにあつたカマスおもつて私わ出たのです、そすて入口に出た時に入口に半分ェの折れた鉞が有つた。なんの訳けへだてもなく私わその鉞も。もつてどこおどう行つたかもはつきりせじ。下館宅に行き見れば、みんな寝てると見えて暗かつたので、しじかに戸おあけて私わ、中にはいつて行きますた。そすて手さぐりでじつと行つたら台所らしいところに行つたので私わ手であつち。こつちおさがしたら箱があつたので手お入れたら米なのでもう無中でかんじようもせじにカマスに入れますた。何升だかわはつきりわかりませんですた。そこで私わ、カマスおもつて又しぢかに外に出ますた。そすて入口

に居いて有つた鉞お手にして下駄おはき私わ無が無中でにげますた。しると、とちぜん後方でなにかくわのような物で私おなぐつた。そすてカマスお引つぱり。義。なんで人の物おもつて行く。とかすかに耳のおくにきこえたのではつと思つた時私の鉞わ相手の人おなぐつておつた。そすたら又眼前に白い大きい物が廻まつてきた。しゆんかん私わ又なぐつた。しると鉞がとんで行きなくなつてしまつた。はつと思え無中で居つた。手になにか堅い物がさわつたので二人お無中でたたいた体わ汗だらけ。息わ苦しくなり。ぼうぜんと、そのばに立ちちくしてしまえ気の付いた時わ私わ、タンカお結つて居つたのではつと思え、その場お見たら人が二人倒れて居つた。しまつたと思つたがもう駄目で有りますた。そこで見ても鉞わなく下駄と鉞の付ておらない鉞のエとかますと有つたので私わなにも忘れてカマス。ゲタ鉞のエおもつてふらふらと草の上や。やわい土おどこおどう我家にかえつたか。はつきりわかりませんですた。家に行つてもなにがなんだか。わからじ座つても立つても居られじ。物もかすんで見え息わ苦しく血わ上りどうしたらよいかなにもわかりませんですた。只家にぼうぜんとして居つた。朝七時沼宮内署にお世話になりますた。そこで御調の時わ、考がえる力もなく、只おそろしい事おした。と思え御詫び致しますた。だがもう。なにもかにもしぎてしまつた。なんにもならなくなつた。あまりの自分のおそろしさになんとしたらよいか。と思えますた。私も長い間梅野さんに悪くされてきますたが。其の時わなんと言え御詫びしたらよいか申訳けなく、わかりませんですた。私も長い間考がえてやるのならなにもあんな事もしなかつたし梅野さんもあんなに悪くして下さらないと、私も馬鹿にならなかつた事わ事実で有りますた。警察で御調の時に、私に君わ長い前から殺そうとして殺したと云えますたが。私わ人お殺したのわ悪いけれども、長い間考がえでやれとわ考がえません。私わあくまでも仲良く暮したいと思え万難の恥と無念お堪えてきますた。だがちいに十九日の梅野さんの言うた事でついに怒りのあまり馬鹿になり、わじか十分かそこらであんな悪事おしてしまえますた。私としてわ初めから殺してやれと思えばなにも下駄おはき。半分折れた鉞のエの付いた鉞わもつて行きませんし人お殺しような事もしないし。そんな事もしなかつたので有りま

すと思えま。私わ殺人お犯しきでわ行きません。だがどなたさまでもなに殺しきでなくてなんでたんとうや鉞おもつて行つた。殺しきて有つてこそ。そんな物おもつて行つたと皆様わ思えにになります。私がいくら殺しきでなく行つたと云ても。どなたもそのようにわ信じて下さらない事でしせう。私も殺しきなら下駄がけでも行きませんし、いちまでも現場ふきんにも居らなかつたでせうし。そんな事もしませんでした。だがなにも訳の訳からぬ内にあんな事おしてしまえました。私も配給さえ貰う手続きおして下さり、配給さえ有つたら行きませんし、又盗らぬ物お盗つたと言えしらしので。そのために世間の人わ私お悪人にしたのです。見る人も見る人も。私おふりかえり冷笑して行くので有つた。此れも此れも皆梅野さんの仕事でないのもあると云えあるくので、色々私達お苦しめるのでした。警察でわ君わなんのうらみもないのお梅野達お殺した、もつとも憎むべき謀で有ると言われますたが、私わいくら困つても梅野達にあんな事おされなければ殺人お犯し事わなかつたと私わ信じます。このような訳で私わ悪事お致しました。神様御許し下さい。まだかくときりもかぎりもなし。同じ事。失礼で有りますが此れにて止めさせて下さい。殺人お犯したあたりわ警察や裁判の時の調にわ君わ、あゝやつたろこうやつたろ。と云われたままに返事しました。だがはつきりわからないので他の強盗のけんぎも私に降つたりしますたので私もおぼえのない事で有りました。このように。自分の言う事もよく言わじにまた御調にならない事も有りました。そのような訳で今こゝにかいたのわ、御調にならない事も又御調になつた事もかいたりかかないだりしました。あまり頭もはつきりせじ色々無礼な事お申した事と思えますからなにとぞ御許し下さい。私わなにもウソおちいたり。作事おしてかいたのでわ有りません。それだけわ、御察し御信じ下さいますよう御願ひ致します。私わ今わ二度とあんな事おしません事お堅く神様に御誓え致します。又社界の皆様にも御誓致します。そすて有難くも神仏様の御慈悲おたまわりますたら、私わ頭のカミをソリ下し、一僧侶となり御亡なりになられた御仏様の為一生一人で御供養致し御冥福お御祈申し上げる覚悟で有ります。私わ神仏様に誓つて、うそわちきません。かならじ御仏様の為に御供養致します。私わ宮城刑務所に御世話様なつてからわ毎

日、朝夕御仏様に御読経お御上げ致して居ります、私の大罪お悔え御詫び致して頂いて居ります。今わ心も晴れ下館さんにもふかく御詫び致し。御仏様の御供養わ、私が致しますように、堅く御約束致し御誓え致して居ります。私も父母兄弟も下館さんに御詫び致し、宅畑おぜんぶ下館さんにやり。仲良く暮し下館さんも許して下さいますて仲良く暮さして頂き居る。との事で下館さんも後妻お貰つた時に私の父に。大変よい後妻だ。と悦び父に今までの事お詫び感謝致し、永久に仲良く暮しませう。と約して頂き暮して居る事お聞き。私も涙お流して御詫び致し、下館さんも私の家も長く永久に太助合え仲良く幸福に御暮し下さいますよう一心に御祈り申上げて居ります。誠にまづいよみにくい文字でかきますて御立腹と思えますがなにとぞ御許し下さい。私わしんの心で。いちわりなく申しますた。なにとぞ誠に失礼な卑怯な訳で有りますが、なにとぞ御許し御慈悲下さいますよう。此れおもつて悔の涙で筆お結びと致します。

終り

昭和二四年(れ)第九二二号

判　決

本籍並びに住居　大分県大分郡石城川村大字高崎三三六番地

農　業

佐　藤　務

大正一二年一一月一六日生

右の者に対する強盗殺人、強盗未遂被告事件について、昭和二三年一二月二三日福岡高等裁判所が言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人西野義夫の上告趣意第一点について。

しかし判示「十万円」については原判決は第一審第一回公判調書中被告人の供述記載を証拠として挙示しているのであつて、その述べている所を見ると「要求金額は十万円に間違ありません」（第一冊第二二八丁）とあるのである。又原判決挙示の証拠中原審における受命判事の証人川崎力太に対する訊問調書中同証人の供述としてその関係部分につき判示に照応する被害顛末というのは被害顛末が判示に照応するものたることを右訊問調書の記載によつて観取しえられることを判示しているのであつて、そして左様に観取しえられる以上原判決の証拠説明を以て右川崎力太の供述と背馳すると言ふことはできない。よつて原判決には所論の如き違法はないから論旨は理由がない。

昭和二四年六月四日判決　昭和二四年(れ)第九二二号

昭和二四年六月四日判決　昭和二四年(れ)第九二二号

同第二点について。

しかし原判決は判示第一事実を強盗未遂と認定しているのである。論旨は所論証人の供述中強盗に該当する事実を省略し、被告人に有利な部分だけを摘録して原判決の事実の認定を争うものに過ぎないから上告適法の理由とはならない。

同第三点について。

被告人の精神鑑定の結果その精神の発育状態が年令十五歳程度のものであつても、本件犯行当時被告人の事実上の年令が満十六歳を超えていた以上、少年法が適用せられないことは同法の規定で明である。原判決は本件各犯行の当時心神耗弱者であつたからとして法律上の減軽をしたのであるが、更にその上所論のように酌量減軽するか否かは原審の裁量に属するところであつて、従て之を非難する主張は上告適法の理由とはならない。

同第四点について。

記録に徴するに、被告人が警察で自白を強要されたと認むべき形跡はないのであつて、論旨は強要されたと主張するだけで、それに対する証拠がないのであるから採用することができない。従つて原判決は所論のような違法はないから論旨は理由がない。

よつて刑訴施行法第二条、旧刑訴法第四四六条に則り主文の通り判決する。

右は裁判官全員一致の意見である。

検察官　茂見義勝関与

昭和二四年六月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

昭和二四年六月四日判決　昭和二四年(れ)第九二二号

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

弁護人西野義夫の上告趣意

第一、原判決第一の判示事実に被告人は『昭和二十二年五月十六日大分市内の友人を訪問の帰途、同日午後八時頃（中略）川崎喜一方に到り同家の木戸口附近で手帳の紙片に「オイツ、金を出せ、黙つて十万円、三人来て居るから騒いでも駄目だ。金を出さぬとブツ放すぞ」と認めて、（中略）川崎シズエに対し』云々とあるが原審証人川崎シズエの証人訊問調書に依れば、『賊が紙片を長男に渡し金を出せと云つてるのを見たり聞いたりしました、それで長男が金を七万円出せと云つて居ると云いましたから私は云々』（三六七丁裏）の供述があり、又之と照応する原審証人川崎力太の証人訊問調書中『私が紙片を受取つて見ると七万円出せと書いてあつたので金を七万円出せと云つて居ると私が申しましたのです』（三七五丁表）の供述が、原審の判示事実と相違があるに拘らず、原判決は被告人が強要したと判示の『十万円』を認定した何等の証拠を示して居らない（旧刑事訴訟法第三三六条）。又原判決は如何なる証拠に依つて『十万円』を認めたかを明かにしてない（同第三六〇条）。却つて原判決は証拠説明中『当審に於ける川崎力太に対する訊問調書中同証人の供述としてその関係部分につき判示に照応する被害顛末』と判示し、右川崎力太の供述と背馳して、同人の供述なきものを漫然と証拠に援用して居るのである。

以上の点は原判決が法令の違反あるか、又は判決に示さるべき判断を遺脱したるか、若しくは判決の理由に齟齬あるものと認められ、原判決は破毀されねばならないものと思料される。

第二、原判決判示第一事実『被告人は（中略）川崎の妻シズエに対し窓外から（中略）拳銃と共に右の紙片を無言で突付け同女の驚き逃げ去るや更に同室に居たその長男力太に対し依然右の拳銃を差向けたまゝ同人にその紙片を手渡し、十数えるまでと申付け、同人等を脅迫して金銭を強要したが家人に騒がれて（中略）一物も得ず逃走』云々に対して、被告人佐藤務に対し強盗未遂罪を以つて処断して居るが、原審証人川崎シズエの証人訊問調書中『私はその時タオルを肩に一枚か

げて着物を着て居なかつたので（中略）急いで着物を着ようと玄関の六畳に去つたわけです』云々の供述あり（三六八丁裏）又同訊問調書中『それで長男が金を七万円出せと云つて居ると云いましたから、私はどうしてそんな金があるか少し位ならあるからそれを持つて行つてもらをう』云々の供述（三六八丁表、裏）及び原審証人川崎力太の証人訊問調書中『私が紙片を受取つて見ると七万円出せと書いてあつたので金を七万円出せと云つて居ると私が申したのです』云々の供述（三七五丁表）又『紙片を受取つてから拳銃を発射する時間は僅かな時間であつたと思います』の供述（三七六丁表）、又被告人に対する第一回公判調書中家人が逃げたと思つたので『私は脅かしておいて逃げようと云う気になつて発射したのです』（三〇六丁裏）の供述に徴し考察判断するに、害悪の通知を受けた川崎シズエの逃げたのは着物を着るためであつたこと、又被告人佐藤務が強要した金員に対して『そんな金があるか、少し位ならある』と強要金額に対して全然反抗を抑制されなかつたこと、又同じく害悪の通知を受けた川崎力太は『僅かな時間に』『金を出せと云つて居る』との報告をその母親に伝えることが出来るだけの心の余裕があつたことから被告人佐藤務の脅迫は相手方を抗拒不能に陥らしむる程度の完全な意思の抑圧があつたものとは認められない。随つて原判決判示第一の事実は強盗未遂罪を以つて問擬されべき反抗抑圧の程度でなく、その脅迫は相手方の意思の反抗を抑圧するに足るべき程度に至らない害悪の通知であるから、当に恐喝未遂罪を以つて処断されべきもので、此点につき原判決は法律適用の違法があり破毀されべきものと思料する。

第三、原判決は被告人佐藤務に対して、重きに従つて処断し刑法第二百四十条を適用して無期懲役刑を言渡して居る。然しながら原審鑑定人中脩三の訊問調書に依れば被告人につき

『物事を定めますとそれが直に実現するが如く実行し、その間に考慮とか判断と云うものがない』（六〇〇丁裏）

『行為者は自己の行為の善悪に付いて判断がありながら、それを実行するものと、その判断が鈍いために実行するものとの二ツに大別出来ると思うが、その何れの場合に該当するか』との問に対し、『それは後者の方であります、談をしたり、相談をしたりする時は表面的には善悪の区別が出来るが、根本的にはその判断が低下して居るのであります』（六〇一丁表）

『年齢的に云いますと十五、六歳位の者の程度であろうと思はれます』（六〇〇丁裏）

の鑑定に依つて、判示第二の事実につき被告人の殺意、及び財物盗取に精神の障礙があり、その理非善悪を識別する能力が著しく減退して居つた事実は認めねばならない。抑々犯罪は有責違法の行為であつて、その有責たる為めにはその責任ずる能力即ち刑罰制裁を負うに達する年齢に達し、且つ精神状態に欠陥がないことを要する。法律が刑法第三十九条第二項に心神耗弱者の行為に対しその刑の減軽を認めたのもこの趣旨に外ならない。この法律の精神は被告人に対しても尊重されなければならない。そして被告人がその生命、自由及び幸福追求の為めにこの権利は公共の福祉に反しない限り立法其他の国政の上で最大の尊重を要請されてある（憲法第十三条）。

被告人佐藤務は前示鑑定人中脩三の鑑定に依れば『年齢十五、六歳程度の者』で、此点から観れば十八歳未満の少年に定められた『少年法』を適用されて然るべき者に該当する。少年法第七条に『罪を犯す時十六歳に満たざる者は死刑及無期刑に科せず、死刑又は無期刑を以つて処断すべきときは十年以上十五年以下に於いて懲役又は禁錮を科す』とあつて、被告人が原判決判示の心神耗弱による刑の減軽を受け得らるる法律上の事由あるに拘らず法律が特に規定して居らない他の情状酌量の場合でも実際上適用されることがある刑法第二百四十条選択刑の一たる無期刑を科せられたことは、正義の実現を目的とする司法裁判所たる原審が憲法上要求され保障されて居る被告人の権利を軽視し原判決に於いて法律を不当に適用したものと認められるので、此点につき破毀あるべきものと思料さるゝ。

第四、原判決判示の第一の事実につき被告人佐藤務は原審第三回公判廷に於て

（問）『この紙片は被告人自身が書いて渡したように供述したがそれは違うか』

証第二十三号を示す

『左様です、私が書いたものではありません』（四二一丁裏）

『御示しの証第二十三号は波多野潤と云う者から貰つた手帳に書いてあつたものです』（四二二丁表）

『私は最初は自分でないと否認したのです、（中略、警察に於いて自白を強要されたことを供述の後）私は別に強盗殺人もやつて居ることであるから波多野がやつたと云う川崎方の強盗未遂事件も自分が引受けようと思つて事実を認めました』（四二四丁表、裏）

と供述し、検事聴取書も右自白を強要された司法警察官の聴取書に符節を合せて述べたことが同公判調書に供述されてある。而して原審が判示第一の事実を認めた証拠として司法警察官の被告人に対する聴取書、検事の同上第二回聴取書を挙げ、被告人が自白を強要された供述に基いて各作成された聴取書を証拠として採用して居る。原審公判廷で被告人が初めは犯行事実を自白し後これを変更したに対し前の自白を事実認定の資料に供したことは違法でないとしても、原審が公判廷に於いて被告人が自白を強要されたことを主張する前示司法警察官の聴取書及び之に基いて作られた検事聴取書をそのまゝ断罪の資料たる証拠に採用したことは憲法第三十一条第一項及び第二項に違反し、且つ御裁判所の昭和二十二年(れ)第二八五号、同二十三年三月十一日第一小法廷判決の趣旨にも反するがゆゑ、原判決は破毀を受けべきものと思料さるる。

以　上

昭和二四年(ぞ)第二号

判　決

本　籍　東京都中野区鷺の宮町三丁目一二一番地

住　居　群馬県伊勢崎市本町六丁目三八二番地

印刷工

奈　良　常　太　郎

明治三七年八月一一日生

右の者に対する窃盗被告事件について、昭和二三年九月二〇日前橋地方裁判所が言渡した判決に対し、検事総長福井盛太から非常上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破毀する。

理　由

検事総長福井盛太の上告理由について。

第一審伊勢崎簡易裁判所は昭和二三年八月六日本件窃盗事件につき被告人を懲役一年六月に処したところが被告人より同月一一日右判決に対し前橋地方裁判所に控訴申立をしたが、被告人は同月二八日右控訴申立の取下をしたので、前記第一審判決は確定したのである。しかるに、前橋地方裁判所は、右控訴取下の事実を看過して審理を行い同年九月二〇日被告人に対し懲役一年の判決を言渡し、該判決は同月二八日確定するに至つたのであつて、以上の事実は本件記録に徴し明白である。即ち、原判決は控訴申立の取下により、最早や審判すべからざる案件に対して為されたもので、まさに法令に違反した

昭和二四年六月四日判決　昭和二四年(そ)第二号

ものである。従つて、本件非常上告はその理由あり、原判決は破毀を免れない。

よつて刑訴施行法第二条旧刑訴第五二〇条第一号により主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官　茂見義勝関与

昭和二四年六月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

検事総長福井盛太上告理由

奈良常太郎は昭和二十三年三月三十一日伊勢崎簡易裁判所において窃盗罪により懲役一年、三年間執行猶予の判決を受けその猶予期間中である同年七月二十九日午後五時頃伊勢崎市本町五丁目三十七番地機業新井ぬい方玄関にあつた同人所有の中古チヨコレート色短靴一足（価格千円相当）を窃取したものであつて、該窃盗被告事件については同年八月六日伊勢崎簡易裁判所は懲役一年六月の判決言渡しを為したのである。而して被告人よりは同月十一日に右判決に対し前橋地方裁判所へ控訴申立を為したが同月二十八日に右控訴申立の取下を為したので前記伊勢崎簡易裁判所の為した判決は同日確定するに至つたのである。従つて右控訴申立に因る本件控訴事件はその公訴が消滅しこれに対しては最早審判すべからざるに至つたものであるに拘らず、前橋地方裁判所においては右控訴取下の事実を看過し適法の控訴事件として審理を為し同年九月二十日懲役一年の判決を言渡し該控訴判決は同月二十八日確定するに至つたものであることは本件事件記録に徴して明白である。斯くの如く前橋地方裁判所の為した前記昭和二十三年九月二十日言渡しの判決は既に控訴申立の取下により最早審判すべからざる案件に対し審理を為し有罪の言渡を為した不法あるものと謂わざるを得ず、その審判法令に違反するものであることは明白であるから該控訴判決の破棄を求めるため、旧刑事訴訟法第五百十六条により非常上告を申立てる。

以　上

昭和二三年(れ)第一八五三号

判決

本籍　朝鮮慶尚南道宜寧郡柳谷面漆谷里四六八番地

住居　名古屋市千種区松軒町二丁目一三番地

魚商

田村太郎こと

田甲錫

当二六年

右の者に対する傷害被告事件について昭和二三年一〇月九日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は刑事訴訟法施行法第二条に則り次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人内藤三郎の上告趣意は末尾に添附した別紙書面記載の通りである。

按ずるに原審においては所論のような公訴にかかる事実全体に付いて審理をした結果、被害者を傷けたという事実のみを認めて物を強取したという事実はこれを認めなかつただけであつて強盗の点について審理をしなかつたわけではない。そして一罪として起訴された事実中の一部を認めなかつた場合に特にこれに付いて判断を示す必要はないものであるから論旨は理由がない。しかのみならず強盗に関する部分の判断を遺脱したという論旨は被告人に不利益な主張となるから上告適法の

昭和二四年六月七日判決　昭和二三年(れ)第一八五三号

昭和二四年六月七日判決　昭和二三年(れ)第一八五三号

理由とならないものである。

よつて旧刑事訴訟法第四四六条により主文の通り判決する。

以上は裁判官全員一致の意見である。

検察官　安平政吉関与

昭和二四年六月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　長谷川太一郎

裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　穂積重遠

弁護人内藤三郎の上告趣意

一、原審公判調書によれば原審に於て検事は第一審判決書記載の通りの被告事件を陳述し裁判長は被告人に対し検事の陳述したと同一の被告事件を告げて審理に入つたこと明かである。

第一審判決書記載の事実は同判決書により

第一、被告人は昭和二十三年六月四日午後八時二十分頃云々伊藤玲を捉へ云々暴行を加えてその反抗を抑圧した上同人の所持する着衣雑品等合計数点を強奪し

第二、右同夜右犯行に引継ぎ右同所附近で云々長崎孝治に対し云云暴行を加えてその反抗を抑圧した上同人の所持する自転車一輛を強奪したものであることも明かである即ち本件公訴事実は第一、第二共被告人が、

1、被害者等に暴行を加えたこと

2、その暴行により被害者等の反抗を抑圧して財物を奪取したこと

である。

二、右公訴事実に対して原審の認定した事実は被告人は

第一、昭和二十三年六月四日午後八時頃云々伊藤玲を捕へ云々手拳で同人の顔面を数回殴打し其の頬部鼻部唇部等数ヶ所に打撲裂傷鼻孔並に口腔内出血等全治数日を要する傷害を与へ

第二、右の犯行に引継ぎ同所附近で云々長崎孝治に対し云々手拳で同人の眼部鼻部唇部等数ヶ所に打撲裂傷鼻孔内出血等治療約一週間を要する傷害を与へたものとする、即ち原審は前記公訴事実中

1、被告人が被害者に暴行を加へ傷害を与へたことはこれを認めたが

2、財物奪取の点はこれを不問に附し何等これに触れていない。

三、よつて案ずるに原審は公訴事実中一半については審判を為さざる違法があるといわざるを得ない今仮りに事実の認定は裁判所の専権に属し強盗傷人の公訴事実に対し傷害のみの事実を認めても敢えて違法ではないとするも既に強盗傷人の公訴事実ある以上少くとも強盗罪の成立を認めない理由乃至は強盗の点については無罪であるとの判断を判決中に示すことを要するものと信ずる、果して然らば強盗傷人の公訴事実に対し傷害のみの事実を認め強盗の事実を認めなかつた原判決は如上の判断を判決中に示さなければならないのにこれを遺脱したのは違法であるといわなければならない。

よつて原判決は破棄を免れない。

以　上

昭和二四年(れ)第九三号

判　決

本　籍　布施市足代一丁目二〇九番地

住　居　同所五四番地

アルミ工員

加　茂　弘　雄

昭和五年一〇月二四日生

右の者に対する強盗、公務執行妨害、傷害被告事件について昭和二三年一〇月二八日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は刑事訴訟法施行法第二条に則り次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人白井源喜の上告趣意第一点について。

論旨は、被告人加茂が第一審相被告人三浦と共同して巡査道家正に傷害を与えといふ証拠はないと主張している。しかし原判決が証拠として採用している原審公判廷における被告人の供述をみると、被告人は第一審判決摘示の第二の事実を読聞かされて、「その通り間違いありませぬ」と述べており、そうしてこの判決には、「被告人加茂、同三浦は共同して同巡査に暴行を加え逮捕を妨害しようと企て同日午前六時三〇分頃同区豊里町能条五六六番地道路上に於て被告人加茂が同巡査を傍の泥川に突き飛ばし、三浦が下駄を以て同巡査の頭部を殴打し因つて同巡査の公務の執行を妨害すると同時に同人に対

し治療日数約一〇日間を要する右頭部打撲内出血の傷害を加えたものである」と判示されている。

また被告人は右の原審公判廷に於て、被告人に対する司法警察官の訊問調書中第六問答を読聞かせられ「その通り間違いありませぬ」と述べている。そうして右の問答に於て被告人は「途中せつぱ詰つたものだから、私は巡査を川の中へ落してやろうと思つて突きましたが、巡査は泥沼に足を突込んだだけでした。その時三浦だつたと思いますが、下駄で巡査の頭を殴りつけました」と答えている。これによつてみれば、同じ現場におり、共に巡査に誰何され、逃走の機を窺つていた三浦が被告人の巡査を突き落すのを見るや下駄で同巡査を殴つたのであるから、被告人と三浦との間には巡査に暴行を加えることについて意思の連絡のあつたことが認められる。

右のように数名の間に暴行の意思の連絡があり、共に暴行行為をなし、その結果傷害を来たしたときには、その数名が傷害罪の共同正犯となることは当然である。また、巡査が挙動不審の者に対して訊問し、若し現行犯と認められればこれを逮捕することはその職務であるから、その巡査に暴行を加えることは、たとえ単に突き飛ばしたゞけでも既に、公務執行の妨害となること明かである。してみれば原判決には、所論のように証拠によらずして事実を認定したという違法もなく、罪とならない行為に対して罪責を負わしめたという違法もない。この点に於て論旨は理由がない。所論事実誤認の主張は適法な上告理由となり得ないものである。

同第二点について。

論旨は結局量刑不当の主張に帰着するので、上告適法の理由となり得ない。

弁護人坂本泰良の上告趣意書は所定の期間経過後の提出にかゝるものであるから、これに対する判断を示さない。

以上の理由により旧刑事訴訟法第四四六条に従い主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　長谷川劉関与

昭和二四年六月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　長谷川太一郎

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　穂積重遠

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第九三号

弁護人白井原喜の上告趣意

第一点　原判決は原判決第二の所為につき被告人に対して刑法第九十五条第一項により公務執行妨害罪、同法第二百四条により傷害罪に該当するものであると判示せられたが被告人及原審相被告人大森重信、第一審相被告人三浦良一と共に昭和二十三年五月二十三日難波ショ方に於て強盗をなし翌日朝帰途に於て巡査道家正に出合ひ同巡査が被告人等を誰何したので被告人は能条町中野徳三郎方で宿泊してきたといふと同巡査は中野徳三郎方に案内せよといふので同行中被告人は同巡査を押して逃げんとして押したることは事実であるが同巡査が一足よろめきたるに過ぎず元より之が負傷の原因でもない、巡査が依然同所に立てゐたが第一審被告人三浦良一が下駄で同巡査を殴打したので同巡査が原判決挙示の傷害を受けたものである。然して三浦良一が同巡査を殴打創傷せしむるについて被告人等に何等謀議をしたことがなく三浦良一が独自の行動をしたものである。右事実は第一審での被告人、弘雄、重信、良一、重信の各公判廷に於ける各供述、原審での被告人弘雄、重信の各供述によつて明白で被告人弘雄が右傷害を与へたとか被告人弘雄が第一審相被告人良一と共同して傷害を与へたとかの証拠はない、原判決は被告人が同巡査を押した行為と第一審被告人三浦良一が下駄で同巡査を殴打した行為を共同の行為と認定せられたらしいが前記の如く被告人弘雄が巡査道家正を道路上で押した行為と第一審被告人良一が同巡査を下駄で殴打した行為とは各個別の行為で両名が独立した意思によつて行動したものであるから被告人弘雄に傷害の責任を負荷せしむることは出来ぬ、このことは原判決が刑法第二百四条のみを引用して同法第二百七条を引用しなかつたことからしても二人が同巡査に対して傷害行為をしたものでないことが認められる、尤も傷害行為が二人以上の共同行為であれば刑法第二百四条の適用だけでよいが本件に於て被告人弘雄が第一審相被告人良一と右傷害行為に対して謀議した形跡は全然ないのであるから巡査道家正の傷害は第一審相被告人三浦良一のみの責任であつて被告人加茂弘雄の責任を負ふべきものでない、然して被告人弘雄が右巡査を押しその間に逃走せんとしたことは認められるが同巡査を押しただけで

は暴行といふことは出来ぬから（前記の如く同巡査が一足よろめいたのみである）之に対して公務執行妨害罪の責を問ふことはできぬ、原判決は被告人が道家正に対して傷害を与へて、その公務を妨害したものと認定せられたものとすれば前記の如く被告人弘雄が傷害を与へたものでなく第一審相被告人三浦良一が独自の意思活動によつて傷害を与へたものであり、従つて孰れの場に於ても被告人加茂弘雄は公務執行妨害及傷害の罪となるべき行為をしておらないのに拘らず原判決が被告人弘雄に対し前記公務執行妨害傷害の罪であると認定したのは罪とならない行為に対して違法に罪責を負はしめたものであるのみならず判決に影響を及ぼすべき事実の誤認があるといわねばならぬ。

第二点　原判決は判示第一、第二の強盗、公務執行妨害、傷害の罪として被告人に対して懲役三年を言渡されたが被告人弘雄は昭和二十三年誠光社が休日であつたから自宅に居ると旧友三浦良一が大森重信と遊びにきて遊びに誘はれ夕方から大森重信の知己の家に行かうといふことになり、それから窃盗にゆかうといふことになり、窃盗の話から強盗に変つたのであるから被害者灘波ショウの長男博は原審相被告人重信の学友で交際してゐたものであるところから原審相被告人重信の指導で被告人弘雄が第一審相被告人良一が之に追従したのに過ぎぬ、凶器の庖丁も被害者宅の炊事場にあつたものを第一審相被告人良一、原審被告人重信が持つて被害者等家族を強迫したもので被告人弘雄は随行したものであるから本件強盗事犯については原審相被告人重信が主犯で被告人は従者に過ぎない。

又本件強盗による被害物件は金品共全部被害者灘波ショウに還付され被害者に実害を与へておらぬし被害者及其家族にも何等の傷害を与えていない。唯本件犯行の後、第一点掲記の如く誰何した巡査道家正に傷害を与へたが之は前記の如く第一審相被告人三浦良一の行為で被告人弘雄の行為ではない。被告人弘雄には今迄前科がなく被告人の家族は被告人と母のみで被告人が実刑を科せられると被告人の家の収入はなくなり母も路頭に迷わねばならぬことになる。被告人の母は早く夫に死別し被告人の成長を楽しみに生きてきたものであり、その被告人が本件犯行に加担したことを嘆き被告人の未決

拘留中は毎日大阪拘留所に通つて被告人の改心を求め被告人も心から懺悔して更生を誓つた、それで昭和二十三年七月二十一日保釈出所してからは被告人は本件犯罪に陥つたことを後悔し労働に熱注しているのである。此上被告を再び娑婆から刑務所に収容して実刑を課することは刑の量定甚しく重きに失するものである。第一審相被告人三浦良一、原審相被告人大森重信は各別に窃盗罪で大阪拘置所に収容せられてゐたが昭和二十三年五月二十二日出所した時、同時刻であつたことから知合いになり其翌日である二十三日に被告人弘雄を誘て本件犯行をしたものであるが右両名は改心の見込なき再犯者として厳罰せられたるのは当然であるが被告人は昭和五年十月二十四日生れで原審判決言渡の昭和二十三年十月二十八日の四日前迄は未成年であつた。少年法の趣旨からしても被告人に対しては執行猶予の判決を言渡さるべきものであると思ふ、従て原判決は刑の量定が不当であるから原判決を破毀して相当なる裁判あらむことを求める。

昭和二四年(れ)第一〇一号

判　決

本籍並に住居　宮城県伊具郡耕野村字茗茄一番三五番地

農　業　宍　戸　元　蔵

明治三〇年三月四日生

右の者に対する町村長選挙罰則違反被告事件について昭和二三年一一月八日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は刑事訴訟法施行法第二条に則り次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人菊地養之輔の上告趣意第一点について。

論旨は、原判決に掲げた被告人の第一の(一)の行為は、選挙運動ではなく、その準備行為にすぎないと言うのである。しかし、原判決の認定した事実によれば、被告人は自己の当選を得る目的で立候補届出前に選挙運動者たる宍戸実に対し、運動の費用及び報酬として金三千円を供与したというのであつて、判文は簡単であるが、その趣旨とするところは、被告人は立候補を予定して選挙の際における投票を自己に得る目的で選挙運動者たる宍戸実をして選挙権者に働きかけさせるため金三千円を同人に与えたというにあることが判るのであるから、原審が右の行為を選挙運動と認めて、これを衆議院議員選挙法第九五条に当るものとして同条を適用したのは正当であつて、原判決には所論のような違法はなく論旨は理由がない。

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第一〇一号

同第二点について。

論旨は、原審は証拠によらないで被告人が宍戸実に報酬として金銭を供与した事実を認定したというのである。しかし、原判決が掲げている証拠、殊に被告人に対する聴取書中の「宍戸実が私方に来てどうも形勢上重大決意をしなければならんと云つた。同人は買収ということは言わなかつたが重大決意というので買収の手段も止むを得ないと考えたと思つた。私は自分から立候補したのではないが、組合員が私を信頼して運動しているので、その期待に添うために場合によつては買収も止むを得ないと思い六千円の金を出した」との被告人の供述と、宍戸実に対する検事の聴取書中の「選挙運動の費用としてそんなに入る必要はないので、結局いざという場合の買収費という意味だと思つて受取つた」との同人の供述によれば、被告人は論旨第一点について説明したような趣旨で金三千円を宍戸実に供与し、その所得に帰せしめて自由処分に任せ、必要の場合にはその中から買収費を出させることゝしたことが認め得られるのであるから、原判決が被告人行為を「運動の費用及び報酬」の供与と認定したことは虚無の証拠によつたものではない。もつとも弁護人の指摘する被告人に対する検事の聴取書には「確か四月一日の朝でした、宍戸が私方に参り」という記載があるが、同聴取書にはまた「買収も止むを得ないと思い六千円の金を出した」という記載もあるのであるから、被告人が同日以前に宍戸実に供与した三千円も同趣旨のものと認め得られない訳けではない。されば、原判決には所論のような違法はなく論旨は理由がない。

よつて、旧刑訴法第四四六条に従い主文の通り判決する。

以上は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官　長谷川瀏関与

昭和二四年六月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　長谷川太一郎

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　穂積重遠

弁護人菊地養之輔上告趣意

第壱点　原判決は衆議院議員選挙法第九十五条の選挙運動の意義を誤解して本件に適用した違法がある。

原判決はその理由の第一において被告人宍戸元蔵は自己の当選を得る目的で㈠立候補届出前たる昭和二十二年三月三十日頃田村耕野村郵便局附近において金間生光を介し選挙運動者たる被告人宍戸実に対し運動の費用及び報酬として金三千円を供与し云々といいその法律の適用において宍戸元蔵の届出前選挙運動をした点は地方自治法附則第十二条町村制第六十一条の十五第三十七条衆議院議員選挙法第百二十九条第九十五条に該当するものとして前述第一の㈠の行為は届出前の選挙運動として処罰の対象としたものである。もちろん本件選挙の届出は昭和二十二年四月三日であることは判示通りであるが本件の金銭の交付はその前の同年三月三十日頃であるから届出前であることは間違はない。しかしながらいまだ届出前に将来支出責任者となるものに候補者たらんとするものがその準備資金を交付することは選挙運動とはいいない。

そもそも選挙運動は当選を得せしめることを目的とするものであつて一般有権者を対象としてなすべきものである。届出の費用事務所の開設筆紙墨等の買とりなどの諸費用は届出前に必要とするものであつていかなる選挙においても欠くことの出来ない準備費用である。したがつて衆議院議員選挙法第百四条第一項第四号においても立候補準備のために要する費用を認めこれを選挙費用より除外しているのは当然といわなければならない。本件において被告人が宍戸実に交付した金員はまさにこれに該当する金員であつてこれを交付することは選挙運動ではない。これをもし選挙運動であるとすれば一切の選挙運動において事前運動なくしては選挙ができない結果になる。本件の如きは選挙運動の準備行為であつて選挙運動自体とは厳に区別すべきものである。しかるに原判決は衆議院議員選挙法第九十五条にいわゆる選挙運動の意義を曲解して本件に適用した違法がある。

第弐点　原判決は証拠によらないで事実を認定した違法がある。

原判決は第一点に記述したようにその理由第一の㈠において昭和二十二年三月三十日頃金間生光を介して宍戸実に対して運動費用及び報酬として金三千円を供与した旨を認定した。けれどもその証拠説明においては金員の授受及びその額の点が明かになつているが報酬の趣旨の下に交付した事実の証拠はない。証拠説明を見ると

一、原審公判に於ては金銭供与の趣旨を否認していることが明かにされている。

二、第一審公判における被告人の供述において費用のために支出したのであつて買収その他の報酬でないことが明かにされている。

三、宍戸実の第一審公判における供述が援用されているがこれも交付の趣旨がない。かえつてこの金は後に清算されるものと思つて受取つた旨の記載があるのである。

四、被告人の検事の聴取書中同人の供述として宍戸実が私方に来て何うも形勢上重大決意をしなければならんと言つた。同人は買収ということは言わなかつたが重大決意というので買収の手段も止むを得ないと考えたと思つた。私は自分から立候補したのではないが組合員が私を信頼して運動しているのでその期待にそう為に場合によつては買収も止むを得ないと思い六千円の金を出した旨を援用してあたかも買収のために支出したようになつているが、しかしこの調書は重大な点を故意か偶然か遺脱している。援用している宍戸実が被告人を訪問して重大なる決意をしなくてはならないという被告人がよつて買収も已むを得ないと思つたということは何時のことか明かにされていない。

前述第一の㈠の行為は昭和二十二年三月三十日頃と原判決は認定しているが、その前とすればこの決意のもとに交付されたものと見て第一の㈠を認定するにさして困難なことではないが、金銭の授受がその後とすれば第一の㈠の行為は前としても第一の㈠の行為がその決意のもとになされたということを認定することはできない。

前述検事の聴取書を見るとその第四項に「確か四月一日の朝でした宍戸が私方に参り」と原判決援用の文句に続いて

いる。原判決はこの四月一日以下を援用しなかつたことは故意であるといわれても仕方があるまい。即ち買収も已むを得ないと思つたのが四月一日であるからその前に交付した前述第一の㈠の行為は何等のかかわりがない。

五、宍戸実に対する検事の聴取書中同人の供述として「選挙運動の費用としてはそんなに入る必要はないので結局いざという場合の買収費という意味だと思つて受取つた」とあるがこれは宍戸実の解釈であつて被告人の交付の意思をあらわすものではない。もとより本件においては第一の㈠において三千円の交付したことは事実ではあるが選挙の準備資金として又選挙費用として三千円や六千円の金を要することは今日の物価高において当然のことであるからこれを買収費として見るためには金員の支出のみによつて認定する訳にはゆかない。

以上の点を綜合して見ると第一の㈠の行為が買収費用として交付されたとして罪の判断を下したことは何等の証拠のないことに帰するものと思う。

即ち本件は証拠によらないで事実の認定した違法あるものとして破毀を免がれない。

以　上

昭和二四年(れ)第五〇〇号

判　決

本　籍　和歌山県有田郡箕島町大字新堂四〇一番地
住　居　同県同郡同町大字箕島三四〇番地
パン製造業　杉　原　憲　四　郎　当四八年

右の者に対する物価統制令違反被告事件について昭和二三年一月一七日大阪高等裁判所が上告審として言渡した決定に対し原審弁護人池辺甚一郎から再上告の申立があつたので当裁判所は刑事訴訟法施行法第二条に則り次のとおり判決する。

主　文

本件再上告を棄却する。

理　由

弁護人池辺甚一郎の上告趣旨は末尾添附別紙記載の通りである。

諭旨では「原判決は」云々といつて居るけれども原審の裁判は判決ではなく決定であること記録上明である。

再上告は判決に対してのみ許されて居るのであつて決定に対しては許されないものであるから本件再上告は不適法として棄却さるべきものであること当裁判所の判例とする処である（昭和二三年(れ)第一〇九一号同年一一月一三日言渡判決）（因に一月三日は官公吏丈けの休暇であつて一般の休日ではない）

よつて旧刑事訴訟法第四四五条に従つて主文の如く判決する。

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第五〇〇号

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第五〇〇号

以上は当小法廷裁判官全員一致の意見である。

検察官　安平政吉関与

昭和二四年六月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　長谷川　太一郎

裁判官　井上　登

裁判官　河村　又介

裁判官　穂積　重遠

弁護人池辺甚一郎上告趣意

第一点　原審判決ハ徒ラニ裁判ヲ拒ミシ処ニ違憲カアル

(一)　原審判決ハ被告人ハ上告ノ申立ヲシタカ旧刑事訴訟法第四百二十三条ノ法定期間内ニ上告趣意書ヲ提出シナイトノ理由ニ依リ法律上ノ判断ヲシナカツタカ

然シ其該上告審ノ公判期日ハ昭和弐拾四年一月十七日テアツテ其ノ上告趣意書ノ提出ノ最終日ハ夫レヨリ十五日前テアル同月二日迄ニ提出スレハヨイノテアルカ同月二日三日四日ハ年始ノ休日ニ当ルカラ期日ニハ算入セナイ従テ同月三日迄ニ提出スレハヨイノテアルカ同月二日三日四日ハ年始ノ休日ニ当ルカラ期日ニハ算入セナイ従テ同月三日迄ニ提出スレハヨイノテアル

(二)　然シテ上告人ノ提出シタル上告状ハ昭和二十四年一月一日速達郵便ヲ以テ発送シタモノテアルカ該書面カ同月ノ四日到達シタノテアル

然ラハ期間前到達シタコトカ明カテアル然ルニ原審判決ハ斯クノ如ク期間内ニ到達シタノニ拘ラス期間経過後ノモノナリトシテ敢テ判断セナカツタ或ハ本年ハ元始祭ハ取リ止メトナツタカラ同日ハ祝祭日ニ当ラヌト断定シタカモ知レナイカ成ル程本年ハ元始祭カ取リ止メトナツタコトカ間違ヒナイカ元始祭ハ或取リ止メト成ツタカラト云ツテ太政官達ニ依ツテ年始ノ休日テアルコトハ間違ヒナイカ刑務所ニ当リテモ被告人ハ控訴ノ申立ヲ当宿ノ係官ニ申出テタ際モ同日ハ休ミタカラトノ理由ノ下ニ取扱ヒヲセナカツタ現ニ弁護人ノ体験シタモノテモ三件アル

(三)　如斯本年ノ一月三日ハ休日テ有ツテ期間ニ算入セナイモノテアルトスルナラハ徒ラニ期間経過後ノ趣意書ナリトシテ敢テ判断ヲセナイト云フコトハ国民ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪フモノテアル何人モ苟モ国民テ有ル限リ裁判所ニ於テ裁判ヲ受クルノ権利ヲ奪ハレナイコトハ我憲法ノ明文ニ照シ明カテアル

然ルニ原審裁判所ハ期間徒過シタルモノテナイノニ拘ラス徒過ニ供口シテ敢テ判断ヲ為サナカツタト云フコトハ国民

ノ手ヨリ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪イ取ツタモノテアツテ到底破毀ヲ免レナイ違憲カアルト云ハナケレハナラナイ

第二点　原審判決ハ国民生活ノ保障ヲ阻害スル物価統制令ハ法律トシテ存在価値ナキニ拘ラス之レカ解釈適用ヲ為シタル第二審判決ヲ是認シタル違憲カ有ル

(一)　凡ソ物ノ価格ハ水ニ象ルモノテアル水ニハ常ノ形カナイト同様物ノ価格モ常ノ価格カナイモノテアル水ハ対象物ニ依ツテ変化スル様ニ物ノ価格モ需用供給時場所ニ依ツテ変化スルモノテアル此ノ変化常ナキ物ノ価格ヲ如何ニ法律ハ万能テアルト云フテモ強行スルコトノ出来ナイコトハ之レ恰カモ水ノ形ヲ法律テ決メタト同様テアル水ノ形ハ丸イモノテアルト法律テ決メテモ四角ノ器ニ容レタナラハ四角ニナルモノテアル斯様ニ宇宙自然ノ不滅ノ哲理ヲ法ニ依ツテ左右センントスル処ニ物価統制令ノ欠陥カアルノテアル

(二)　水ハ高キヲ避ケテ低キニ付ク人ハ損ヲ避ケテ利ニ付ク此ノ本能ヲ制圧シテ法ヲ立テ、モ決シテ所期ノ目的ヲ達スルモノテハナイ

物価統制令ハ人間ノ本能ヲ制圧シテ法ヲ立テタ結果安意迅速公平ニ分配セラル可キ法律本来ノ使命ヲ果スコトカ出来ス物価ノ暴騰追在流通ノ阻碍ヲ来シテ居ルノテアル此ノ法律ヲ遵守シテ居ル社会ノ現実カ明カニ立証シテ山口判事ナリ鎌田判事カ斃レタノヲ見テモ該法律ハ自然原理ニ反シ人類ノ不幸ヲ来ス妥当性ヲ欠ク法テアルコトハ明瞭テアル

(三)　如斯法律ハ憲法第二十五条ニ所謂生活権ノ保障ヲ脅スモノテアツテ法律トシテ形式ノ存在価値カアルトシテモ実質価値カナイモノテアル

然ラハ斯ル法律ハ解釈適用ヲ為ス可ラサルモノテアルコトハ明カテアル然ルニ原審判決ハ斯ル存在価値カナイ法ノ解釈適用シタ第二審判決ヲ徒ラニ是認シタ処ニ違憲カアル

以　上

昭和二四年(れ)第七四三号

判　決

本籍並に住居　埼玉県北埼玉郡鴻茎村大字鴻茎一三七六番地
農　業　小森谷　健　一　当二〇年

本籍並に住居　同県同郡同村大字同一一五一番地
農　業　関口倉錠　当二〇年

本籍並に住居　同県同郡同村大字同一三七三番地
農　業　梓沢弘一　当一九年

右の者等に対する強盗、窃盗被告事件について昭和二四年一月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は刑事訴訟法施行法第二条に則り次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第七四三号

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第七四三号

理　由

被告人等三名弁護人橋本金弥同浦田関太郎の各上告趣意について。

論旨は、いずれも原審の被告人等に対する刑の量定が不当であるというのであつて、なお弁護人浦田関太郎は、原審が被告人等に対し刑の執行を猶予する言渡をしなかつたのは基本的人権を無視したものであると主張している。しかしながら、原審の量刑不当を主張することは上告の適法な理由とはならないし、また原審が被告人等に対して刑の執行猶予を言渡さなかつたからといつても、刑の執行を猶予しないことが基本的人権を侵害するものでないことは当裁判所の判例（昭和二二年(れ)第二〇一号昭和二三年三月二四日大法廷判決）とするところであるから、論旨は採用することができない。

よつて、最高裁判所裁判事務処理規則第九条第四項、旧刑訴法第四四六条に従い主文の通り判決する。

以上は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官　安平政吉関与

昭和二四年六月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　長谷川太一郎

裁判官　井上登

裁判官　河村又介

裁判官　穂積重遠

弁護人橋本金弥上告趣意

一、上告の理由

第二審裁判所における判決は刑の量定が不当であります

その主なる理由は左の通りであります

イ、被告人三名は年少者であつて終戦後の思想混乱に巻込まれたる同情すべき弱者である

ロ、被告人等は改悛の情状顕著なるものあり再び過ちを敢てする危険がない

ハ、被告人等の居住地民及び小学校長等が右の事実を保証してゐる

以上

弁護人浦田関太郎上告趣意

第一点　上告人三名のものは、強盗罪等の罪名によつて、原審に於いて、小森谷健一は、五年、関口倉錠、梓沢弘一は各三年の懲役の言渡しを受けたのである。しかも、三名は何れも家庭の事情を考慮され保釈が許され、夫々農業に従事し家事の手助けをすることが出来て居ります。刑訴第四百五条、第四百十一条の各規定に照して、原審は極めて、隠健なる判決であります。従つて刑事訴訟法第四〇八条による、御判決を受けても決して不服はない筈であります。たゞ梓沢引一、関口倉錠に対しては原審に於いて、酌量減刑を賜つたのでありますが、刑法第二十五条によりて、最長期間でも結構でありますが執行猶予に附せなかつたことは人間の本性を考へなかつたものであり、憲法第十一条に所謂、基本的人権を無視したものであると信ずる。

以　上

昭和二四年(れ)第七五五号

判　決

本　籍　朝鮮慶尚北道慶州郡陽北面九吉里

住　居　和歌山県海草郡下津町大字下津通称神出浦

土　工

紺　こと

権　元　祚　当五二年

右の者に対する詐欺被告事件について昭和二四年一月二一日大阪高等裁判所が上告審として言渡した判決に対し被告人及び原審弁護人池辺甚一郎から更に上告の申立があつたので当裁判所は刑事訴訟法施行法第二条に則り次のとおり判決する。

主　文

本件再上告を棄却する。

理　由

鍛治、池辺弁護人の上告趣旨はいずれも末尾添附別紙記載の通りであつて、これに対する当裁判所の判断は次ぎの如くである。

両弁護人名義の上告趣旨について。

論旨においては憲法違反という字句を使用して居るけれども其内容は原審が詐欺罪に関する刑法の規定の解釈適用を誤つたということを主張する以外の何ものでもない、従つて再上告適法の理由とならないと同時に小法廷において裁判を為し得

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第七五五号

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第七五五号

べきものである（尤も若し原審が右刑法の法条を曲解して罪とならざるものを罪としたならば、法律によらずして刑罰を課することになるかも知れない、しかし原審の解釈に誤は無いのみならず、かかる事項は一つに右刑法法条の解釈問題として決せらるべきもので其以外何等憲法問題を生ずるものではない、かかる主張は裁判所法第一〇条刑訴応急措置法第一七条規定の所謂違憲の主張に該当しないものと解すべきである、若し右の如き主張が総て右違憲の主張に当るものとすれば刑法第二編各条の誤解を主張する論旨は総て一応再上告適法の理由となり得べく、又総て大法廷で審理しなければならなくなるであろう、法律がかゝる趣旨でないことは多言を要しない）

弁護人池辺甚一郎の上告趣旨第一、二点について。

第二審の刑の量定に対する批難は上告の理由とならない憲法にいう公平な裁判所の裁判とは所論の様な場合を指すものでないことは当裁判所大法廷の判示する処である（昭和二二年(れ)第四八号事件同二三年五月二六日言渡判決）（なお弁誤人両名名義の上告趣旨に対する説示参照）。

同第三点に付て。

食糧の配給制度が憲法違反でないことは既に当裁判所大法廷の判例とする処である（昭和二三年(れ)第二〇五号事件同年九月二九日言渡大法廷判決）。論旨は理由がない。

よって最高裁判所裁判事務処理規則第九条第四項、旧刑事訴訟法第四四六条により主文のとおり判決する。

以上は当小法廷裁判官全員一致の意見である。

検察官　安平政吉関与

昭和二四年六月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　長谷川太一郎

裁判官　井上登

裁判官　河村又介

裁判官　穂積重遠

被告人権元祚の弁護人鍛治利一同池辺甚一郎の上告趣意

第一点　原判決は上告論旨第二点に対し「原判決（第二審判決）によれば被告人が真実転入していない坂本一郎等をあたかも転入したように装うて、和歌山県食糧営団係員を欺罔し、よつて配給名義で主食類を騙取したといふにあつて、被害者が食糧営団であり、これを錯誤に陥れて本来配給の受けられない主食類を入手した点を詐欺と認定した趣旨」である、いやしくも欺罔手段を弄して相手方を錯誤に陥れよつて財物を奪取した以上、たとえ相当対価を支払つたとしても詐欺罪の成否に消長を来すものではないと解すべきであるとの理由でこれを排斥した。

しかし右配給を受けたのは第二審公判で相被告人の江藤が「権さんは以前大成建設会社の下請等を為し土工飯場を持つて居りましたが昭和二十二年十月初頃私方へ来て下津町神出浦で進駐軍の突貫工事で道路工事や築港工事の下請をやつて居たが雇入れた土工が輸出証明書を持つて来るものがないから食糧に困つて居るが何とかして救けて呉れと云ふ話があつたので金本一郎から輸出証明書を世話してやつたのです（一九一丁裏）私は戦争中東部軍管区経理部の部員として人夫を使用して工事を完成さするのに努力しましたが当時使用して居た人夫と転出証明書の人名が一致せず困つたことがありましたが当時上官が人名が合はすとも人員丈け合へば良いと云つたことがあつたことを思出し事実人夫は自分の転入証明書を持つて来る様なことは殆とないと云ふような実体でありましたので実際権方に人夫がその数丈けあれば転出証明書と人名が合はなくとも良いと云ふ今から思へば浅墓な考へから世話した訳であります（一九三丁）転入証明書の頭数丈けは使つて居りましたそれで食糧が足らないので甘藷を買集めたりして居りました」（一九四丁）と供述し

上告人も「私は当時下津町で飯場を設け人夫を傭うて進駐軍の急く工事を請負ふて居りましたので人夫に食べさす食糧に困つたので江藤に何とかして救けて呉れと頼んだら昭和二十一年十一月中頃江藤が金本一郎から最初八枚次に七枚計十五枚を買入れることを世話して呉れたのです（一九六丁）

問、当時被告人の飯場は何人程人夫が居つたのか、答、当時人夫が八十名程居りましたが飯米通帳を持つて居るものは三十九名丈けでした、問、配給を受けた主食は怎うしたか、答、全部人夫に喰へさしました他へは売つて居りません」（一九七丁裏）と、述へて居るし和歌山県内務部渉外課長の証明書（一一〇丁）大成建設株式会社作業課長の証明書（一四九丁）其の他一件記録に依つて明らかなように上告人は下津町神田浦に於ける築港及び附帯の道路工事を下請したのであるがそれは進駐軍下命による所謂突貫工事であつて遅滞を許されないものであつたからこれに必要な人夫を集めたところ集つた人夫共は殆んと転出証明を持つて居ない者ばかりであつた、これは各地の飯場を渡つて歩く人夫が緊急の際の予備軍の作用をして居り渡り者であるから転出証明書を持つていないのが大部分である、これ等は密航鮮人で始めから配給台帳に登録されてないか、そうでなくとも前の飯場で前借して逃げ出し転出証明書を持たないのである、所が来る人夫には直ぐに食事の配慮をせねばならずそれをせねば人夫は退散し工事の進行は出来ない、仕事は進駐軍の下命工事であるから何としても期限に間に合はせなければならないところから江藤に相談したところ転出証明書を見付けて呉れたので、それで転入手続を済まし人夫達の食事を得て工事の進行が出来たのであつて配給を受けたのは実在の人員以下であり実在しない人夫の分迄配給を受けた事実はない、故に現実に配給を受け得る人夫について配給を受けたに止まるし配給を受けるのは所定の価格による買受けだが素より相当代金を支払つて買受けたのである、詐欺罪は実質犯であつて不正領得の意思を必要とする。即ち其行為によつて財産上不法の利益を得る意思がなければならない、これが食糧管理法違反其他の形式犯と異るところである、然るに上告人は配給を受け得る人夫の配給を受け其人夫の食用に供したのであつて自己の為に用ひたのではない、唯正当の手続を践まなかつた点が悪いのである、領得の意思がないから実質犯たる詐欺罪は成立しない、詐欺罪は盗罪の一種として自然犯の範疇に入り其犯意は領得の意思が内容を為すこと普遍の理念であり刑法の法条もこれを基準として適用されるべきである。第二審が上告人を詐欺罪として処断したのは適正な法の適用を為さなかつたものと云ふへく憲法第三十一条に所謂法律の定める手続によらず刑罰を科したものであり之を是認した原判決は違憲の裁判である。

以　上

弁護人池辺甚一郎の上告趣意

第一点　科刑不当ヲ以テ上告理由トナスコトカ出来ナイト判断シタル原判決ハ違憲テアル

(一)　原審判決ハ科刑不当ヲ以テ上告論旨トスルコトカ出来ナイト判示シタ

或ハ日本国憲法ノ施行ニ伴フ刑事訴訟法ノ応急的措置ニ関スル法律第十三条ニ於テ旧刑事訴訟法第四百十二条乃至第四百十四条ヲ削除シタル点ヨリシテ斯クノ如ク判示シタト思フノテアルカ果シテ左様ナ見解テ斯ル断定ヲシタトスルナラハ思ハサルノ甚タ敷キモノテアル

(二)　応急措置法ニ於テ斯ル規定ヲ削除シタノハ科刑不当ノ裁判ハ是正スルコトカ出来ナイト云フ意味テナイ

新憲法ハ旧憲法ヨリ人権ノ尊主ニ付キテハ一層前進シテ居ルノテアル基本的人権ノ完ヲ使命トスル憲法ノ精神ニ基キ裁判ハ公平テナケレハナラヌコトハ云フ迄モナイ

憲法第三十七条ニ於テ裁判ノ公平云々シタノモ一ツニ玆ニアル

(三)　公平テ有ル可キ裁判ニ於テ科刑不当ノ裁判ノ是正ヲ求ムルコトヲ得可キハ当然テ有ツテ敢テ論ヲ俟タナイ処テアル応急措置法ニ於テ斯ル規定ヲ削除シタノカ憲法ノ精神ヨリシテ斯ルコトハ自明当然テアツテ訴訟法ニ於テ敢テ蛇足ヲ加フルノ必要カナイカラテアル

然ルニ其文字ノ末葉ニ捉ハレ単ニ応急措置法ニ於テ旧刑事訴訟法ノ科刑不当ノ点ヲ削除シタルノ一事ヲ以テ如何ニ科刑不当ノ裁判モ是正ヲ求ムルコトカ出来ナイト判示シタルハ人権尊重ヲ念トスル憲法ノ精神殊ニ公平ノ原則ニ反スルモノテアツテ到底破毀ヲ免レナイ違憲アリト云ハサルヲ得ナイノテアル

第二点　本件ヲ詐欺犯ト認定シタル原審判決ハ公平ノ原則ニ反スル違憲カアル

(一)　凡ソ詐欺罪ナルモノハ個人ノ財産権ノ保護ヲ以テ立法ノ精神トシテ居ルモノテアル従テ之レカ成立ニハ被害主体ノ存

スルコト欺罔手段ヲ施スコト因テ財物ヲ騙取シタルコトノ要素ノ存在必要トスルノテアル然ラハ本件ニ付イテ此ノ要素カ存在シテ居ルカ否カニ付イテ考察スルニ原審判決ハ被害者ハ食糧営団ダト云フノデアルカ同営団ハ被害主体トシテノ適格アリヤテアル仮リニ斯ル適格アリトシテモ如何ナル損害ヲ蒙リタルヤテアル対価ヲ貰ツテ食糧ヲ交付シテ居ルノテアル何等ノ損害ヲ蒙ツテ居ラナイノテアル

(二) 原審判決ハ対価ヲ貰ツテ居ツテモ苟モ欺罔手段ニ依ツテ配給取引ヲ為シタ以上ハ詐欺罪ノ成立ニ間然スル処カナイト判断シテ居ル様テアルカ財産権ノ保護ヲ以テ立法ノ精神ニトスル我成法ノ精神ニ照シ何等財産的損害カナイノニ拘ラス尚ホ且ツ詐欺罪ノ成立ヲ云々スルカ如キハ牽強附会ノ謬見モ亦甚タ敷イト云ハサルヲ得ナイノテアル

本件ノ如キハ食糧管理法ノ特別法ニ依ツテ律ス可キコトハ本旨テアルノニ拘ラス被告ヲ重ク罰センカ為メニ詐欺罪ノ規定ニ宛テハメントシタル処ニ無理カアルノテアル

(三) 本件ヲ虚心担懐ニ観察シ合理的ナル判断ヲ下スナラハ原審判決ノ判示セル被害者ナリト称スルモノハ被害主体トシテノ適格ナク亦何等ノ被害ヲ蒙ツテ居ラナイノテアル仮リニ其手段ニ於テ欺罔ノ行為カ有ツタトシテモ未タ以テ詐欺罪ノ成立ヲ認ムルコトカ出来ナイノテアル然ルニ拘ラス強イテ事実ヲ否曲シテ詐欺ノ成立ヲ肯定シタルカ如キハ公平ノ原則ニ反スル違憲アリト云ハサルヲ得ナイ

第三点　原審判決ハ国民生活ノ安定ヲ脅カス配給統制ノ解釈適用ヲ是認シタル違憲アリ

(一) 配給統制々度ハ国民ノ生産意慾ヲ鈍ラシ物資ノ遍在ヲ来シ生活ノ不安ヲ招クニ至ルコトハ吾人ハ現実ニ体験スル処テアル現ニ此ノ法律ノ遵奉者タル山口判事鎌田判事カ栄養失調ニ依ツテ相次テ斃レルニ至ツタコトハ現実ニ之ヲ物語ツテ居ル物資ヲ公平円滑安易ニ各人ノ手ニ配給シ引ヒテ国民生活ノ安定ヲ目的トシテ立テラレタル制度ハ返ツテ反対ノ現象ヲ来シテ居ルノハ何ニ基因スルノテアルカ人間ノ個性ヲ無視シテ人間ヲ物理的科学的数学的ニ律セントシタ処ニ誤リカ

有ルノテアル人間ハ生キンカ為メニハ物ニ対スル慾望カアリ繁殖センカ為メニハ色ニ対ス慾望カアリ又伸ヒンカ為メニハ名誉ニ対スル慾望カアルノテアル之レ人生ノ三大慾望テアツテ之レヲ捨テタトキハ人類死滅ノトキテアル水ハ高キヲ避ケテ低キニ付キ人ハ損ヲ避ケテ利ニ付ク又水ニハ常ノ形カナイト同様物価格モ常ノ価格カナイ水ハ対象物ニ依ツテ物ノ価格ハ需用供給時場所ニヨツテ変化スルモノテアル此ノ常ノ価格ヲ法律ヲ決メタナラハ物資ノ流通カ疏碍セラル、許リテアリ

又安イ価格テ供出ヲ強行シタ処テ其目的ハ達セラレナイ又官僚ニ配給ヲ為サシメタナラハ徒ニ時間労力費用ヲ空費スル丈ケテ円滑ニ行カナイ反ツテ闇取リ引カ増加スル許リテアル之レカ為メニ配給ノルートニ乗ルモノハ極メテ僅少トナツテ来ルノテアル斯ル結果生活ノ不安ヲ来スニ至ルコトハ必然テアル然ルニ此ノ観易イ道理ヲ打チ忘レテ今尚ホ之ヲ存置シテ居ルコトハ国民ヲ餓鬼道ヘ拍車ヲ掛ケルモノテアル

(三) 我憲法ハ其第二十五条ニ於テ総テ国民ハ健康テ文化的最低限度ノ生活ヲ営ム権利ヲ有スル云々ト規定シ健康テ文化的最低限度ノ生活ヲ営ム権利ヲ附与セラレタモノテアル然ラハ此ノ権利ヲ疏碍スル法律ハ例ヘ其形式ニ於テ法律タルノ要件ヲ具備シテ居ルトシテモ其実価ニ於テ吾人ノ生活権ヲ脅スモノテアルカラ明カニ此ノ憲法ノ条章ニ違反シ無効ノモノテアル然ルニ原審判決ハ之ヲ有効適法ノモノナリトシテ解釈適用シタ処ニ違憲カアル

以　上

昭和二四年(れ)第八四八号

判　決

本籍並に住居　新潟県南魚沼郡神立村五一六番地

農　業　南　雲　正　吉　当四三年

右の者に対する詐欺、窃盗被告事件について昭和二三年一二月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は刑事訴訟法施行法第二条に則り次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人根本仙三郎上告趣意第一点について。

記録によると、被告人は、原判決一乃至四の詐欺罪についてはその罪がいまだ官に発覚しない前に自首した事実が認められること所論の通りである。

しかし、自首によりその刑を減軽するかしないかは、刑法第四二条によつて裁判所の自由裁量に任されているのであるから、原審がその減軽をしなかつたことを目して違法であると言うことはできない。されば、原判決には所論のような違法はなく論旨は理由がない。

同第二点について。

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第八四八号

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第八四八号

原審公判調書によると、原審は、被告人の本件犯行につき動機その他の事情を一通り調べている。すなわち、被告人は原審公判廷で家庭の事情、特に金がいるような事情があつて本件犯罪を犯したのではないこと、入手した金銭は旅費等に費つたこと等を述べて、家出したのはかつて天狗熱に罹つたことがあり夏の暑さに会うと悪いことをしたり家を飛び出したりすると言つている。そして、被告人の人物、性格等については裁判官が法廷で被告人に接することによつても又犯罪行為自体によつても或る程度の心証が得られるのであるから、これらの事情をいかなる限度に取り調ぶべきかは事実審の自由裁量に任されているのである。されば、原審がその公判調書に記載されている程度に本件について取調をしている以上、審理不尽による違法はないのであるから、論旨は理由がない。

同第三点について。

原審の認定した被告人の本件犯罪は、五つの詐欺罪と一つの窃盗とであつて、その犯罪の態様から見ても、必ずしも弁護人の主張するように原審の科刑が非常に苛酷の刑であると言うことはできない。そして「事実審の裁判官が普通の刑を法律において許された範囲内で量定した場合において、それが被告人の側から観て過重の刑であるとしても、憲法にいわゆる残虐な刑罰と呼ぶことはできない」と言うことは当裁判所の判例とするところであるから、原判決は所論のように憲法の精神に反するものではない（昭和二二年(れ)第三二三号、昭和二三年六月三〇日大法廷判決）。論旨は結局原審の量刑が不当であると非難するに帰するので、上告の適法な理由ではないから採用することはできない。

よつて、旧刑訴法第四四六条に従い主文の通り判決する。

以上は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官　長谷川瀏関与

昭和二四年六月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　長谷川太一郎

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　穂積重遠

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第八四八号

弁護人根本仙三郎上告趣意

第一点　被告人は昭和二十三年五月十六日狩野宮治方に於て窃盗を為したる原審判示第六の事実に就ては同二十二年八月発覚逮捕前自首を為し同時に原審判示第二の桐生寅治より蓄音器を騙取したる件原審判示第一の青木隆三より金二万円を騙取したる件原審判示第三の三浦清市より金二千五百円を騙取したる件原審第四の鈴木孝之助より金二千円を騙取したる件に付ては同時に発覚逮捕前各犯行を陳述し自首を為したることは自首調書（記録五丁）の存在により明了なりとす従て右犯行に対しては何れも自首による軽減を為す可きは当然なるに原判決は自首の事実を認めず従て刑法第四十二条を適用せざるは不当に法律を適用せざる違法あるものにして原判決は破毀を免れざるものとす。

第二点　公判に於て被告事件の審理に当つては犯罪事実を取調ぶるの外其犯罪を為すに至りたる事情及動機を取調べざる可からず右は犯罪の情状に大に影響ありて適当に刑を量定す可き鍵なりとす動機事情の良否は刑の量定に絶大の影響あることは論の俟たざる所なりとす然るに原審公判調書を見るに被告に対して各犯行を為したる動機事情例へば生活の費用に窮して金員を欲したるか又は飽くなき利欲の為めなるか金員を相当所持せるに尚之を貪る為めか等の動機事情に対して何等審理したる事跡なし従て犯行の情状は明らかならざるに帰す右は全く審理せざる可らざる情状の取調を遺脱したるものにして審理不尽の不法あるものと云ふ可く此点に於て原判決は破毀を免れざるものとす。

第三点　被告人に対する原審判示事実は㈠昭和二十二年三月二十日青木隆三より金二万円を騙取したる件㈡同年五月初旬桐生寅治より蓄音器一台を騙取したる件㈢同月八日三浦清市より金二千五百円を騙取したる件㈣同月九日鈴木孝之助より二千円を騙取したる件㈤同月十四日狩野宮治方より宿泊料三百円に対する利益を不法に得たる件㈥同月十六日右狩野宮治方より衣類八点庖丁一丁及現金千三百円を窃取したる件にして右贓額の総計は合計八万六千円余にして右は今日の物価に照しては犯罪として贓額少額のものと云はざる可らず罪質は窃盗一件にして他は詐欺に外ならず而して被告人は前に横領罪

の処分を受けたることあるも、十年以上を経過し前科は法律上抹消せられたものにして前科なきものと看做さざる可らず斯の如く前科なきに贓額の少額なる犯行を犯したる本件事実に対しては仮令犯罪数は数ヶあるも其刑期に付ては大に斟酌す可きものありと云ふ可く本件に対しては精々一年六月位の刑に処するを以て当然と信ず然るに原判決が第一審判決に雷同し犯罪の動機事情を取調べず漫然三年に処したるは著しく正義に反し非常に苛酷の刑を科したるものと認む可く此の如きは憲法の精神に反するものと云ふ可く此点に於て原判決は破毀を免れざるものとす。

以　上

昭和二四年(れ)第九八六号

判　決

本　籍　栃木県那須郡狩野村大字三島二九番地

住　居　不　定（当時東京拘置所在所）

無　職

板　垣　勝　男　当二七年

右の者に対する強盗殺人被告事件について昭和二四年三月一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は刑事訴訟法施行法第二条に則り次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人板垣勝男、弁護人西元禎および同斎藤淳一の各上告趣意書（斎藤弁護人の分は訂正追加書とも二通）は、末尾に添えた別紙記載の通りである。

（一）　本強盗殺人事件は、第一審第二審の有罪判決に対し上告があつて、当裁判所第二小法廷が破毀差戻の判決をし、高等裁判所が再び有罪判決をしたのに対する上告事件である。本件犯行が発覚したとき、検事は旧刑事訴訟法第一八二条によつて検視を為し、同法第一八三条第一七六条により検証ならびに死体の解剖をしたのであるが、その際医師黒須周作に対し創傷の部位程度死因等について鑑定を命じた。しかし第一審判決はその鑑定書を援用せず、同医師死体検案書を証拠とした

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第九八六号

のであるが第二審判決は右の鑑定書を証拠として被害者の創傷の部位程度ならびに死因を認定したところ、上告審は上告論旨を容れ、検事の右鑑定命令は違法であるからそれに基いて作成された鑑定書は適法な手続によつたものでないとし、それを証拠とした第二審判決は違法だというので破毀差戻の判決をしたのである。差戻を受けた原審では、検事から死因鑑定の申請があり、第四回公判に黒須医師を証人として喚問し、死因について鑑定書同様の供述を得たが、しかし原判決は右の供述を証拠とせずやはり死体検案書を証拠とした。

(二)　被告人板垣の上告論旨第一点は、被告人は原審において黒磯警察署刑事某および秋元等を証人として公判廷に喚問されたいと申請したのに、原審は前者については決定を為さず、後者については、一度口頭で公判廷に喚問することを認めて置きながら、のちに現場において喚問することに変更し、被告人に対質の機会を与えなかつたのは、法令に違反する、というのである。なるほど記録を見ると、被告人は原審第三回公判廷において「秋元等は証人としてもう一度お調べ願いたい」旨を述べたとの記載があり(七五三丁)また弁護人からもその旨の証人申請書が提出されているが(七五五丁)同証人を法廷に喚問することを原審が口頭で認めたような事実は認められない、また刑事某の証人申請をした形跡はない、そしてもし仮りに論旨の通りであつたとしても、証拠調の範囲限度は事実審たる原審の自由裁量にゆだねられているところであつて申請された証人をことごとく公判廷に喚問しなければならぬという法規は存しない。憲法第三七条第二項もそういう趣旨でないことは、当裁判所の判例とするところであつて(昭和二三年(れ)第八八号同年六月二三日大法廷判決)、論旨は結局原審の自由裁量権を攻撃することになり、上告の適法な理由にならない。

(三)　同上告論旨第二点は、原審証人秋元等と関沢信の証言は虚偽である、と攻撃するが、原判決はこれらの証言を証拠として採用していないから、問題にならない。そして事実を立証するためさらに証人を申請し再審を要求しているが、上告審は事実審ではないから、さような請求を認め得ないこと、言うまでもない。また原審が被告人が薪割を兇器として持つて

行つた、と認定したことを非難するが、事実認定の攻撃は上告理由にならない。

(四)　同論旨第三点も、同じく事実認定の攻撃にほかならず、上告理由にならない。

(五)　西元禎弁護人の上告論旨第二点は斎藤弁護人の上告趣意第一点第二点の援用であるから、(六)(七)に併せ考えることとする。その第一点の論旨は、本件犯行は敗戦後の社会的経済的混乱無秩序によるものであり、被告人が若年の戦争犠牲者であるのに、原判決が被告人に死刑を科したことは、刑の量刑が著しく不当でありまた著しく正義に反するから、これを破棄して自判されたい、というのである。ところで同弁護人はその論拠として刑事訴訟法第四一一条第一項および第二号ならびに第四一三条を引用しているが、これらは新刑事訴訟法の条文であつて、旧刑事訴訟法および刑訴応急措置法の事件たる本件には当てはまらない。もつとも旧刑訴法下においても「人道上残酷と認められる程度の極端な量刑不当が存する場合には上告理由となることは言うを待たない。」という当裁判所の判例があるが(昭和二三年(れ)第五六九号同年九月九日第一小法廷判決)原審本刑の量刑は決してかくの如き程度のものでない。原判決の認定したところによれば、本件は極めて計画的に財物のため人命を奪つた大胆残忍な犯行であり、しかも記録によれば、被告人は犯行の翌日犯罪地域内の郵便局から被害者の留守宅に電報を打ち置きその夜および翌日同家をおとずれ、多額の金品を詐取して遊興に費したような次第で、その悪性のいちじるしいことが認められるから、原判決が被告人に死刑を宣告したことは、正義に反するものでないと判断すべく、論旨は理由がない。

(六)　斎藤弁護人上告趣意書および追加上告趣意書による論旨第一点は、原審第五回公判期日(昭和二四年二月五日)には弁護人海野普吉が不出頭であつたにもかゝわらず、原審は同公判期日において指定した第六回公判期日(昭和二四年二月一七日)につき同弁護人に適法な召喚手続(旧刑訴三二〇条、八四条、九九条)をとらなかつた、従つて同弁護人は右第六回公判期日には出頭しなかつたのであるが、原審は同期日に相弁護人位田亮次の立会の下に公判を開廷して弁論を終結し

た、これは明かに旧刑事訴訟法第四一〇条第一一号にいわゆる「不法に弁論権を制限した」場合に当り、原判決は破棄をまぬかれないと、いうのである。

判例をさかのぼると、大審院時代に、第一回公判期日につき弁護人に対し適法な召喚手続がとられている以上、同公判期日に右弁護人が出頭しなくとも、特別の事情のない限り、裁判所が公判廷において次回期日を指定告知すれば足り、不出頭の弁護人に対し重ねて旧刑事訴訟法第三二〇条の召喚手続をする必要はなく、第二回以後の公判期日についても順次同様である、との判例がある（大正一三年(れ)第一一九二号同年四月一六日大審院刑事第五部判決。昭和九年(れ)第一二四六号同年一一月二〇日大審院刑事第四部判決）。今日においてもこの判例を変更すべき理由はないと思われる。

ところがこゝに、昭和二三年(れ)第四六号同年四月六日最高裁判所第三小法廷判決という当法廷の判例があつて、弁護人の一人が公判期日に不出頭であつたときその次の期日をその弁護人に通知しなかつたのは「不当に弁護権を制限した」ものである、と断定している。すなわち大審院時代の判例をくつがえしたもののように見えるが、その事実が前二回の場合および今回の場合とちがうのである。すなわち右の事件においては、弁護人の一人が欠席した公判期日において裁判所は「次回公判期日は追而指定する旨」を告知しながら、その次回の期日を右の弁護人に通知しなかつたのであるから、当法廷がこれを違法と判断したのは当然である。

本件の事情はこれを異なり、被告人と相弁護人出頭の法廷において次回の期日が指定されたのである。こういう場合にも実際上の取扱としては当日不出頭の弁護人にも次回期日の召喚状を適宜送達するのが普通であるがたまたまそれをしなかつたからとて、法律の要求する手続を怠つたものとは言われない。適法に召喚を受けた公判期日に何ら納得すべき理由なくして欠席した弁護人は、同公判期日における審理の進行状況、次回期日指定の有無等については、自ら進んでこれを確めるだけの努力をすべきこと、弁護人としてはむしろ当然の事である。殊に本件のごとく被告人および相弁護人が公判期日に出頭し

て次の期日の指定の告知を聞いた場合には、被告人または相弁護人において次回公判期日までに欠席弁護人と連絡を取つて公判の準備を整うべきであり、もしやむを得ない事情によつて再び出頭し得ない場合には、延期の申請その他適当な手段がありそうなことである。さて記録によれば、第六回公判期日につき海野弁護人に対して召喚手続がとられなかつたことは、論旨の通りであるが、原審は右期日以外の公判期日にはすべて適法な召喚状を同弁護人に送達している。そして海野弁護人は原審公判に一回も出頭していないのであつて、しかもその不出頭の理由については記録上何らの認むべきものがない。その状態においてたまたま一回の召喚状不送達を自己の利益に援用するのはいかがなものであろうか。要するに原審が「不法に弁護権の行使を制限した」とは言い得ないのであつて、論旨は理由がない。

（七）　斎藤弁護人上告論旨第二点は、原判決は本件の犯行を「医師黒須周作作成の昭和二一年六月一日附死体検案書中右の事実について判示と同旨の記載」によつてこれを認めているのであるが、その検案書は氏名不詳者の死体について為されたものであつて、その死体が被害者本田良一の死体であることを認めるに足る証拠が欠けている、というのである。しかし、右検案書の前文によつてそれが昭和二一年五月二四日栃木県那須郡東那須野村大字下中野地山林内で発見された死体に関するものであることは明かである、そしてその他の証拠を綜合してそれが本件被害者本田良一の死体であることが認められるのであるから、原判決には何ら証拠によらずして事実を認定した違法はなく、論旨は理由がない。

（八）　斎藤弁護人上告論旨第三点は、原判決には本件犯行の場所被害者死亡の日時および死因を証拠によらずして認定した違法がある、と主張する。しかし（殺害行為の場所、死亡の日時等は犯罪構成要件たる事実でない。もちろん犯罪事実の同一性を確定する必要上それらの事実も証拠によつて認定すべきであるが（旧刑事訴訟法第三三六条）、証拠によつて認定した理由を一々判決書に記載する必要はない。旧刑事訴訟法第三六〇条第一項は「罪ト為ルヘキ事実及証拠ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ説明」すべき旨を命じているが、それ以外の事実については、たといそれが犯罪事実と密接不可分の関係にある

昭和二四年六月七日判決　昭和二四年(れ)第九八六号

としても、必ずしも証拠によつてこれを認めた理由を判決書に記載することまでは要求されていない。

従つて本件の日時場所について原判決はその認定の理由たる証拠が一々挙げてなかつたと仮定しても、それを違法なりとして上告の理由たらしめ得べきでない。（犯罪の日時に関しては昭和二二年(れ)第九二号同年一二月四日最高裁判所第一小法廷判決および昭和二三年(れ)第一二五八号同二四年二月一〇日同第一小法廷判決、犯罪の場所に関しては昭和二三年(れ)第一四五九号同二四年二月八日同第三小法廷判決参照）

（九）　同論旨はさらに本件被害者の死因について、原判決は「傷害に基く多量の出血のため」と認定しているけれども、証拠として挙げた検案書には「貴要部ノ損傷ニ……続発スル多量ノ出血ニ因スル急劇ナル脳貧血及ビ脳震蕩ニヨリ」と記載されており、因果関係につき認定事実と証拠とが符合しない、と非難する。しかし、殺人罪において行為と結果との間の因果関係を判示するには、死亡の結果が被告人の行為に起因するものであることを見て取り得る程度で充分であつて、必ずしもその因果関係の経過を細大漏らさず説明しなければならないものではない（前掲昭和二三年九月九日第一小法廷判決参照）。それゆえ本件においても多量出血と死亡との間に脳貧血とか脳震蕩というような経過があつたにしても、結局において被告人の傷害行為による多量出血のための死亡たることに変りはないのであるから、判決文と検案書の記載との間には何らの食いちがいもないのであつて、原判決が証拠なくして因果関係を認めたという論旨は理由がない。

以上の各論旨いずれも上告の理由にならぬから、旧刑事訴訟法第四四六条によつて主文のとおり判決する。

以上は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　長谷川劉関与

昭和二四年六月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　長谷川太一郎

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　穂積重遠

被告人板垣勝男上告趣意

第一点　法令ノ違反アリト信スル理由

第一項　犯罪ノ動機トナリマシタ被害者ニ対スル昭和十六年七月ノ怨恨ニツイテハ黒磯警察署司法主任関沢信ハ之ヲ故意ニ聴取書ニ記載セス却ツテ怨恨ハ寛大ナ裁判ノ障碍トナルカラト欺キ且警察ニ一任スレハ被告人ノ利益トナルカラト賺シタ揚句ニ暴行ヲ加ヘ被告人ニ正当ナ陳述スル機会ヲ与ヘス如何ナルコトモ警察ノ調書通リテアルコトヲ裁判テ述ヘレハ利益ノ大ナルモノカアルカラト強請シ送局シタノテアリマス従ツテ聴取書ハ変造ナリト主張スル被告人ノ陳述ハ証人関沢信ノ証言ニヨリ否定サレテキタ実情ニ鑑ミ怨恨ヲ述ヘタル事実ノ有無ニツイテ被告人ト利害カ全ク相反スル黒磯警察署司法主任関沢信ハ之カ証人トシテハ全ク権威ナイモノテアリマスカラ高等裁判所第六刑事部第二回審理法廷ニ於テモ再ヒ聴取シテ被告人ヲ新橋駅前ニテ逮捕シタ刑事ハ其ノ場ニ於テ怨恨ニツイテ聴取シテ居リマスカラ怨恨ヲ述ヘタル証拠トシテ右刑事ヲ御呼ヒ下サイト述ヘタノテアリマス之ハ当然証人関沢信ノ怨恨ノアツタコト被告人ハ述ヘストスル証言ノ虚偽従ツテ之ヲ記載セス聴取書ハ変造ナリトスル証明ニナルモノト信シテ右刑事ヲ証人申証シタノテアリマスカラ当然決定ヲ為スヘキ場合ニ係ス之ヲ為ササリシハ違法ナリト信スルノテアリマス

第二項　昭和二十三年高等裁判所第二回審理法廷ニ於テ「ヨキ」ヲ依頼シタ証人秋元等喚問申請ニ就テ「ヨキ」カ証人トシテ被告人トノ口頭ノ約束テアリマスカラ証人トノ対質ハ絶対ニ必要ナノテアリマスカラ被告人ハ「呼ンテ戴キタイ」ト述ヘ弁護人モ又当法廷ニ喚問スルコトヲ申請シタノテアリマス証人秋元等ハ昭和二十二年控訴院第五刑事部ニ喚問サレタ時裁判長ノ訊問ニ対シテハ被告人カ陳述シタ三回目訪問シタコト並ニ「ヨキ」モ「サツカリン」モ依頼シタコトヲ否認シタノテアリマスカ被告人カ三回目ニ訪問シタコトヲ証明スル証人カ居ルト発言シテ糺シマスト三回目逢ツタコトヲ認メ「サツカリン」ノ依頼シタコトモ認メルニ至リマシタカ「ヨキ」ノミハ否定スルト云フ前証言ヲ訂正シタ証言ヲ陳述

シタノテアリマス之ニ依ツテ証人ト被告人トノ対質カ事実ノ発見ニハ必要テアルコト明ラカテアリマス右証人申請ニ対シ裁判長ハ口頭テ証人秋元等ヲ法廷ニ喚問スルコトヲ認メタノテアリマスカ後日決定書ニヨレハ証人秋元等ヲ現場ニ於テ喚問スルコトト変更シタノテアリマス対質ハ事実発見ノ為ニ絶対ニ必要ナノテアリマシテ之ヲ職権ニヨリ変更シタコトハ不法ニ弁護権ノ行使ヲ制限シタモノト信シマス尚昭和二十三年十一月六日検証現場ニ於テ証人秋元等ハ三回目逢ツタ記憶ヲ曖昧ニシナカラ「サツカリン」ノ依頼ノミハ認メテイルト云フ証言ヲ陳述シテイルノテアリマス三回目逢ツテ「サツカリン」モ依頼シタコト前証言ニヨリ明ラカナル以上今回ノ証言ハ不信ナルモノテアリマス之ニ依ツテ如何ニ対質カ必要テアツタカ明瞭テアリマス

第二点　証言カ虚偽テアルコトノ理由

第一項　証人秋元等ノ証言ハ虚偽テアリマス証人秋元等ハ其ノ証言ニ於テ「ヨキ」ハ依頼セスト陳述シ被告人ト逢ツテイル記憶ヲ二回トシ三回目ニツイテハ確答ヲ避ケ「サツカリン」ノ依頼ノミハ認メ尚葉煙草一貫目程世話シタト述ヘテ居リマスカ証人カ被告人ト逢ツテ居ル明瞭ナ記憶ハ二回テアルコトハ証言ニヨリ明ラカテアリマス

「イ」　第三回目ニ逢ツテ始メテ「ヨキ」「サツカリン」ノ依頼シタコトニナルノテアリマシテ二回シカ記憶カナイノテアリマシタラ「サツカリン」ノ依頼モ記憶ナシトシナケレハナリマセン昭和二十二年控訴院第五刑事部ニ於ル裁判長ノ訊問ニ対シテ証人ハ被告人ノ陳述シタ三回目逢ツテ「ヨキ」「サツカリン」ノ依頼シタコトヲ否認シタ答弁ヲシナカラ被告人ノ発言ニヨリ糺サレタ結果三回目逢ツタコトヲ認メ「サツカリン」ノ依頼シタコトモ認メルニ至リマシタカ「ヨキ」ノミハ否定スルト云フ裁判長ニ対スル答弁ヲ訂正シタ証言ヲ陳述シタノテアリマス之ニ依ツテ三回目逢ツテイル事実カ判明シ「サツカリン」モ依頼シタコト明白ナノテアリマス然ルニ今回ノ証言ニ於テハ三回目ニ逢ツテイルコトヲ曖昧ニシナカラ「サツカリン」ノ依頼ノミ認メテイルノテアリマス三回目ニ逢ツテ「サツカリン」ヲ依頼シタコト前証言ニヨリ明ラカナル以上今回ノ証言ハ不信テアリマス

「ロ」　葉煙草一貫目程世話シタトスルノハ被告人ノ三回目訪問ノ根拠ヲ隠蔽セントスル故意ノ数量テアリマス即チ被告人ハ第一回目ニハ米ヲ買出シ第二回目ニハ餅米ト葉煙草一貫目第三回目ニハ米ト葉煙草二貫目ヲ買出シタノテアリマス葉煙草ノ合計ヲ二回ニ搬ンタノテアリマスカラ被告人カ証人ヲ訪問シテ逢ツテイル回数ハ三回テアリマス証言ノ如ク一貫目程テアリマシタラ二回シカ逢ツテイナイコトニナリマスカラ三回目逢ツタ記憶アリヤナシヤト因ハレル余地全クナイノテアリマス葉煙草ハ当時被告人ノ寄宿先東京都向島区（現墨田区）隅田町一ノ一、二七七番地阿部仙太郎方ニ於テ紙巻タバコノ製品トシタノテアリマスシ同家ノ当時ノ人々（阿部仙太郎・妻カネ・息三郎）モ三貫目ヲ二回ニ搬ンタコトハヨク承知シテイルノテアリマス右三名カ証人テアリマスカラ葉煙草一貫目ハ虚偽テアリマス

「ハ」　「ヨキ」ハ依頼セストスル証言ノ虚偽ナル証明

証人秋元等ヲ第三回目ニ訪問シテ「ヨキ」「サツカリン」ノ約束ヲシテ別レタ後日二月下旬又ハ三月上旬頃当時被告人ノ寄宿先東京都向島区（現墨田区）隅田町一ノ一、二七七番地阿部仙太郎方ヘ正午頃「京浜方面ノ用事ヲ終ヘテ帰ヘル序テアルカラ頼ンテ置イタ「ヨキ」ト「サツカリン」トカ今手許ニアルナラハ貰フ心算テ寄ツタ」ト訪ネテ参リマシタ「今手許ニナイガ急クノカ」ト訊キマスト「別ニ急カナイカ序タカラ」ト云フノテ「今度行ク時手ブラテハ行ケヌカラ土産替リニ持ツテ行ク」ト答ヘテ時分頃テアリマシタカラ同家ノ妻女ニ飯ヲ炊イテモラツテ昼食ヲ喰ヘサセテ帰ス玄関テ「今度何時クルカ」ト問フノテ「一寸ハ行ケヌカ行ク時ハ忘レスニ「ヨキ」モ「サツカリン」モ持ツテ行ク」ト答ヘテ再会ヲ約シ別レタノテアリマス其ノ夜食膳ニ於テ秋元カ訪ネテ来タコトカ話題ニナツタノテアリマスカ被告人ハ同家ニ寄宿シタ口実（私ノ田舎ノ伯父サンノ家ハ富裕ナ農家テ食糧ハ不自由シナイシ不自由サセナイカラ）上秋元ハ戦友テ彼カラ米モ煙草モ買ツテイタトハ申セマセンカラ「今日訪ネテ来タノハ田舎ノ近所ノ人テ私カ此ノ前帰郷シタ時東京

テ伐採用ノ薪割リノ出物ト「サツカリン」カ手ニ入ツタラ買ツテ置クコトヲ約束シタノタカ今日上京シタ序ニ買ツテアルカト思ツテ受取リニ寄ツタノタ」ト話シ「今度帰ヘル時ハ「薪割リ」ト「サツカリン」ヲ買ツテ帰ヘラナケレハナラナイ」ト云ツタノテアリマス証人秋元等ハ「ヨキ」ハ依頼セストスルモ之ヲ受取リニ用事ノ序ニ寄ツタ事実カアリマス被告人ト逢ツタ記憶カ二回シカナイトスルモ右ニヨリ四回テアリマスカラ証言ハ不信極マルモノテアリマス被告人ノ買出シ残金ヲ依托サレナカラ被告人ノ犯罪ヲ奇貨トシテ没収シ証言ニ於テ悪意以外ノナニモノテモナイ陳述ヲシテイルノテアリマス

右証人トシテ東京都墨田区隅田町一ノ一、二七七番地阿部仙太郎・同人妻カネ・息三郎ヲ申請シマス

第二項　黒磯警察署司法主任関沢信ノ昭和二十三年十一月六日高等裁判所第六刑事部ニ於ル証言ハ虚偽テアリマス証人関沢信ハ証言ニ於テ被告人ハ被害者ニ対スル怨恨ノアリタルコト述ヘスト陳述シタノテアリマス怨恨カアレハコソ事態ハ発生シタノテアリマスカ黒磯警察署司法主任関沢信ハ之ヲ故意ニ聴取書ニ記載セス証言ニ於テハ怨恨ノアリタルコト被告人ハ全ク述ヘスト陳述シタノテアリマス被告人ヲ新橋駅前ニテ逮捕シタ刑事ハ如何ナル為ニカカルコトヲ為シタリヤト訊問シタノテアリマスカ怨恨ハアリタルモ殺人ハ不測ノ禍ト答ヘタノテアリマス同刑事ハ黒磯警察署ニ於テ再ヒ怨恨ニツイテ被告人ハ述ヘストスルモ被告人ヲ逮捕シタ刑事ハ二回迄訊問シテイル事実ハ証人ノ証言カ虚偽テアルコトノ証拠テアリマス被告人カ被害者ニ対シテ怨恨ノアリタルコトヲ述ヘタル証拠トシテ被告人ヲ逮捕シタ刑事ヲ証人申請致シマス之ニ依リ黒磯警察署司法主任関沢信ノ証言ハ虚偽テアリ従ツテ聴取書ハ変造テアリマス

右述ノ証明ニヨツテ証人秋元等並証人関沢信ノ証言ハ虚偽テアリマスカラ再審ヲ請求スルモノテアリマス原判決ニ依リマスレハ「ヨキ」ハ兇器トシテ携行シタトアリマスカ既述ノ如ク依頼品トスル証明カアル以上原判決ハ当然破毀サレ

ルモノト信シマス

第三点　事実ノ誤認テアルコトノ理由

第一項　「兇行後二人連レカ通リカカツタ」ニ就テ最初二人連カ通リカカツタ時被害者ト被告人トハ道路ニ面シタ森ノ中（道路ヨリ五尺程中草地ニ人ノ倒レタ跡カアルト信シマス）ニ居タノテアリマス次ニ二人連カ引返シテキタ時ハ被害者ハ道路ノ端溝ノ中ニ倒レテイタノテアリマスカラ二人連カ通リカカツタ時ハ既ニ兇行後テアルシ又二人連ノ通行人ノ証言ノ如ク「最初通リカカツタ時倒レテイタノハ被害者ト思フ」トスルナラハ当然其ノ時被害者ハ負傷シテ森ノ中ニ倒レテイタノテアリマスカラ其ノ個所ニ血痕ノ附着シテナイト云フコトハ絶対ニナイノテアリマスカ被告人ハ今日迄最初倒レテイタノカ被害者テアルトサレテイル個所ニ血痕ノ附着シテイタコトヲ聴カナイノテアリマス二人連カ被害者ノ呼フ声ニ引返シテ来タ時被告人カ「呼ンタノハ私タ」ト欺イタニモ係ス彼等ハ「イヤオ前ノ声テハナイ」ト瞬間ニ見破ツテイル事実ハ最初通リカカツタ時ニ被害者ト言葉ヲ交シテイタ証拠テアリマス最初通リカカツタ時ニ被告人ト言葉ヲ交シテイタナラハ倒レテイタノハ判ツキリ被害者テアルコトカ知レマスカラ「最初通リカカツタ時倒レテイタノカ被害者テアツタコトカ先入主トナツテイタト云フ曖昧ナ証言ハシナイト信シマス引返シテ来タ時倒レテイタノテアルヒマス二人連カ通リカカル前ニ兇行カ犯サレテイマスト辺リ静カナ田舎ノ砂利道テ自転車ノ軋リ酔ツタ勢ノ唄声ヲ耳ニシナカラ之ヲ無視シテ兇行ヲ遂ケタト云フコトニナリマスシ其等ニ声ヲカケラレテ始メテ通行人ヲ意識シ其レ迄ハ身ヲ隠スコトモシナカツタノテアリマス而シテ兇行後二人連カ引返シテキテ声ヲカケラレル迄ハ人ノ気配ヲ感シナク其ノ場ニ佇立シテイタコトハ犯罪ノ意識ヲ持ツ者ノ行動テアリマセウカ当時ノ心境ヲ呆然ト云フ以外ニ形容スルコトカ出来ナイノテアリマス特ニ被害者ノ呼ンタ声カ救ヲ求メル叫声テアリマシタナラ加害者テアル被告人ハ三者ヲ警戒シ人目ニ極度ニ敏感ニナル者カ自転車ニ乗リ現場迄引返シテ来

タ者ニ声ヲ掛ケラレル迄其ノ場ニ佇立シテイルモノテセウカ

此ノ点被告人ハ判官諸公ノ厳正公平ニ訴ヘルモノテアリマス

第二項　「鞄ハ探シテモナイ」ニ就テ鞄ヲ探シタトサレテイル時間ト探ス範囲其ノ夜ノ気象状態カラ推シテ「鞄ハ探シテモナイ」トハ絶対ニ云ヘナイノテアリマス二人連カ立去ツタ後ハ真昼ヲ欺ク許リノ月明ノ夜トナツタノテアリマス被告人ノ六型ノ文字盤カ判ツキリ読ミトレタ程テアリマスカラ落シ物ヲ探スニシテモ苦ノナイ明ルサナノテアリマス犯行ノ始メカラ立去ル迄ノ時間六時間カラ七時間ヲ鞄ヲ探シテモナイト云フコトニナリマス然モ現場ノ近辺ヲ隈ナク探シタトサレテイル被告人カ現場トハ目ト鼻ノ先ニアツタ石地蔵ヲ知ラナカツタ事実ハ探シタト云フコトトハ余リニモ矛盾シタ事実テアリマス探サナカツタレハコソ石地蔵カアツタノモ知ラナカツタノテアリマス六時間モ七時間モ何ヲシテイタカ当然介抱シテイテフト水テモ飲マシタラト思ヒ太田原寄リニ水ヲ求メテ戻ツタ時皇ヲ背ニシテ前ニ自転車ヲ置キ其ノ間ニ蹲踞マツテ被告人ノ最前ヨリノコトヲ一部始終見テイタ二人連ノ一方ヲ発見シマシタ彼ハ被告ト言葉ヲ交シ何ノ怪シムコトナク立去ツタノテアリマス之ハ二人連ノ通行人カ引返シテ来タ時被告人ハ酔払ヒノ介抱ナリト陳弁シテ彼等ヲ立去ラセタ口実カ被告人ニ声ヲカケラレル迄様子ヲ見テイテ介抱シテイルコトカ確カメラレタカラ怪シムコトナク立去ツタモノト信シマス又当時被告人カ穿イテ居リマシタ白ズボンノ膝一面ニ血痕カ附着シタノハ（遊女八重子ノ証言ニヨリ明ラカテアリマス）片膝ヲ折リ片膝ヲ立テタ其ノ上ニ被害者ノ頭部ヲ乗セ体ヲ凭レカカラセテ介抱シタ為ニ膝一面ニ血痕カ附着シタノテアリマシテ他ニズボンノ膝ニ血痕ノ附着スル理由ハナイノテアリマス計劃的ナコトヲ犯ス者カ何テ血痕ヲ附着サスヤウナ不用意ヲ犯スモノテセウカ現場ニ止ツテ居タ時間ハ鞄ヲ探シテイタノテハナイ理由右ニ依ツテ明ラカテアリマス尚鞄ハ持去ツタ形跡カナイカラト云ツテ之ヲ探シテモナイトシ腕時計ハ鞄ヲ処分シタカラ之ハ取ツテ処分シタトスルコトニ対

シ被告人ハ不服テアリマス

第三項　「金ヲ恵マレタ」者カ「品物ヲ疎開シテ持ツテイルカラ売リタイ」ニ就テ

「恵ム」ト云フコトハ貸与ト違ツテ与ヘタモノカ再ヒ手許ニ戻ルコトヲ予期スル行為テハナイコト当然テアリマス然ルニ「金ヲ恵マレタ」者カ其ノ御礼トシテ「恵マレタ金」ヨリ一見シテ三倍モ四倍モスル黒サーヂノズボンヲ持ツテ来タカラト云ツテ其レヲ平然トシテ受取ツテイル事実ハ先ニ「恵ンタ」トサレテイタ「金」カ「恵ンタ」ト云フコトニハナラナクナリマス先ニ「恵ンタ」トサレテイタ金カ当然或ル代償即チ手付ケヲ意味シテイタコトハ想像ニ難クナイノテアリマス「百円ノ金ヲ恵クマレナケレハナラナイ程ノ者カ謂ヘ御礼トシテモ恵マレタ日ヨリ二、三日ヲ出ナイ内ニカカル品ヲ持ツテクルコトカ果シテ出来ルモノテセウカズボンヲ金ニ換エテ金テ返礼スレハ手許ニ残金カ「恵マレタ」トサレテイル金ヨリ多額ニ入ルコトカワカツテイルノニ係ス損ヲシテマテ之ヲ品物テ持ツテイタ事実ハ品物ヲ持ツテ行カナケレハナラナイ義理カアツタレハコソテアリマス「恵ンタ」トサレテイタ金カ手付ケデアツタレハコソ持ツテ来タ品物ヲ何ノ躊躇モナク受取ルコトカ出来タノテアリマスカラ「恵マレタ」ト云フ根拠ハ全クナイノテアリマス

又「恵マレナケレハナラナイ程窮迫シテイテ他人ノ袖ヲ乞フニ至ツタ者」カ「品物ヲ疎開シテ持ツテイルカラ」ト云ツテ「金ヲ恵ンタ」当ノ相手カ信用スルテセウカ「恵マレナケレハナラナイ程人ニ同情心ヲ起サセル境遇ノ者」ト「品物ヲ疎開シテ持ツテイルカラト云ツテブローカーヲシテ信用サセ得ル境遇ノ者」トハ当然別人テナケレハナラナイト信シマス従ツテ「恵マレタ」者ト「品物ヲ疎開シテ持ツテイル」者トノ間ニハ何ノツナカリモナイノテアリマスカラ之カ同一人テアツテ被害者ト那須ニ向ツテ行ヲ共ニシタト云フ判決ノ理由ハ誤認テアリ齟齬テアルト信シマス

第一点　原判決は刑の量定が甚しく不当であつて、また著しく正義に反するものである、（刑事訴訟法第四一一条一項及び二号）場合に該当するものと信ぜらるるから破棄するを至当と考う左に其の理由を開陳する。

㈠　他を責むること厳にして自からの責任を閑却し何等の自覚顧慮をも為さざることは、これまさに「著しく正義に反するもの」と言わなければならないと信ずる。

祖国日本の政治最高責任者達は無茶無謀の大平洋戦争（旧大東亜戦争）を起して遂に「カイロ」宣言「ポツダム」宣言を招来し、大敗を喫したる結果は「ポツダム」宣言を受諾して降伏を為し、自からの光輝ありし歴史を泥土に付し百十余の大小都市は戦災により廃墟となり国家は崩壊的状態に陥り秩序は破壊し国民は飢餓線上に逐い込まれて世は挙げて混乱阿修羅の巷と化し国民は自制心を失い各種の犯罪は日常茶番事のように行われた。先きには鬼と罵り憎悪の情を抱き居つた聯合国方面よりの食糧輸入なかりせば二千万人以上の餓死者を生ぜしならんと言われたほどであつた。食糧輸入があつてさへ生活窮乏により一家心中を為した者も可なりあつた。栄養失調により死んだ者も多数あつた。

本件犯行が行れたのも終戦後の混乱甚だしき昭和二十一年五月二十四日の夜であつた。

前記のような混乱無秩序而かも生活物資の窮乏により生活及び生存を脅かされる不安焦燥の環境に措かれた場合普通人は心の平静を失い更に進んでは緊急避難的自己保全の心情が働いて心ならずも犯罪に遂いこまれるのである。かゝる時代に行われた犯罪は秩序回復すれば自然に行われなくなる。玆に其の特質があり相違があるのである。

戦時中我国青年の殆んどが軍に応召し「海行かば水つく屍、山行かば草むす屍」の意気込みを以て勇躍出征し或は挺身隊となり或は特攻隊員となつて一死国に殉ずる貴き犠牲の心を抱いて出て行つたが敗戦となり終戦帰還するや彼等多数の家は戦災焼失し家人は離散其の行方さえ判明しない状態であつた。先きには歓呼万歳を以て送つた世間は冷眼白眼

視するに至つた。而かも気の毒にも彼等は生活の途さえ見出し得ざる結果は自暴自棄になり兇悪犯人に変じた。

本件の被告も応召して満洲牡丹台其の他に転戦したるが病を得て軍の病院に入院加療中に終戦となり復員帰還するや家は戦災により焼失し家人は離散其の所在さえも判明しなかつたのである。

本件被告の犯行も前述の様な社会混乱無秩序の際に行われたのである。不幸なるかな被告。洵に気の毒の至りであるとも考えられる。

被告は本年二十七歳になつたばかりで未だ人間としての考が成熟しない年齢である。被告の上申書及び上告趣意書によれば死刑を免れて生き延びんとする心情が悶々押え難き生の執着の旺盛なるものが見出される。前にも述べし如く現在のように秩序回復せる時代には再び本件の如き犯行は被告により繰返えされないと思う。加うるに被告の悔悟亦容易に見出し得らるると信ずる。

(二) 人間の生命は創造主である全智全能の生ける真の神のみが付与し得るものであること勿論である。人間は自からの明日の運命さえも知ることが出来ない無智のものである。死刑を科すると云う重大なことは慎重に為すべきであると考へらるる。死刑を一度執行すれは生命は回復できない。

「罪を悪んで人を憎まず」という言がある。真に至言である。

死刑と懲役刑とは其の本質を異にする。

原判決が本件被告を死刑を以てせるは「刑の量定が甚しく不当であり」且つ著しく正義に反するものと考えられる。よろしく本件被告には刑法第二百四十条の規定の後段に「、、、、、、死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」とある無期懲役を選択して被告を無期懲役の刑に処するを適正且妥当と信ずる。

附言

本件被告には刑事訴訟法第四百十三条の規定に基き最高裁判所に於て破毀自判無期懲役に処すべきだと考へます。

第二点　相弁護人斎藤淳一氏の上告趣意第一点及第二点を援用致します。

以　上